

第十三回 参議院法務委員会會議録第四十五号

公聴会

昭和二十七年五月二十六日(月曜日)午前
十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
長谷山行蔵君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 清原 邦一君
法務府特別 吉河 光貞君
審査局長 関 之君
法務府特別 審査局長 関 之君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君

公述人

東京大学 牧野 英一君
名譽教授 国立国会 金森徳次郎君
図書館長

日本労働組合 長谷部儀助君
総評議会法規 対策部長 鈴木 多人君
弁護士 編纂人 吉野源三郎君
京都大学 法学部教授 瀧川 幸辰君
弁護士 塚崎 直義君
弁護士 海野 普吉君
弁護士 花井 忠君
国家公安委員 内田 繁隆君
早稲田大学 政治経済学部教授

弁護士、自由人 権協合理事長
国家公安委員 花井 忠君
早稲田大学 政治経済学部教授

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今から法務委員会公聴会を開会いたします。
本日は、お手許に配付いたしました御氏名表で御覧のように、十名の公述人のかたから御意見を拜聴いたします。

公述人に対して御挨拶を申し上げます。本日は御多用の際、貴重なお時間を本委員会のために御割愛を下さいます。出席を賜ったことを深く感謝いたします。

なお委員各位に申し上げますが、公述人のかたへに対する御質疑は各公述人の御発言が終了した都度お願いいたします。

しますが、成るべく簡明に御議論に宜らぬように、公述人のかたの御意思の明らかならざる点、或いは更に進んで御意見を拜聴することにとめようと思ひますから、どうぞさよう御了承を願ひます。

なお午前中に相当時間がございましてから、別に公述人のかたへに対して時間的制限を、必要の場合のほかはお願い申し上げます。最初に東京大学名誉教授牧野英一君にお願いいたします。

○公述人(牧野英一君) これは何ですか、何か特に私の専門に属することでお尋ねになることがおきまりになつておつて、それについてお答えすることになりますか。或いは全体について私がどう考へておるかというようなことを申し上げることになりますか。

○委員長(小野義夫君) 破壊法を中心にして、破壊法に関する先生の御意見を拜聴したいと思ひます。委員各位それでよろしいございませうか。

「結構でございます」と呼ぶ者あり
○委員長(小野義夫君) さようお願い申し上げます。
○公述人(牧野英一君) 破壊法をとかく一説いたしましたしたが、かようなことについては、私の立場としてはいづれも比較的研究をいたさねばならぬわけでございますけれども、時間の関係でできませんでしたが一つ、又

恐らくは時間があつても、私どものライブラリーは全部羅災をいたしましたし、又各方面のライブラリーもすこぶ不完全であります。不完全のみならずほかのライブラリーを廻つておりますけれども、検索に非常に骨が折れます。それでありますから、そのほうの用意が甚だ行届いておりませんというところについてお断りを申し上げます。

この法案を一読いたしましたして、こういうものが果して現在の事情で必要であるかどうかということについては、私はよくわかりません。私は只今名誉教授と申されましたが、名誉教授になつてから十五年、世の中の第一線、二線、三線を退いておるものでありますから、僅かに新聞の記事を読み散らして、世の中を想像しておる程度であります。これについても、私はいわけの政治的、社会的立場からの批評というものを資格がございせん。

例えは新聞を見ますという、メーデーの騒擾の事件がこの法案に関係があるように書いてあります。例えはこの法案は団体というものを狙つてあります。メーデーの騒擾と団体との関係、仮にこの法律がメーデーの当時に効力があるものになつておつたとすればどういふ計らいになるものであるかという適用の様子が私にはわかりませんのです。むしろ私のほうからそういう事情を伺つてから意見を述べねばならぬので、私自身は非常にたくさん質問を持つておるわけでありまして、要するに団体等規正令のあとを受けて

事柄を整えるための法律、こういうことになつてございませうので、その実質的な見解というところについては何も申し上げることができんというところ、これも御承知願ひます。結局団体というものがわかつておつて、それについて或る規制を加へるということにすることが必要かどうかということについては、これは御議論はないでしよう。団体といへども相當の社会的、法律的の根柢を有しなければならぬということになりましようが、手続の問題で、この規制の取計らいをする機関を行政的なものにして置くか、或いは司法機関にこれを任せるとかということが多分御議論になつておるのであると思ひます。先ほど比較法的な研究をするいとまがないということについてお断わりを申し上げますが、こういうような法規について諸国がどういふような立場をとつておるか、それから成績が比較法的にどういふことになつておるか、因情とどういふ関係があるかというところを我々としては考へなければなりません。我が国としてはやはり裁判所にインフレーションという方法をやらせるか、行政権のほうで先ずやるほうがいいかという実情については私にはわかりません。この法律を見ましても、裁判所へ持つて行くといふと百日以内にやれというところになつておりますが、裁判所というものは拙速を尊とんでやるといふわけに行かないのです。この法律ですらも百日というのを見ています。裁判所は相當に

手間どるけれども、余り拙速にやつてはいかんで、行政権といえどもやはり一週間の余裕は持たせて研究をさせるといふことになつておるあたりに、立案当局としては相当に考慮をされたものと思ひます。そこへ持つて来て委員会の制度になつておりますので、單純に行政権がやるのではない、委員会が最後の決定をするということになつてゐるのですから、相当にこの点は考へた制度であり、この委員の選任について、国会が本當に有力であるならば、この方法は相當であらうと思ひます。

問題は、国会がどのくらい本當に選任について、何と申しまするか、国会自身が責任を持つてゐるかどうか。それについてこの案で思ひつきましたのは、書面審理になつております。書面審理になつてゐるのを、衆議院の修正によつて事實の調査をすることができるといふように修正になつておりますが、これも私は賛成をいたします。その趣旨は、書面審理といふことは余り乱暴ではないかという批評を世の中で聞かされて、十分それは尤もなことだと思ひます。けれども、書面審理をした上でいやくも不備と認めれば、疑わしきは被告の利益に従ふという原則でありますから、この程度では委員会が審理をしない、こういう立場で十分決定をしてもええ、人権の尊重といふものは全うできるはずであると思ひます。けれども何かの都合で、もう少し事實の審査をしてみたいということがあれば、事實の審査をすることができると、しないで結局申立が不十分であると、棄却の決定をすることができることになつてゐるのは、やはり一つの考へ方であらうと思ひます。要す

るに委員会の力、行政と司法との間にこういう委員会を設けてゐる。行政の部門に属する機関ではあるけれども、やはり司法的な仕事をやる。それは書面審理であるが、常に疑わしきは被告の利益に従つて判断をするのであるから、これは訴訟法上の手続上の原則でありますから、そのほうの申出をする。何と申しますか、調査庁ですか、公安調査庁のほうには余ほど十分手続を経なければいけない、訴訟法上のいふゆる証明がなければならぬ性質のものである。こう私思ふのであります。そういうくらいが手続の問題であります。

内容については、非常にぼんやりしてゐるという批評があつたのを新聞で伺ひましたが、治安維持法のときに考へたような問題に比べて、先ずはつきりしてゐるということが言へました。刑法のそれ／＼の條文と見合せてこしらへてあるものでありますから、概念的には一通り明かになつてゐるわけでありませう。但し、そうして結局問題は広い意味の共犯……広い意味で言う、やや学問的の意味を離れた広い意味で言う共犯を罰するという方針で出ておりますので、そこいら／＼、殊に文子のかた／＼などにはあふない、學者の方面にもあふないといううな考へになつてゐるのが随分あるやうです。ところがそれが目的罪になつてゐる。どこでしたかな。実は下書きをしてゐたのを今朝忘れて来た。今朝は十時に必ず来なければならぬと思ひまして。茅ヶ崎におるものですから、揃えておいたのを今朝大急ぎで参りました。大事な虎の巻を忘れましたが、とにかく目的罪になつております。目的罪になつておりますから、法律として

は人権の尊重については適當なテクニツクを盡してあるものと思ひます。併しなからさういふものが濫用される虞れがあるのじやないか、こう言われれば、濫用ということになれば、この法律でなくとも、私は現在の法律でも、もう濫用ということになれば、どのくらいあるかわからん。この法律があることによつて、むしろ私は何かの緊急状態、エマーゲンシーの事態になつたときに濫用するのがむしろ和らげられやしないか。この法律によつてやるので、刑法でしないことによつておのずからそこに水が或る程度まで穏やかに流れることになるので、やはりこうした法律があつたほうがいいのであらうと思ひます。併し心配をいたしますのは、とにかく私もいろいろ／＼なお客様が議論にやつて来られるのであります。治安維持法と同じやうな目に会ふのであらうということを虞れを抱いておられるので、法律それ自体が一樣に見ることができないのであるばかりでなしに、時勢が又然るのであるから、さういふ心配はないと思ひますけれども、併し世の中のことを知らない私でございませうから、お役所だからどうなるかわからんと、こうおつしやれば、私としてはそれ以上のことを議論する力はございません。やはり国会は世の中の事情をよく御覽下さいまして、おきめ願ふより仕方がないことかと思ひます。

テクニカルな点からは一、二のものがございませう。これは非常に細かいこととでございませうけれども、細かい議論でございませうけれども、例えば扇動の文字、扇動の文字がどういふつもりで立案者によつて用いられておるかというのをよく一つ、実は立案者の氣持を伺うのでないかとわかりませう。これは一種の特別の用ひかたであるように思ひます。扇動といふものは、我が国の政治としては、治安警察法及び新聞紙法、これは明治時代における法律で、私が心得ておるのは一番早く出たものであります。特殊の意味があるものであります。この扇動といふことはフランス語のプロボカション、ドイツ語のアウフフォルデルングといふ言葉に該当するものであります。これが、これは語学上定義があるのです。こういう法律で「教唆又は煽動」といふのは、私は心得ておりました。これはテクニカルの意味において何かお考えを願ひにならぬまいと思ひます。それから内乱罪の例えれば規定のところで、予備、陰謀の教唆といふものを認めておる。又扇動、これは私にもよくわかりませう。予備、陰謀の教唆といふやうなことは、刑法の學問の上から考えられないほど骨が折れます。内乱罪の教唆を持つたことが予備、陰謀か、或いは予備、陰謀を教唆したといふのか、これも立法としては今まで心得ておりました。こゝういふものは、まあさういふやうな点、その他テクニカルのものについては、ちよいちよいち氣付いた点があるのですが、さういふものについてもう少し整理をして下さつたらどうか。さういふテクニカルのものについて整理をいたしますれば、おのずからこの法律が世の中の疑いを受けるやうなことはないやうにできはしないかと思ひますが、併しとにかく、今は疑いを以て見られておる法律でありますから、こゝういふものを

やや不完全と私は思ひます。この構成の下に、とり急いで法律になさる必要があるかないか、これは一つよく考へを願ひたいので、先ほども申し上げました通り、メーデーの事件を法律においてやるというやうなものと申しますと、私はよくわかりませう、どういふやうにやるか。それから団体といふことが、これもわかつておるやうに書いてあります。が、もくつた団体といふものを目当てにした場合には、この法律は一体どういふやうに動くものでしようかといふやうなことについて、多少まだよく腑に落ちません。団体として明らかなものしか相手にできないやうなわけではどうか。さういふやうな点について、若干のテクニカルな疑いを持つておられますが、そのテクニカルな点については、純粹の法律家がもう少し詮議する必要があると思ひます。さうしてその上で、なお一体世の中の疑惑を免れないものであるかどうかといふことは、一つ法律家として、その上で伺つてみたいものであると思ひます。結局こゝういふ法律ができるであらうといふことは、予期せねばならんことであらう。さういふけれども、いまだ少しこのままで、この法律をものにしなければならんかどうかといふことについては、私は今のところ考へる余地が十分にあると、こゝう思ひます。制度であります。

何か委員皆様の立場で御質問を頂きますれば、それについてだん／＼に多少考へて来たことを申上げることにいたしたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 只今牧野博士の公述に対して御質疑のあるかたは順次御発言を願ひます。

○内村清次君 ちよつとお尋ねします
が、只今の御公述の中に、公安審査委員の選定を、これは国会が責任を持つて、そして選定をすれば、この案としては審査委員会というものが相当スミースに動くだろうと、まあこういう意味の公述をなされておるようでありますが、これは又国会の立場もいろいろ内部事情もございします。ただ問題は、この審査委員会の権限というものが、これは法案にもはつきり出ておりますことは御承知でありましょう。ただ私どもが心配いたしますことは、こういう行政的な裁判というものが新憲法においては司法の裁判権をこれを侵害してはいないかと、こういう一点が私たちは心配しておるわけでございしますが、こういう点についての御意見はどういうことでございましょうか。

○公述人(牧野英一君) 御尤もです。そういうことになりまるといふと、この問題ばかりでなしに、司法権が活動する前に、行政的と申しまするか、いろいろな機関を使うということはだんだん発達しておるわけですが、私ども日常扱います中でも、最も顯著なるものは調停法でございしますが、司法権に附随するところの一つの今まで欠点とせられておるものは、先ず時間を必要とするといふこと、それから事柄の裁量がとかく、何と申しまするか、理解に陥る。私の、牧野が作った言葉で言いますと、具体的妥当性を發揮することがどうも骨が折れる。けれども司法官といえども具体的妥当性を十分心得なければならぬといふことで、民法第一條の第二項というものが新たにできておる。信義誠実の原則というものが明らかになつておるわけでありまして、少くとも差当り問題が起るのには時間の問題です。結局御承知の通り民事の、今までの我々の生活で言いますれば、訴訟を起すよりも調停で片をつけようがまあ結構だ、望ましいといふようなことになり勝ちになり、全体の法律もそれを奨励しておるわけでありますが、結局は裁判所に持ち出さなければならぬことにしても、一先ずそういう簡便な方法を取るといふことが、いろいろな方面に最近法律で認められておるわけでありまして、これもその一つの現われで、直接に裁判権にやらせようとも、一先ずこれでやつたほうがよからうといふことで、必ずしもこの司法権に対する侵害というわけでもなからうと思ひます。私ども職務上扱つておりますことに、私は郵政省の郵便貯金年金に関する審査委員会というものを扱つておりますが、訴訟を起す前には、必ず我々の審査委員会の判決を経なければなりません。これは実際にいって裁判所にかつたよりも早く、そしてまあ当事者の満足を得られるような解決を得ることができたであらうと、私も二十年ほどその委員を務めておりまして信じておりますが、そういうわけで、こういう委員会を設けるというところは、世界的にいって一つの趨勢であらうと思ひます。けれどもこれが、この問題について具体的に適切な制度になつておるかどうかというところになれば、適切であると私どもは申上げざるを得ないと思ひます。けれども事物全体としては、こういうことを先ずこういう行政的な機関でやらせるがいいか、或いはやはり裁判所にやらせるがいいかといふことは、おの

ずから時の宜しきに從つて決定を願うべき事柄でございしますので、理論上この司法権を、何と申しますか、輕んずるとか、侵害するとかといふことにはならぬと思ひます。

○片岡文重君 ちよつと先生に教えて頂きたいのですが、先ほど団体の意義が不明であるといふような御意見から、もうぐりの団体にどう適用するかといふようなことをおつしやられたように存じますけれども、この新憲法の下で保障せられております団体の意義といふものは、それが届出をされ、或いは法人格を持つたにいかかわらず、二人以上の共同目的を持つ団体といふことが、集りであるならば、それを届出の有無にかかわらず、如何にかかわらず、一応団体と考へるというところは、この場合どういふものであらうかといふことを、一つはつきり教えて頂きたいと思ひます。

○公述人(牧野英一君) そこで結局団体といふものの範圍がどういふふうにかまるといふことが一つの問題でしよう。そこできまつたとして、もうぐりをどういふふうに取り扱ふかといふことが、この法律には手続がはつきりしておらないわけですから、そこで私は先ほど申上げました通り、メーデーの騒ぎを思ひ出しまして、この法律を以ては動かんじやないかと、こう思つております。メーデーにしろ、こういう法律が必要である、こういう議論はまだ私は得心がでないのです。ですからただ世の中にかつておる団体について法律であつて、メーデーのような騒ぎには、どうも今のところ何ともいたしかたのない法律であるといふことを考へて、この法律を批評しなければならぬのじやないかと、こう思うのです。それだけの心配を申上げた趣旨です。

○片岡文重君 私のお尋ねしたいのは、簡便に申上げますと、一体もうぐりの団体とはどういふ団体であるかといふことです。

○公述人(牧野英一君) そういうものがあるのじやないですか。それはやはり例えはメーデーで言ひましょう。メーデーといふものは、立派にこの法律がメーデーの当日に有効であつたとするならば、この法律によつて何かやれるようなふうになるのですか。何かそういう団体があつたのですか。ところが何かあつたと新聞には書いてある。私は新聞しか知りませんよ。何か団体があつたらしいが、その団体がどこに何があるか、雲を掴むようなふうに理解しておりますので、そういうときにこの法律はそれを見つけて行くことができないと、こう思ひますが、どうでしょう。

○岡部常君 先生に伺いたいのです。先ほどの御説明で、本法案が団体規制を主眼としておるといふことをおつしやいまして、又政府も、提案者のほうもそういう説明でありました。が近代の社会情勢を見ますと、この団体活動といふものが相當重要な働きをしておるように思ひます。又この団体にやる力といふものが極めて顯著な社会時相の現れとなつておるように思ひます。これにつきまして各国の立法の有様或いは學者のお考えといふようなものをおのりですか、それを承わりたい。

○公述人(牧野英一君) その点を少し

でも書物を見たいと思つたのですが、どうもその点について、まだ何にも調査ができておりません。ただやはりこの刑罰法規の範圍内においては、各個人を捉えて論ずる、こういうことになつております。それ／＼ドイツでもフランスでも扇動に関する法規がありまして、のみならず団体に加入してあるといふことを、それ自体を以て犯罪とするという例もありまゐりますので、犯罪を犯すことを目的として団体を作つて、その中に加入しておれば、それだけで刑法の適用を受けることになりまして、アメリカでは昔この点を問題にしている論文を読んだことがありますが、大陸ではそのアメリカの論文を支持するのがある／＼あります。大陸では前から、フランス刑法にもドイツ刑法にもあります。その程度です。団体そのものをどういふふうに取り扱つていくかといふことについては、これは刑法にはないもので、やはり行政法のほうですが、十分この調査のまだ手が届いておりません。

○羽仁五郎君 牧野先生の御意見の結論は、この法律には幾多の疑問があり、専門的にそれらの点を是正し、然る後に世論に問うて、そして世論の疑い或いは恐怖しているところがそれぞれ除かれるかどうかといふような措置をとるべきである。今急いでこのままの形でこういう法律案を通すといふことには賛成しがたいといふような御意見であつたように伺うのであります。その点をどうも伺つておきたいと思ひます。

○公述人(牧野英一君) その通りでございます。先ほど申上げました通り

り、私は実際の事情を知りません。そうして例えはメーデーのようなことでもこの法律ではやはり駄目なんです。その思えば、この法律は必ずしも現在の緊急なる必要に應ずるにはちよつと役に立たないところがあるのじやないかと同時に、あまりにも世の中の人に心配をかけて疑惑を抱かせていると思ふ。私もその疑惑が相当に誤解ではないかと思ふ点があります。その点ですが、そういうかた／＼とよく討論してみたら、向うのかたに納得の行くことのできる点が多いと思ふ。ともかくもそういうときに、私どもの眼から見て若干の技術的な不備の点がありはしないかと思ふので、実は先ずこゝういふものは、世の中の事情が許せば、私はもう少し研究をして頂きたいと思ふ。例えは一、二例を申し上げましょう。先ほどの扇動という言葉ですが、どういふつもりで扇動という言葉を用いてゐるか、それは治安警察法と、それから新聞紙法のことを申しましたが、その次には終戦後の法律では、税法に關してあります。租税の不納を扇動した者、それから食糧の何か統制に關する法律の中に、供出をしないことを扇動した者、そういう法律の扇動というものは何を考へた意味か。扇動という言葉は相當に始末の悪い言葉なんです。それから法律によつては、扇動又は誘惑という言葉があります。それでこれは一つ立案者に御質問下さればわかるので、私の思慮の至らぬところかも知れませんが、扇動という言葉を使われるときには、もう少しお考えを願わねばならぬまいと思ふのです。普通扇動という場合には、結果を論じないでやる場合であります。例

えば新聞紙に扇動的の文字を用いれば、その結果がどうなるかと、それだけで犯罪になるという意味のものです。結果が出たらどうするかという問題が起つて来るのであります。そういう問題については、ヨーロッパの法律には、やはり扇動は教唆の一つの方法として規定してあります。教唆です。ところがこの法律で見ますと、教唆をした結果が現われれば教唆の規定に従うが、扇動のときにはどうするかという書いてない。そうかという、片方では教唆又は扇動で結果が現われたときの規定がどこかにあります。ちよつとその点の不備だと思ふ。立案者のほうには、牧野の誤解であつて論理的に見ればわかる、この説明があるかも知れませんが、この扇動という言葉は、相當に私どもは刑法の講義をするときに骨の折れる言葉で、牧野は牧野として、自分だけの考えを持つておりますが、併しヨーロッパの言葉で扇動に當るものとしては、例えは新聞紙法から言いますと、日本の元の新聞紙法の扇動を、ヨーロッパの語法で、フランスのプレスの法律でどうであるかと言へば、フランス語のプロボカション、ドイツ語のアウフフォルデルンという言葉が使つてある。そういう立場から言うのと、「教唆又はせん動」というこの法律の言葉は意味をなさぬ。何とか整理を要するところであると思ふ。どういふふうに立案したらいいかということについて、この間若し連中と随分意見を交換してみましたけれども、とにかく「教唆又はせん動」という言葉はおかしいし、殊に結果が現われた場合の教唆だけは書いてあるが、扇動は書いてないといふような細かいところ、これは不備ではないかと私は思ふので、これが、当局のほうでは不備ではないといふ説明があるかも知れませんが、とにかくそういうところは殊に扇動といふ文字がえら／＼世の中の何と言ひますか、心配の種になつておるので、もう少しこれは整理してみたら、こう思ふ。そういうような意味のところ。例えは第二條などでも「必要且つ相當な限度」と、必要にして十分といふことが、必要にして相當なといふのは私にわからないのですが、これなども立案者のほうには何か意義がわかつて書かれたんでしようが、「必要にして且つ相當」といふようなことはよくわかりません。

それから第三番目には、予備、陰謀、教唆、これは刑法論上意味をなしません。このことは、三十七條、三十八條に、教唆、扇動といふことを書いてあるが、

「委員長退席、理事伊藤修君委員長席に着く」

どういふ意味か私にはわかりませんのです。予備、陰謀といふものは犯罪のノルマルの形態ではないので、予備、陰謀を扇動したといふことはあるが、内乱を扇動したけれども、予備、陰謀にとどまつたときにはどうなるか、こゝういふ問題になりますので、その辺がどうも、これでいいものかどうかということを疑ふのです。

それから公務執行妨害罪というものは、ちよつと私心得違ひをしておるかかも知れませんが、未遂を罰しておらない、公務執行妨害罪には、ところがこれには未遂が入つておる。妙な所

違ひが出て来る。これなども我々は整理してないと思ふ。不整理だと思ふ。私は今日入閣が悪いので、発音が余りはずきりないが、整理してないと思ふ。そういうのは我々が、法律家が楊枝で重箱の隅をつついてやつておる仕事であるが、そういう所はもう少し考慮していいと思ふ所があるのです。それで結局継続又は反覆といふような言葉があります。これなども継続又は反覆して将来更にやるといふことになり、継続と反覆の區別はどこにあるか。これは政府の説明にも見えておりますが、継続でもなく、反覆でもないといふことがありはしないか。むしろ簡単に、将来更にやるといふことではないかと思ふ。これは整理の要点です。それから「団体」とは、特定の共同目的」といふ言葉が出て来る。これも私は疑ひを持つております。それから「団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該當する」と、この要件といふものはどういふことであるか。法律的に議論をして行くといふことになり、このことについて私は疑ひを持つております。それから四條のお終ひのところ、

「訴訟に通常必要とされる行為をする」とあり、

「必要とされる」といふことは「必要」といふ意味とどのくらい違ひうか。

次に未遂に關する第六條の二号です。ね。「実行に着手してこれを遂げず」といふ、それから第九條のところに、公安調査庁長官にその願末を届け出る」といふときに、「前項の財産整理が終了したときは、前項とありますのは第二項だけであつて、一項については、

法人は解散するといふことだけにしてあるが、これで一体いいかどうかといふことなども疑ひを持つております。

それからもう一つの団体についてはどうするかといふことが十一條あたりで問題になります。が、団体に対して云々といふ、この団体に対するといふ意味がどういふ形であつたらうか。もう少し整理を要する事項ではないかと私、思ふのです。どうか一つ当局のほうの弁明を伺つて下さいませんか。当局のほうにはこれでいいといふ何か……私それを内訳を書いたものを今朝癡坊をしなかつたのですが、汽車を急いだために忘れて来ました。机の上に……

先ほどの教唆と扇動に關する疑ひの、四十條あたりに、「この法律に定める教唆の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を實行したときは」と、扇動の規定は、扇動されたものが扇動に係る犯罪を實行したときにはどうするかといふことが抜けてゐる。この區別はどうなるか。ところがどこかに、例えは第六條の第二号のお終ひのところの「人を教唆し、若しくはせん動して、これを行わせた団体」とあります。が、この場合には教唆によつて行なつた場合のほかに、扇動して行なつたといふことが予定してあるのです。そのあとには抜けておりますが、そういうようなことが何か……。それから第六條第三号が果して必要なものかどうかといふことについて、私は疑ひを持ちますが、三号は一号、二号の中へ入つてゐると思ふのです。第四條第一項の処分を受け、更に団体の活動として暴力主義的破壊活動を行なつた団体、併

し一、二でも暴力主義的破壊活動を行なつたものがあることになつてゐるのですから、これだいいのじやないかと思ひますが、どういふことになりま

されてゐる。世界の進歩というものは革命によるということを自分は歴史で教へておるのだが、それがあふないことになると、こゝういふふうな心配があら

それは御納得願ふようなものでもないのです。單純なメモですから、大至急整頓をして、御参考までに事務局まで出していただくことでもよろしければいたし

すと、随分広いことになりはしないか。これが第一点であります。第二点は「政治上の主義若しくは施

なつておりますか、教へて頂きたいと思ふのであります。○公述人(牧野英一君) 今の御疑問に對して、私はすぐお答えをするだけの

それから第三十七條の二項の、「第七十八條若しくは第七十九條の罪の教唆若しくはせんと動をなした者」七十九條の罪の煽動というものは、刑法論から

理由のあることだと思ひます。それが「ため」といふことになると、そういうものも入る虞れがあるわけですから、せめて「目的を以て」といふふうに書いて

○公述人(牧野英一君) ここでべらべら申してもうるさい問題で、極くテグニカルなものですから、整頓して差出し

○羽仁五郎君 政治上の主義主張というものを以て立つておる以上は、どうしてもこれを貫徹しようといふことになつて、万策盡きました場合には、或

この程度で私も相当はつきりしておると思ふのです。これは人権蹂躪の理由にはなるまいと思ひますね。乱用されれば別ですが、真つ直ぐに裁判所の立場からみればあやふやな点は先ずない

とで、目的でやる場合と、そういう事実が発生するということを知つておるという場合と二つあるわけですね。例えは横領罪の問題について申しますと、判例にあるのですが、言葉が弱い

○公述人(牧野英一君) メモです。○吉田法晴君 メモでも結構ですが、メモをお忘れになつたといふことで今大分述べて頂いたのですが、できれば若し落ちておつたりいたしますれば、それを頂く方法はないものか、委員長から一つ。

それは治安維持法のほうは、當時国體、それから私有財産といふことで、先ず国民の大多数の人が、國體を愛護し、或いは私有財産を否定するといふことについて、それが罪であるとい

○羽仁五郎君 政治上的主義主張といふものを以て立つておる以上は、どうしてもこれを貫徹しようといふことになつて、万策盡きました場合には、或いは誤つて、御承知のように武器をとつてその政治上的主義といふものを實現しなければならぬといふようなことが實際に上まるといふ場合、これをこの法律が取締ろうとする場合に、これが果してその目的を達するに、先ほど御説明下さいましたように、メーデーの騒擾といふようなものも取締ることができない。目に立つた団体を呼び出すこともできないし、解散を言渡すこともできない。さういたしますと、今の政治の上で非常に広い目的を以て、さまざまの団体がこの法律によつて地下にもぐつてしまひやしないか。そうしますといふと、これを追つかけて、政府は恐らく次の法律案なり何なりを出して特審局といふものを拡大する。秘密警察を拡大する。機密費を要求する。機密費を拡大する。さういふことになりはしないか。即ちこの法律はその目的を果せず、却つて秘密警察を拡大し、機密費を拡大する虞れがないかといふことを心配いたしますのであります。先生のお考えでは、その点についてはどんなふうにお考えに

○公述人(牧野英一君) 今の御疑問に對して、私はすぐお答えをするだけの見識はございませんけれども、併し今の「政治上の主義若しくは施策」といふふうな、それだけはほんやりしておりますが、併しそれから並べてあるのは具体的に刑法で定まつておる犯罪行為ですから、この法律でとつちめる行為は、例えは治安維持法で國體変革を考へた団体に加入したものはといふようなのは違ひまして、政治上の動機によるかゝるときは犯罪といふことであつて、この点は私は、大變文士諸君も心配せられて来たかたもありませんけれども、この法律としては、この程度で私も相当はつきりしておると思ふのです。これは人権蹂躪の理由にはなるまいと思ひますね。乱用されれば別ですが、真つ直ぐに裁判所の立場からみればあやふやな点は先ずない

とで、目的でやる場合と、そういう事実が発生するということを知つておるという場合と二つあるわけですね。例えは横領罪の問題について申しますと、判例にあるのですが、言葉が弱いといふと、目的はないけれども、さういふことになるといふことを事前に知つておれば、それだけで犯罪になるといふ、我々の言葉でいふと、目的主義と認識主義といふことを申しますが、認識はあつたけれども目的がないといふことは随分あるのです。ところが判例によりますと、言葉が弱いために、目的と規定してあるものを認識と解釈する大衆の態度が非常に濃厚だ、そこでこの文字を讀むと、歴史の先生が心配

○公述人(牧野英一君) 心得ました。併し何です。今日はすぐ家へ帰るわけに行きませんので、午後には田中館先生の葬式があります。それから明日のうちにでも整頓しまして、今そのものをすぐお目にかけるのでは、とても

○羽仁五郎君 さつきの点と、もう一つ牧野先生の教へを願ひたいと思ひますことがございますが、それは治安維持法よりもこのほうが或いは少し明確になつておるんじゃないかといふふうな點で教へて頂いたものであります。その點で私がこゝういふ疑問を抱くのであります。

○羽仁五郎君 政治上的主義主張といふものを以て立つておる以上は、どうしてもこれを貫徹しようといふことになつて、万策盡きました場合には、或いは誤つて、御承知のように武器をとつてその政治上的主義といふものを實現しなければならぬといふようなことが實際に上まるといふ場合、これをこの法律が取締ろうとする場合に、これが果してその目的を達するに、先ほど御説明下さいましたように、メーデーの騒擾といふようなものも取締ることができない。目に立つた団体を呼び出すこともできないし、解散を言渡すこともできない。さういたしますと、今の政治の上で非常に広い目的を以て、さまざまの団体がこの法律によつて地下にもぐつてしまひやしないか。そうしますといふと、これを追つかけて、政府は恐らく次の法律案なり何なりを出して特審局といふものを拡大する。秘密警察を拡大する。機密費を要求する。機密費を拡大する。さういふことになりはしないか。即ちこの法律はその目的を果せず、却つて秘密警察を拡大し、機密費を拡大する虞れがないかといふことを心配いたしますのであります。先生のお考えでは、その点についてはどんなふうにお考えに

○公述人(牧野英一君) 今の御疑問に對して、私はすぐお答えをするだけの見識はございませんけれども、併し今の「政治上の主義若しくは施策」といふふうな、それだけはほんやりしておりますが、併しそれから並べてあるのは具体的に刑法で定まつておる犯罪行為ですから、この法律でとつちめる行為は、例えは治安維持法で國體変革を考へた団体に加入したものはといふようなのは違ひまして、政治上の動機によるかゝるときは犯罪といふことであつて、この点は私は、大變文士諸君も心配せられて来たかたもありませんけれども、この法律としては、この程度で私も相当はつきりしておると思ふのです。これは人権蹂躪の理由にはなるまいと思ひますね。乱用されれば別ですが、真つ直ぐに裁判所の立場からみればあやふやな点は先ずない

とで、目的でやる場合と、そういう事実が発生するということを知つておるという場合と二つあるわけですね。例えは横領罪の問題について申しますと、判例にあるのですが、言葉が弱いといふと、目的はないけれども、さういふことになるといふことを事前に知つておれば、それだけで犯罪になるといふ、我々の言葉でいふと、目的主義と認識主義といふことを申しますが、認識はあつたけれども目的がないといふことは随分あるのです。ところが判例によりますと、言葉が弱いために、目的と規定してあるものを認識と解釈する大衆の態度が非常に濃厚だ、そこでこの文字を讀むと、歴史の先生が心配

○公述人(牧野英一君) 心得ました。併し何です。今日はすぐ家へ帰るわけに行きませんので、午後には田中館先生の葬式があります。それから明日のうちにでも整頓しまして、今そのものをすぐお目にかけるのでは、とても

○羽仁五郎君 さつきの点と、もう一つ牧野先生の教へを願ひたいと思ひますことがございますが、それは治安維持法よりもこのほうが或いは少し明確になつておるんじゃないかといふふうな點で教へて頂いたものであります。その點で私がこゝういふ疑問を抱くのであります。

○羽仁五郎君 政治上的主義主張といふものを以て立つておる以上は、どうしてもこれを貫徹しようといふことになつて、万策盡きました場合には、或いは誤つて、御承知のように武器をとつてその政治上的主義といふものを實現しなければならぬといふようなことが實際に上まるといふ場合、これをこの法律が取締ろうとする場合に、これが果してその目的を達するに、先ほど御説明下さいましたように、メーデーの騒擾といふようなものも取締ることができない。目に立つた団体を呼び出すこともできないし、解散を言渡すこともできない。さういたしますと、今の政治の上で非常に広い目的を以て、さまざまの団体がこの法律によつて地下にもぐつてしまひやしないか。そうしますといふと、これを追つかけて、政府は恐らく次の法律案なり何なりを出して特審局といふものを拡大する。秘密警察を拡大する。機密費を要求する。機密費を拡大する。さういふことになりはしないか。即ちこの法律はその目的を果せず、却つて秘密警察を拡大し、機密費を拡大する虞れがないかといふことを心配いたしますのであります。先生のお考えでは、その点についてはどんなふうにお考えに

○公述人(牧野英一君) 今の御疑問に對して、私はすぐお答えをするだけの見識はございませんけれども、併し今の「政治上の主義若しくは施策」といふふうな、それだけはほんやりしておりますが、併しそれから並べてあるのは具体的に刑法で定まつておる犯罪行為ですから、この法律でとつちめる行為は、例えは治安維持法で國體変革を考へた団体に加入したものはといふようなのは違ひまして、政治上の動機によるかゝるときは犯罪といふことであつて、この点は私は、大變文士諸君も心配せられて来たかたもありませんけれども、この法律としては、この程度で私も相当はつきりしておると思ふのです。これは人権蹂躪の理由にはなるまいと思ひますね。乱用されれば別ですが、真つ直ぐに裁判所の立場からみればあやふやな点は先ずない

とで、目的でやる場合と、そういう事実が発生するということを知つておるという場合と二つあるわけですね。例えは横領罪の問題について申しますと、判例にあるのですが、言葉が弱いといふと、目的はないけれども、さういふことになるといふことを事前に知つておれば、それだけで犯罪になるといふ、我々の言葉でいふと、目的主義と認識主義といふことを申しますが、認識はあつたけれども目的がないといふことは随分あるのです。ところが判例によりますと、言葉が弱いために、目的と規定してあるものを認識と解釈する大衆の態度が非常に濃厚だ、そこでこの文字を讀むと、歴史の先生が心配

○公述人(牧野英一君) 心得ました。併し何です。今日はすぐ家へ帰るわけに行きませんので、午後には田中館先生の葬式があります。それから明日のうちにでも整頓しまして、今そのものをすぐお目にかけるのでは、とても

○羽仁五郎君 さつきの点と、もう一つ牧野先生の教へを願ひたいと思ひますことがございますが、それは治安維持法よりもこのほうが或いは少し明確になつておるんじゃないかといふふうな點で教へて頂いたものであります。その點で私がこゝういふ疑問を抱くのであります。

○羽仁五郎君 政治上的主義主張といふものを以て立つておる以上は、どうしてもこれを貫徹しようといふことになつて、万策盡きました場合には、或いは誤つて、御承知のように武器をとつてその政治上的主義といふものを實現しなければならぬといふようなことが實際に上まるといふ場合、これをこの法律が取締ろうとする場合に、これが果してその目的を達するに、先ほど御説明下さいましたように、メーデーの騒擾といふようなものも取締ることができない。目に立つた団体を呼び出すこともできないし、解散を言渡すこともできない。さういたしますと、今の政治の上で非常に広い目的を以て、さまざまの団体がこの法律によつて地下にもぐつてしまひやしないか。そうしますといふと、これを追つかけて、政府は恐らく次の法律案なり何なりを出して特審局といふものを拡大する。秘密警察を拡大する。機密費を要求する。機密費を拡大する。さういふことになりはしないか。即ちこの法律はその目的を果せず、却つて秘密警察を拡大し、機密費を拡大する虞れがないかといふことを心配いたしますのであります。先生のお考えでは、その点についてはどんなふうにお考えに

○公述人(牧野英一君) 今の御疑問に對して、私はすぐお答えをするだけの見識はございませんけれども、併し今の「政治上の主義若しくは施策」といふふうな、それだけはほんやりしておりますが、併しそれから並べてあるのは具体的に刑法で定まつておる犯罪行為ですから、この法律でとつちめる行為は、例えは治安維持法で國體変革を考へた団体に加入したものはといふようなのは違ひまして、政治上の動機によるかゝるときは犯罪といふことであつて、この点は私は、大變文士諸君も心配せられて来たかたもありませんけれども、この法律としては、この程度で私も相当はつきりしておると思ふのです。これは人権蹂躪の理由にはなるまいと思ひますね。乱用されれば別ですが、真つ直ぐに裁判所の立場からみればあやふやな点は先ずない

○羽仁五郎君 今伺いました。後段の、この法律によつて団体が潜行してしまひ、従つてその潜行した団体を追つかけて秘密警察、機密費が拡大することがないかという点についてはどうお考えになりますか。

○公達人(牧野英一君) これは私の専門としておる学問の範囲外のことでありまして、現在の警察にどのくらい心配な点があるかということになりますので、私としてはどうもイエスともノーとも申し上げるだけの調査もしておりませんし、従つて意見もございせん。けれども治安維持法当時の状況とは全く趣きを異にしておること、そしてどこまでも国会が干渉して、委員会が事をきめるのであるから、これで先ず普通に考える程度の保障はできていると考へるのです。けれども未端のものが乱用するということになりますれば、これは何としても私としては申し上げることができません。力があります。

○羽仁五郎君 その次に教えて頂きたいのは、この法律で、政治団体或いは言論機関或いは労働組合、そういうもののの中に暴力主義的な活動をするものがあつた場合に、これを防ぐのが目的だと政府が説明しておるのであります。この点で教えて頂きたいのは、政治団体に対しては政治団体が闘うのが一番有効ではないか。又労働組合の中に破壊分子があつた場合に、労働組合のことをよく知つておる労働組合内部の闘いのほうが有効ではないか。又新聞の中に破壊的な言論をなすものがある場合には、他の言論を以てこれと闘うの一番有効ではないか。然るにそのいとまを與えないでそれを解散してしまふ。或いは刑罰によつて抑へつけ

てしまふ。そういういたしますと、国民の目の前では、そういう言論或いはその政変或いはそういう労働組合が果してどういふ理由があつていけないのか、どういふ理由でいけないのかといふことがわからないのではないかと思ふのであります。その点について先生はどんなふうにお考えになつておいでになりますか、教えて頂きたい。

○公達人(牧野英一君) そこに公安審査委員会の要があるのではありません。法律を適用するなどという形式のなものはないので、世の中の事情のわかつておる人に、その中の事情についてはオソリタイとして尊敬すべき人が任命されることになるわけのものと期待しております。従つてそういう人がやることであります。内輪で解決できるものは内輪で解決するようにおのずから然るべく取計られるに違ひないので、それを信用しないということになると、この法律は法律として意味をなさず、この公安審査委員会の、私が説きましたところにおきましては、やはり信用して行きたいと思ひます。それについてどこまでも国会がそれだけの氣力を持つて、責任を持つてもらいたいと思ひます。

○一松定吉君 ちよつと伺いますが、先生は我が国における憲法の權威者であられる。ところが我が国において現に行われておるこの刑法には共犯という規定があつて、而してその共犯はいわゆる実行正犯、教唆正犯並びに従犯、並びに従犯の従犯、こういうことが規定されておつて、扇動という文字は刑法ではどこにも規定はないので

す。それから予備、陰謀を罰するやつは内乱罪に關する七十八條に規定がある。ところが扇動というやうな文字は刑法の中にはそういう犯罪がない。それがないにかかわらず、この刑法の運用が旧刑法の時にいつと支障なく運用されておる。そういうやうに扇動といふ文字がなくてもこれが支障なく運用されておつたということについて、やはり扇動といふものがなければいけないのだというお考えがあらになるのでしょうか、どうでしょうか、それを一つ。

○公達人(牧野英一君) 刑法の範圍内においては扇動という言葉は必要がございせん。にもかかわらず、例えば刑法に扇動という言葉を用いておるフランス刑法のごときは、扇動を教唆の一つの方法として挙げております。そういうわけですから、若しこれが何と申しますか、教唆又は扇動して実行せしめたるもの、行わせたものという言葉がありませう、そういうときには扇動という言葉は要らんわけです。教唆して実行せしめたものでいい。扇動という言葉があるというところがわからぬ。ところが例えば税法違反の法令に租税不納を扇動したものだというのがありますが、そういう場合には租税不納といふことは犯罪でない、それだけでは。併しそれを扇動すると犯罪になる。こういう意味でその扇動といふことが特別な意味を持つわけですから、扇動の場合に、例えば前の新聞紙法の問題で申しますれば、人殺しを扇動したことによつて新聞紙を罰するといふやうな場合に、人殺しの教唆といふものではなくて、扇動したものである。新聞紙は人殺しという、我々の言葉で

言つと、事実についての認識はないので、人を扇動して殺人の意思を生ぜしめて、その者が鉄砲を撃とうとする、そのときに抱きとめた。そのときは扇動しただけであります。そういう微妙な差異です。刑法の範圍内においては扇動という言葉を使う必要はございせんので、併し扇動といふやうなことをとつちめたいといふことになれば、扇動、誘惑その他の方法を以て教唆したるもの、こういうふうによればわかりよいと思ひます。

○一松定吉君 刑法において扇動といふ文字を使う必要はないといふあなたのお説よくわかりませんが、それはどういふわけなんです。刑法において扇動といふ文字を使う必要のないわけは。

○公達人(牧野英一君) それは扇動といふやうに感情を刺激する方法でなくとも、やはり理窟を言つておのずから犯罪をやらせる場合もありますので、ただフランスでは何々のごとき扇動の方法、又はかく／＼の方法を以て教唆したるものは、と書いてある。扇動は教唆の一つの方法なんです。

○一松定吉君 よくわかりました。然らばいゝわゆる破防法の主とする目的としておるところは、第三條に規定しておることなんです。これはいゝわゆる内乱、内乱の予備、陰謀、内乱の補助、それからその次に刑法の第六百六條騒擾に關する規定、それから刑法の第六百八條の現住建造物放火、非現住建造物放火、激発物破裂、汽車、電車等往來危險に規定する行為、汽車、電車等の顛覆等、殺人、強盜、これは皆刑法において処罰しておる。こういうものであつて、これがすでに刑法にお

て規定せられて今日まで支障がなかつたのであれば、特にこういうものに対して扇動といふ文字を使つて、そうしてその範圍を拡張しなければならぬ必要があるでしょうか。如何でしょうか、その点を一つ。

○公達人(牧野英一君) これは字説の分れるところでございます。私も扇動すれば扇動しただけで、未遂罪が成立しておるといふ意見でございしますけれども、我が国ではそういう意見はまだ通つておりません。扇動とか教唆とかいうことは予備行為以前のものである。予備行為以上のものがないければ教唆といふものを罰すること、ができません。このところから、この法律は我が国の通説に基いて教唆行為そのままで罰するといふ趣旨でできた。ところが教唆といふことでは世の中の人にびんと来ないといふ考えで扇動といふものを附加したのではないかと、ひそかに私は推察をいたしております。それで或る意味においては私の學説を採用して、教唆を教唆として罰するといふ立場をとつておるけれども、それでは肝腎な点についての了解を全うできないから教唆のほかに扇動があるのかと書くので、そこにちよつと混乱があるのじやないかと、こう私は推察しております。先ほど申します通り、是非とも扇動が要るならば、扇動ばかりではございせん。誘惑といふ問題があるのです。物を呉れるという方法で火つけをさせるといふやうな場合に扇動、誘惑……くらいです。日本の法規の例では、フランスなどはもつと細かく三つ、四つの例が出ておりますが、是非扇動が要るとすれば、扇動、誘惑、その他の方法を

以て教唆するとすればいいだろうと思
います。それをとつちめるのがこの法
律の趣旨でございすから。

○一松定吉君 今ここに破防法におい
て制裁を加えておる行為はその殆んど
大部分が刑法において制裁を加えてお
る行為です。而して刑法において扇動
という文字を使つておつて事足りると
いうことは、今日まで長い間刑法の規
定が運用されておつて支障がなかつ
た。然るに今回扇動という文字を使つ
てしなければ取締がでないというよ
うなことになる。その根
本法である刑法において同じく扇動と
いう文字を入れなければ取締でんとい
うことに帰着しなければならん。大
体今先生のおつしやるように、扇動と
いう文字は使わなくても今日共犯の規
定のいわゆる教唆という問題において
十分に取締がでると思ふのです。

扇動という文字を使うがために国民は
非常に不安を感じる。そういうような
ことであれば、扇動は使わなくてもこ
の刑法の共犯という規定において立派
にこれは運用ができるというお考えで
あるであらうか。その辺如何であ
らうか。

○公述人(牧野英一君) 私はやはり大
体において刑法の規定で動くはずのも
のと思つております。けれども、この
法律によつて初めて罰せられること
なるものが若干あります。その一つ
と、こういう法律を新たにこしらへ
ることによつて、世の中の人の意識を新
たにするというこの可能性があるわけ
であります。そういう説も余はあるの
じやないかと思ひます。不幸にして扇
動という言葉が不安を抱かせるに至

つたということは甚だ遺憾なことであ
らうと思つております。

○一松定吉君 そのいわゆる世間の人
に非常に不安を抱かせるということ
が、刑法の大家であらせられるあなた
が、この扇動という不安な言葉を興
えるようなことをせずして、何か法律上
立法技術があるだろうというその立法
技術があるだろうということを一御
説明願ひたい。扇動という文字、そ
う不安な国民に興えるような文字を
使わなくても、ほかに立法技術でい
う方法があるかと考へるという、それ
を一つ御発表して頂きたい。

○公述人(牧野英一君) 私は実はその
成案がないのです。扇動では
おかしいというので最近の法律はあ
るという文字を使つております。御承
知の通りこれは国家公務員法が初めて
でございす。これが初めてでござい
まして、どういふわけで扇動という言
葉を必要とするかというのを立法当
局に聞いてみたいと思ふ。どういふ場
合にこの言葉が要るか、そうすると、
私は成るほどそれは教唆のほかに扇動
が要ると、まあこういうことになると
思ひますが、私が理解しておるところ
では教唆だけでございす。

○一松定吉君 そこであなたの言う扇
動という文字を使うことによつて取締
のできないものが取締れるのが二つ
あると、御意見でありました。それは
どういふものか。扇動と
いう文字を入れなければ取締れない
が、入れることによつて取締れるとい

う事例ですね。

○公述人(牧野英一君) それは……。
○一松定吉君 この破壊活動防止法に
扇動という文字を入れなければ取締れ
ないことがあるのだ、だからこれを入
れて、そういう取締れないものを取締
るものであるというお話が今あつた
ように思ふのです。

○公述人(牧野英一君) それは私の言
ひ方が悪うございす。教唆とあれ
ばそれだけでいいので、特に扇動とい
う言葉をつけねばならんということ
はどういふわけかということについて疑
いを持つておられますが、この法律で
刑法ではできないものをこの法律でや
ることができるとは、例へばこの差
りすぐ目につくのは「リ」ですがね。
「リ」に関するものは教唆だけでは
犯罪になりません。こういうものは
教唆だけでは犯罪になりません。か
ら、それで結局当局は教唆だけでは足
らんとしたから扇動を入れる、こう
いうことになりす。教唆だけでた
さんです、これは。

○一松定吉君 お言葉を返すようです
が、「リ」に関するこの「檢察若しくは
警察の職務を行ふ」云々、これでし
うね。然らばこれは「拘禁された者を
看守し、若しくは保護する者又はこの
法律の規定により調査に従事する者に
対し、凶器又は毒劇物を携へ、多衆共
同してなす刑法第九十五條(公務執行
妨害、職務強要)に関する規則をなす
のですからして、やはり教唆で行け
しませんか。

○公述人(牧野英一君) 教唆だけでた
くさんです。
○一松定吉君 教唆だけでたさんで
す……そうすると結局扇動という文字

は要り用はないのだ。こういう御解釈
ですか……わかりました。結構です。

○理事(伊藤修君) お忙しいところを
有難うございす。まだお尋ねした
いかたがたさんあるうと思ひます。け
れども、あの公述がありすから、
公述の範圍においてその疑義を質す
いうことにはお願いいたしまして、
ほかの質疑にまで及んで頂きますと、
到底一日で済みませんですから……。

次に金森徳次郎君。
○公述人(金森徳次郎君) 破壊活動防
止法案その他これに關係するものを一
応私は読んでみましたが、誠におは
かしい次第でありましたが、かような專
門的な問題につきましては、私は格別
細かいところまで踏み込むだけの能力
を持つておりません。従つて大体の観
察について、その現われておるところ
の事柄の是非について所見を申し上げ
たいと思ふのでありますが、世間いろ
いろの議論もありまして、従つてこれ
に應ずるために論点を二つに分けま
して、第一は、一般的にかような法律を
出すことの必要があるか、これが第一
点であります。第二点は、かくのご
き法律を出すことに伴つて、仮に原則
的には是認せられ得るにしても、個別
的には是認すべき点があるもので
はないかという点であります。

先ず第一の、かような法律を出すこ
との政治的の必要があるかどうかとい
うことにつきましては、残念ながら現
代の世相は何らかの新しい法律制度
を必要とする情勢にあるのじやない
か。何かかようなものがない限りは、
一般国民は社会の束縛に対して疑懼の
念を持つ可能性があるように考へま
すから、暴力を以て社会の秩序を破壊

んとする近頃の新しい行動振りに対
して特殊な防止法が出ることは、終局
の秩序維持としては是れ残念なこと
でありますけれども、当局の処置とし
ては、或いは止むを得ないものがある
と思ふのであります。

併し第二の点に移りまして、かよう
な法律ができまると、その当面の目
的を超えて、必要欠くべからざる範圍
を超えて、他の諸制度に多くの影響を
及ぼす嫌ひがありまして、その点につ
いて私も若干の疑いの念を持つてお
るのでございす。一番根本的な問題
は、この法律が比較的自由であるべき
ことを要求されておるところの言論
及び意見の發表についての自由を制限
することでありす。大体従来のいろ
いろな案これに似たような形のもの
を見て行きますと、当局者は成るべ
く網羅的に秩序違反のものをコン
ロールの下に置くとする熱情のあま
り、遂に向う見ずと申しますか、その
行くところの弊害を察せずして、規定
の範圍を精密ならしめる心配もあり
ますし、又仮に立法者が相當の注意を
いたしまして、これが實際その法律
を運用する人々に流れて行きますと
き、特殊のその激しさが強化されま
して、国民のために禍を生ずることが
あり、又一時そういう行き方で都合が
いいと思われれば、それがために回復
し得べからざる欠点を露呈すること
もあつたやうな気がいたします。

ここに私は特に言ひたいのです。教
唆とか扇動とかというものが漠然とし
て範圍が広過ぎて困るというこの論
も聞いておりますが、私は専門家で
ございせんので、どうしても扇動と

七

いうものがあるといふことになるかどう
うかといふことについては確たる意見
もございせんが、そういう点を離れ
て一番気になるのは、原案の第三
條の「ロ」の中にあります、原案の
ほうで言うのであります、この
号に規定する行為の實現を容易なら
しめるため、その實現の正当性若しく
は必要性を主張した文書若しくは図画
を印刷し、頒布し、公然揭示し、若し
くは頒布し若しくは公然揭示する目的
はもつて所持すること。」という文書
は、この法律原案の第二條におきまし
て、思想、信教、学問の自由を不当に
制限することがあつてはならないとい
うことが調査の關係において言われて
おりますけれども、法律自身が人間の
思想及び学問の自由に対して行き過
ぎた強制手段をとつてゐるのではない
かといふ疑惑に駆られるのでありま
す。一体言論といふものは直接に社会
の秩序を乱すことのないものでありま
して、実行行為は社会に対して大きな
取り返しのできない破壊を生ずる危険
性がありますからして、これに對し
ては厳密に制限をしなければならませ
んけれども、併し思想といふものは結
局いへば、意い歩いて後に、最後の正
しいところに行く系統のものでありま
するから、その中間の時期の或る思想
をとらえて、これがあたかも終局的な
ものであるような判断を下すことも悪
いし、又そういう風習が付きまする
と、ほかの線においても正しい思想を
述べないで黙つてゐる、卑屈になつて
しまふ。この結果人類のあるべき本當
の進歩をとめてしまふという可能性が
あるような氣もいたします、ここに原

案のロ号にありまるところは、或る
種の行為の實現を容易ならしめるため
という一つの言葉はくつていておりま
すけれども、その文書、図画等に特に
容易ならしめるためという特色が現わ
れてゐるわけでもございせんので、
大体このところをどうやつて結び付
けるかといふことが甚だ困難であり、
そのためである文書と、そのためでは
ない文書とが同じところに雑然として
おりますときに、これを区別すること
も殆んど不可能なものでありまして、
ものそれ自身に特色のないものを任意
に目的に従つて二つに分けて、一方に
ついては厳密な取締をいたしますとい
うことは、随分無理である、及び一般
の心を縮めるといふものであるばかりで
なく、何か用いらる前途の上にいろ
いろ暗いものを残すのではないかと
存じます。私自身かような暴力行為を
容易ならしめる文書が印刷せられ、た
くわえられることは希望はいたしま
せん。併し世間のものの動き工合を見
ておきますと、かような文書も出るこ
とがある、又これに對してかくのご
きことをしてはならんといふ反対の文
書も出ることがある、こういうものが
世間で適当な範圍において相競つてい
る間に国民は本當の道理を見つけて、
みづから正しい帰着を見出すのでは
ないか。こういう氣がいたしまするか
ら、非常に広い範圍の文書の流布につ
きましては、立法者は十分考へがあ
つていいのではないか。又これを仮に
この規定の中に置かないにしても、先
ず言論の問題は言論を以て相對應せし
むるのが事の筋でありますから、ただ
これだけでは行けない、もう少し何か
特別の色彩が強くなつたときに初めて

刑罰法規の手を用いるといふふうの考
えを以て、当分残しておいてもいいの
ではないかといふ氣がいたします。ふ
と思ひ出すことであります、一七
七六年のアメリカの獨立の宣言の文書
といふものは今日も非常に愛読せられ
まして、毎年七月頃になりますれば、
アメリカの人もそういう古い文書を一
遍読んで見たい、こういう希望を起す
ものと見えて、或る大新聞はそれ
を増刷して完全な全文を新聞によつ
て頒布しておりますけれども、併し
その中に書いてありますことは、ま
あ批評は別といたしまして、彼らは特
殊の圧迫を受けた場合にはその權力に
反抗する權利があるといふことを以て
獨立宣言の主要なる要素としておりま
す。もとよりその前後にいろいろ注意
深い規定はございしますけれども、併
しまあそういう氣持をアメリカの人は
平らかな氣持を以て是非、善悪は自分
の考へでちゃんと納めてよく見てい
るのだと思ひますけれども、我々も又そ
のくらの態度を持つて、大國民の前
途におきましては、言論は言論を以て
相對應して、それで秩序ある國家が導
かるようにしたいと思ふのでありま
す。でありますから、この破壊活動
防止法案の中におきまして、私が一番
氣になりますのは、この文書に關す
る点であります。私どもの聞いており
ますかような言論問題、それから実
行行為の問題との調節点といたしまし
ては、少しく古びたことかも知れませ
んが、直接にして現実の危険といふも
のが起り得る場合、つまり文書が並べ
られたときに、それが直ちに実行行為
があるものと同一視し得べきような差
迫つた状況があるといふことが必要で

あるといふふうの氣持が長く法律の世
界には差違して來てゐるような氣がい
たしますが、この原案第三條の規定は
そういう考慮も施されてゐない。「容
易ならしめるため」といふ軽い言葉
でカバーせられておまして、ことに
よりますると、憲法が認める言論及び
学問の自由といふものに相当強い圧迫
を加へてゐるのではないかといふ氣が
いたします。この点は避けられるもの
ならば避けるがいいし、避けられない
ものであるならば、もう少しこれが直
接にして緊急なる危険の伴う場合であ
つて、表面上は字があつても実はおき
まり文句のような前書がつくといふよ
うなことは不安の氣がいたすのであ
ります。

それから次にこの規定は厳密に扱う
べきものであつて、この規定を濫用し
てはかの行き過ぎた行動に用いないと
いふような教訓の規定が中に盛り込ま
れておまして、例えば第二條に「國
民の自由と權利を、不当に制限するよ
うなことがあつてはならない。」とい
うような文句があり、又「労働組合
その他の団体の正当な活動を制限し、
又はこれに介入するやうなことがあつ
てはならない。」、こうありまするが、
これはもとより専門家の目で見ますと
と、きつとかような規定があれば、
この通りにこの法律が動いて行くとい
う直観的な解釈が生まれて來ると思ひ
ますけれども、私も刑法につきまし
ての言わば素人であり、單純な素人の
であるに過ぎない者にとりましては、
これだけで以て果してこの法律を運用
するいろ／＼の人々が素直にこの意
味を理解して、濫用に陥らざるやうに

その意見の自由が制度上確保せらるるようになることが好ましいのではない、こんなような気がいたします。いろいろ細かいところもあると思いますが、主な点だけは申し上げます。

○理事 伊藤修君 以上の公述に對しまして、御質疑があるかたはこの際御質疑をお願いいたします。

○吉田法務卿 最初の御公述の第一点は三條の一号ハの規定によると、言論が制約せられる危険があるというお話でございますが、私も同様の意見を持つておるものでございますが、而もそれが行政権によつて判断せられる。で、言論、集会、出版、結社の自由という民主主義の基本的な第一の前提を崩すと申しますか、危険性が及ぶ、而もそれがこの法律の建前にありますと、行政権によつて実際に判断せられ、或いは規制せられるこの点と、それから新憲法との建前との関連について金森先生どういう工合にお考えになりますか。

○公述人(金森徳次郎君) 行政権と司法権との分れ目がどこにあるかということとは實際問題としてはまぎらわしいこともありますが、併し基本的な考えとしては司法権、殊にそのうち刑罰の面に於いては、或る人々が法律に違つたことをやつて、そのためにその人に制裁を與えるというところにあるかと思ひます。つまり個人の不正なる行為に基いてその人に制裁を加へるという点については必ず裁判を通らなければならぬという伝統的な考えに基きまして、この理由があるという気がいたします。併し國家は又広い見地を持つてこの公益を保

つためにいろいろな処置をしなくてはならぬ、そのためには個人の権利をも制限しなければならぬという場面がございます。公益に必要なることをするために個人の立場を制限するといふときには、これは行政権の範囲よりほかに持つて行くところがないのです。それをいさなり公益上の価値判断の問題を司法権に持つて来ますと、一応公正が保たれるような気がいたします。

すけれども、最後の責任を負うべき司法権が最初の行動をみずからするといふことになりまして、却つて三権分立の精神を破壊する危険があるような気がいたします。だから特別な立法法を含む問題を持つて行くことがいいか悪いということはいずれ問題になりまして、よくけれども、先ず基本的な考えとしては裁判所は最後に關係するほうが一番いいのではないか。そういたしました。これは近頃いろいろな思想と組合せて私の意見を述べたのであります。最後の公正を保障しておるものが國民に不信の目を持つて見られたときに、行くべきところがなくなつてしまつて、三権分立の真意が壊れるような危険がございますので、これはよく考えなければならぬと思ひます。どうせどの制度だつてどこかに不平等はございませうけれども、こういうものは組織の第一線をはかものものにやらせて、それを裁判所が批判するほうが安当のような気がいたします。

○一松定吉君 先ず審査委員会の裁決に待つて、然る後に不服のある者が裁判を求める、そのほうが公正で却つていいのではないか、公正で却つて事務

の簡捷を図り、且つ行くところもなくなるような不安もなくするといふその御解釈は非常に私も賛成です。ただこゝで伺つてみたいのは、この調査庁と委員会が、この委員及び調査庁の役人が法務總裁の所管の下にある、そこで調査庁の役人が法務總裁の指揮監督の下にある者が調査し、それを今度は法務總裁が国会の承認、同意を経て任命した審査委員会の下で判断を受けるということになつて来ると、よく法務總裁が本當に神のごとき考えを以て指揮命令をすれば問題ないが、そこにいわゆる政覚意識とか妙な不公平な考えを以てやるということになると、右の手で開いて左の手で判断するのと同じようなことになる。そういうことを非常にか心配しておるんだが、それについて何かお考えがあればこの際承つておきたい。

○公述人(金森徳次郎君) その点は私も實際の動き工合の予測がつきませんので、確たる意見は述べられませんが、大体これは非常に重大な問題で、黒いものが白くなつたり、白いものが黒くなつたり、という判断をするのであり、而もそれが高級な価値判断を必要とするものでありますから、同穴の貉と言ふことは非常に悪い表現でありますけれども、余り接近した人が意見をきめるよりも、少しやりにくじやないか、して見ると、この委員会は何かもう少し客観性を帯びたところにできたほうがよりよきものじやないか、ということを考えて、先ほど私はその点を申し上げましたが、どこへ置いたらいいかということまで、私もその積極的な意見もございせん

すけれども、大体任命権が何か別のところにあつて、そしてこの委員会が法務府にある、ちよつといふような感じもするのです。

○一松定吉君 いや、大変公平な御意見で結構です。そういうときに審査委員といふものは、国会の同意を得て、法務總裁がこれは任命する。ところが審査委員が本當に公平であり、法務總裁がいろいろなことを言うて来ても撥ねつけて、自分は自分の自信に基いて判断するといふことであらばいいが、どうもあいつはおれの言うことを聞かんとからというので、国会の落むのを待つてばつとやつて、自分の適當な者を据えて、そして次の国会の始まるまでに仕事をしまつてしまふといふことは、悪辣な政治家であるやうに思ふのだ、そういうようなものに対する何かうまい調節方法がありましたら、一つこの際御発表願ひたいと思ひます。

○公述人(金森徳次郎君) ちよつと話が元へ戻るような気がいたします。が、私は日本國憲法ができたときにお手伝をして、いろいろ個々の点について考へておることがあります。運用の實際は私も当時考へておりましたところと不幸にして同じ方向には沿わないのでありまして民主政治といふものは真剣味のある意見がいろいろな角度から結集せられて政治ができるというのを期待しておつたのであります。結果におきましては、真剣味のある理論といふものが先にないで、各人の持つておる力が結集として動く、正義によつて行つて行つて民主主義といふものが力によつて行

いかという懸念を持つておりました。従つてかやうな委員会ができることすれば、名実共に公正にして國民の信頼に値するものでなければならぬといふ気がしております。これは政治全体のあり方がまじめになるというその線から行くよりほかに本當はしようがないものじやないかと思つております。もとより現在の政治がどうであるといふ、そういう主張を含んではおられませんけれども、できるならこれは違ふ人がやつておる、意見の一つ一つが違ふのは神様が與えた個性が違ふからと、こういうところまで行きたいような気がいたします。そうしますと、今の與えられた問題につきまして、どうしたら公正が保てるか、私もこれはよく饒んでいないのですけれども、任期が何か保障して容易なことでも動かせんといふような途じやいけませんでしようかしらん。

○一松定吉君 もう一言だけあなたも政治家でおいでだつたから伺つてみたんだが、今檢察庁を経て裁判所にやるといふことが云々という公平な御意見は賛成ですが、ところがそれに參る筋、公安調査庁を設け、公安審査委員会を設けてやるということになります。と、この公安調査庁設置法の末尾に現わしておりますように、全国に全部調査局といふものができる。全国にそうしてまあ大變に人が要る。そうして今度公安審査委員にしても、調査局員にしても、皆それ、専門家が要る。ところが今のやうな人物が底のとき、殊に法律、思想とかその他のものについて十分な人物を得ることができないときに、莫大の予算を使い、そうして人物の立派な人を選んでどういふものを

作つてやるということが果して国家の立場からいかに悪いかということについての一つ御所見を伺つてみたい。

○公述人(金森徳次郎君) いさゝかのほうから考えなきやなりませんでしようけれども、こういうものは原案者のほうにもいろいろ実地的な調査に基づくお考えがあるかと思ひまして、確たる意見はございせんが、若し作るとすれば、やはり止むを得ないのじやないでしようか。甚だ不経済なものであるけれども、人権を保つためには、こういうような考えで行くよりほかにしようがない。

○内村清次君 金森先生は、先ほど申されましたように、憲法に対して当時非常な御努力をなされたかたでありまして、そこでこの法案の重要点におきまして、この憲法の第十二條で「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならない」と濫用の点につきましては、この法案がこの底意において、いわゆる暴力を持つところの団体、又個人に対しても刑罰の併用を考へて、この法案というものが成り立つておるのですが、問題は不断の努力を以てこの民主主義というものが発達して行かぬやならないということとは、先ず憲法第十二條の根幹であると思ふのです。で、この不断の努力の規定がいわゆる憲法二十一條の「集会、結社及び言論、出版その他」これは先ほど先生が非常に今心配しておられるのです。こういう大事な基本の法に対して圧迫をして行く。或いは国民全体がこの二十一條の問題が脅かされて行くということで心配する。

る。この法案というものは今憲法だ、こう言つておるわけでございますが、これを濫用するものは、やはりこれは個人でありましようか、個人だけを刑法で処罰して行つたならば、団体というものの対するところの問題は、不断の努力で、いわゆるその組織力というものを、これを削減して行くというような方法が、新憲法の建前からしても妥当でないのではなからうか、かように思ふのであります。この点に対してはどういうお考えでありますか。

○公述人(金森徳次郎君) 人間の生活の仕方がどう／＼進歩して行くという結果、多くの犯罪が個人によつて昔行われておつたといひましても、だんだん団体行動の技術面が発達いたしました。恐らくは巧妙な団体行動のやり方によりまして、従来の個人的に扱つて行く方法だけでは目的を達しないというだけではなく、却つてその勢力を増加して行くという可能性があるのではないかと気がいたします。一体かくのごとき暴力によつて社会の安定を破壊しようといふことがいかに悪いか。これが先決問題であります。これを先決問題で、もとよりそれは悪いことと思つております。而もその悪いことと思つておるものが団体行動として行われる場合におきましては、何らかそれを抑制する手段が講ぜられて然るべきものと思ひますけれども、併しあとは、そういうことをやつておる専門家の見解に頼らなければなりません。従来個人に對する国の処置方法によつては団体に對する問題を解決するには非常に不適当でありますからして、何らかの新しい方法が考えられなければならぬといふ気がいたします。ただここに示されております団体措置の方法がここに適用するかどうかは、これも私も実はよくわかりませんが、研究の結果、こういうところに来ておるとすれば、或る程度まで自分の知らない範圍のことにつきましては尊敬するのほかにないものであります。ただかくのごとき方法をとることによつて、非常に個人の憲法上の利益が害せられる虞れがあるかどうかといふことになりましようが、その害悪は若しこの法を運用する人に信用があるならばそんなに大したことでないといふ感じがいたしますが、私も先入主になつておるかどうかわかりませんが、そういう団体が不法な行動をするといふことは、これは可なりはつきりさせてもよろしい、ただそういう形をとつて、個人の自由な憲法上の利益が害せられるような虞れのある形にできておるものが、この法律についての申し分である。こういうふうにとりかゝる答えが出たのであります。

方法が考えられなければならぬといふ気がいたします。ただここに示されております団体措置の方法がここに適用するかどうかは、これも私も実はよくわかりませんが、研究の結果、こういうところに来ておるとすれば、或る程度まで自分の知らない範圍のことにつきましては尊敬するのほかにないものであります。ただかくのごとき方法をとることによつて、非常に個人の憲法上の利益が害せられる虞れがあるかどうかといふことになりましようが、その害悪は若しこの法を運用する人に信用があるならばそんなに大したことでないといふ感じがいたしますが、私も先入主になつておるかどうかわかりませんが、そういう団体が不法な行動をするといふことは、これは可なりはつきりさせてもよろしい、ただそういう形をとつて、個人の自由な憲法上の利益が害せられるような虞れのある形にできておるものが、この法律についての申し分である。こういうふうにとりかゝる答えが出たのであります。

○吉岡法晴君 ちよつと二点だけ簡単に御尋ねしたいと思ひますが、先ほど公安審査委員会がただ法務府の外に団体ではなくて、もつと客観的なものであつたらと、こういう機構のボストの点だけをお触れになりましたが、言論その他の基本的な人権に影響のある行政行為をやる機関について、憲法の十五條、公務員の選定及び罷免の権利、これが国民の固有の権利であるといつたような憲法の精神からいふならば、或いは憲法が作られて間もなぐの行政委員会の制度等を考えますならば、或いは国民に直接選任させるというところ、これは憲法の一つの考へ方ではないかと考えられますが、その点どういふふうにお考えになりますか。

それからもう一つ、これは個人的にお話が出たことでありますけれども、或いは我々の法務委員会の委員長その他にしましても、個人的に、これだけ問題になつた法律について、直接国民の意見を聴く方法があるが大変結構だ、と、こういう考えが述べられておるわけでありましよう。これらの方法について、或いは御意見について承へることができれば結構です。

○公述人(金森徳次郎君) この委員会の在りどころにつきましては、かような問題は取締るほうからみ考へるべきものではなからう、取締られるほう、或いはその誤つた取締によつて影響を受けるほう、こういう各方面の意見が公正に集まつて、一部局の見解に左右されないような組み立てのものでありたい、こういう気持を持つております。これを国民の中から選出する昔の陪審員のようなふうに行くと、現在の一つの考へ方でありましようが、現在の段階におきましてはなからう、それは仕掛けが大き過ぎて却つて目的に合わないだらう、事物を正確に判断する人が得にくいような姿になりますから、どうもこの問題は先ほど一松先生から御質問もありましたように、縛り上げるほうの役所にくつ付けていない、ほうが……第三者的なところにこの委員会があつたらよいのじやないかといふ気がいたします。それは工夫はいらう、あり得るものと思ひます。

それからあとと国民の輿論を聞くといふことであります。これも一つの考へに相違ないと思ひます。けれども、国会の制度を認める、代議政治といふものを認めるといふことは、国会を非常に重く見るという建前でありましよう。国会があるにかかわらず余り強く国民の意見を聴くといふことは行き過ぎではないか、むしろいつも国会の議員が国民とびつたりと裏表になつておるような、信用の繋がる制度であるように工夫して行くほうがよいのじやないかといふ気がいたします。

○片岡文重君 ちよつとお尋ねいたしますが、冒頭に先生は、こういう法律は非常に遺憾であるけれども、応急の措置として認めざるを得ないといふように仰せられたように伺ひますが、その遺憾であるという理由として、いろいろ言論、集会、信教の自由を制限する規定、それから特に第三條の一号の文書に関する点等を挙げられまして、更にいろいろ制度に關係を及ぼす危険が多分にあるからといふように仰せられておるやうに伺ひますが、他のいろいろ制度に危険を及ぼすといふ、その内容を具体的に一つお尋ねしたいと思ひます。

○公述人(金森徳次郎君) ちよつと初めから釈明をいたしますが、私は健全なる国民、つまり病的な国民でなく、立派に発展する可能性ある国民といふものは、どんなことがあつても放つておいてちやんと適當なところに進展して行くであらう、少し樂觀論かも知れませんが、それを無理やりにじり廻して或るところに引つ張つて行くかと思つても、民主主義の時代において或る特定の人の意見通りに国民は

動くものではないから、それはできるだけ雅量を持つて人間の伸びるところに伸びさせるといことが本当の政治だと思つておられます。併しながら人間の心持は時代の影響を非常に受けやすいものでありまして、例えば、終戦後まだ間もないときである、殊に今までの陰鬱な空気が一応形式的に打ち払われて、その時に爆発するところの感情がいろ／＼な形を以て現われて来る。心理学者の申ししますように、或る心理学者の申ししますように、当然の方向に洩れないで、いろ／＼と変わった方向に洩れる、爆発する、こういう可能性がございます。今はそういうような時期に當つておるのでありますから、それは本来ならこういう法律は好ましくないが、社会の変革の、こういう過渡期におきましては、暫く落着いた行き道を確保するために、こういう言わば荒削りの方法も必要ではないか、こういうことを申し上げたのであります。これはただ併しながら、かような荒削りの法律が出るものといたしますと、どんなところに影響があるであらうか、これは世間の人間というものが合理的に動くものと思えば議論は簡単になりますけれども、なか／＼人間というものは合理的には行かないのであります。一を聞いて二を想像して驚嘆のところに向つて行く、こういうこともございまして、かように我がうつかかり思想を述べるという、どういふ不測の禍いを蒙るかも知れんという一端の思想が法律の上に盛り込まれますと、法律を精密に理解しないで、何でも思う存分なことを言つと、あとが恐ろしい、こういうような誤解能力も国民は持つておるので

はないかという気がいたします。その結果、例えば学問を研究する人は、正しく言わないで、むしろ人前を憚かつて嘘をつく、お互いに騙し合つて喜ぶ。こういうようなことにもなりかねない。まじきものと思つておられます。曾て我がが聞いたところでは、日本の歴史において日本は戦さにおいては負けたりとは一遍もない、こんなふうな誇つておりましたが、近世の歴史家の言うところによりますと、我々は昔からどん／＼戦さに負けた、随分萎縮したこともある、こう聞きました。恥しいことに私もはそういふことを知らない。やつと近頃になつて聞かれます。そういうふうに学問といふものが伸びるべき道を、若しこれによつて抑制せられるといふと非常に悲しいことになり。それは学問をする人が法律を誤解したからである、こういうことも言えようと思ひますが、社会には或る分量の誤解能力があるといふことは防ぎようがございせん。そういうこともよく考えなければなりません。これが一つであります。

それからもう一つの問題は、言論界の問題であります。私も自分の個人的な判断を以て見ますと、今の雑誌や新聞に出ます諸種の議論、氣に食わないものがたくさんある。若し自分が余裕があるなら、こゝとこ立ち向つて争つてみたい、こういうものもございまして併し、我々のものの考え方が釣合がたれて、ほどよいほうに向つて行く可能性のあるじやないかと思つておりますが、こんな法律が出ますと、何かこう恐怖心を持つ人は、誤つておる恐怖心であるにしても筆を控える、出版を控えるということになります。昔あつた一種の窮屈な時代が生れて来るのではなからうか、こういう気がいたします。これも一つの例外であるような気がいたします。それから更に考えますのは、実はこれも当面の理窟にはなりませんけれども、この治安維持法が活躍いたしました頃におきましては、我々の知つておる人、今ならば勳章をやつてもいいくらいに正しい議論をしていた人が、いろ／＼な行き悩みの下に置かれまして、今日からこれに同情いたしまして、その人はもう幽明界を異にして今更何の役にも立たん、こういうケースを知つておられますが、かくのごとき法律を作りますときは、やはり誤つた方向に人々が運用をしないようにといふ気がいたしました。どうせ言論を自由にしたしますれば、それから或る程度の弊害が起る。これは覚悟しなければなりませんけれども、併し抑えてから起る弊害と、伸ばさせてから起る弊害といふものを比較考量をいたしまして、適当な所で線を切る。私も今は急激な意見を何も持つておりませんけれども、その間にほどよい意見があるのじやないか。従つてここに先ほど申しました三條の規定のようなもの、何か「するたため」、これは私は刑法を知りませんので、どういふふうにあつてはうに結び付くか存じませんけれども、アメリカ独立宣言書を出しまして、「ために」出せば罰せられる、「ために」出さなければ堂々とする、こゝういふようなことになりますると、やはり何かこゝから先入心の上に切角思想等が伸びて来たこの時代におき

まして、大した理由もなくその思想を圧縮する、こういう嫌いがございします。若しこの本体、本体と言いますか、かようなこの取締の目的といふものを、もつとほかの利益だけあつて弊害のない面でも適当に処置できるような途があるならばそういう方向に行きたいものだ、こんな氣持を持つております。

○左藤義隆君 只今非常に御心配の点のお話があつたのですが、併しその御心配にかかわらず、最小限度こういうものが止むを得ないのじやないか、こゝういふ御意見であります。それを是正して行くのにいろ／＼な点がございます。まじやうが、特に先ほどお話がございました公安審査委員会、縛るほうの法務府の外局とすることに非常に問題がある、それにいろ／＼な工夫があらうといふお話でございまして、けれども憲法制定当時から非常に御苦心なすつておる先生として、今の御工夫を只今お持ちになつておるかどうかお教へ頂きたいと思ひます。若しこゝういふ御工夫全部が筋を通し御準備がないようございしますならば、我々が審査しての間、一つ先生の長い御経験、学識見でそういう御工夫が御示しを頂ければ、非常に仕合せだと思ひます。

○公述人(金森徳次郎君) 私は近頃行政面を離れまして、政治活動を遠慮しななければならぬといふその法律の適用を受けて生きておられますので、具體的なことについては非常に鈍感になりましたのですが、こゝういふ問題は若しできるならば内閣に委員会をおいて、つまり各省の手から放し、その委員にはほどよい独立性を認め、つまりこの委員になる者は、正直

なところ、大した理由もなくその思想を圧縮する、こゝういふ嫌いがございします。若しこの本体、本体と言いますか、かようなこの取締の目的といふものを、もつとほかの利益だけあつて弊害のない面でも適当に処置できるような途があるならばそういう方向に行きたいものだ、こんな氣持を持つております。

○左藤義隆君 只今非常に御心配の点のお話があつたのですが、併しその御心配にかかわらず、最小限度こういうものが止むを得ないのじやないか、こゝういふ御意見であります。それを是正して行くのにいろ／＼な点がございます。まじやうが、特に先ほどお話がございました公安審査委員会、縛るほうの法務府の外局とすることに非常に問題がある、それにいろ／＼な工夫があらうといふお話でございまして、けれども憲法制定当時から非常に御苦心なすつておる先生として、今の御工夫を只今お持ちになつておるかどうかお教へ頂きたいと思ひます。若しこゝういふ御工夫全部が筋を通し御準備がないようございしますならば、我々が審査しての間、一つ先生の長い御経験、学識見でそういう御工夫が御示しを頂ければ、非常に仕合せだと思ひます。

○公述人(金森徳次郎君) 私は近頃行政面を離れまして、政治活動を遠慮しななければならぬといふその法律の適用を受けて生きておられますので、具體的なことについては非常に鈍感になりましたのですが、こゝういふ問題は若しできるならば内閣に委員会をおいて、つまり各省の手から放し、その委員にはほどよい独立性を認め、つまりこの委員になる者は、正直

なところ、大した理由もなくその思想を圧縮する、こゝういふ嫌いがございします。若しこの本体、本体と言いますか、かようなこの取締の目的といふものを、もつとほかの利益だけあつて弊害のない面でも適当に処置できるような途があるならばそういう方向に行きたいものだ、こんな氣持を持つております。

○左藤義隆君 只今非常に御心配の点のお話があつたのですが、併しその御心配にかかわらず、最小限度こういうものが止むを得ないのじやないか、こゝういふ御意見であります。それを是正して行くのにいろ／＼な点がございます。まじやうが、特に先ほどお話がございました公安審査委員会、縛るほうの法務府の外局とすることに非常に問題がある、それにいろ／＼な工夫があらうといふお話でございまして、けれども憲法制定当時から非常に御苦心なすつておる先生として、今の御工夫を只今お持ちになつておるかどうかお教へ頂きたいと思ひます。若しこゝういふ御工夫全部が筋を通し御準備がないようございしますならば、我々が審査しての間、一つ先生の長い御経験、学識見でそういう御工夫が御示しを頂ければ、非常に仕合せだと思ひます。

○公述人(金森徳次郎君) 私は近頃行政面を離れまして、政治活動を遠慮しななければならぬといふその法律の適用を受けて生きておられますので、具體的なことについては非常に鈍感になりましたのですが、こゝういふ問題は若しできるならば内閣に委員会をおいて、つまり各省の手から放し、その委員にはほどよい独立性を認め、つまりこの委員になる者は、正直

國を想定しておりますように、この法案は國民の間に一つの仮想敵というものを作り上げ、却つて国内不安を醸成させることになるのではないかと考へる次第であります。或る特定の破壊活動団体を取締ることを考へておるようでございますが、なぜそれらを現行法規によつて取締られないのでしょうか。団体を作つておるものは個人でございます。破壊活動を引き起したならば個人だけを処罰すれば足りることでございまして、それが多数であれば多数の個人を取締ればよいのだらうというふうに考へられます。それにもかかわらず、このような法律ができますれば、相取調べが徒らに峻烈になりまして、相手を地下潜行活動に追いやつて、強力な組織力を持つものほど取締が困難になるのではないかとというように考へられます。結果は表面に残された民主的な数多くの団体が絶えず監視されることになりまして、当局は遂には民主的なものも破壊的なものも見さかいがつかないというような、神経質的な自縛自縛を行うことになるのではないかと、いうことが憂慮されるわけでございす。まさにこの法案こそ政治警察の復活というように考へられますし、立案の意図とは反対に民主主義を破壊する法案となるように考へられるわけでございす。

次に、このような憲法の第二十一條に保障する集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を制限し、同じく第二十八條の勤労者の労働三権等をも拘束する虞れのある特別立法を必要とするからには、前述のような将来の危険についてでなく、明白な現在の危険についてそれを証明するに足りる

とこの客観的な証拠を挙げて、その
必要性を明確に国民に説明されなけ
ばならないと考えます。暴力主義に反
対することには勿論賛成であります。
併しそれだからと言って、暴力主義に
対する反対が、政府による暴力行動を
承認する根拠にはならないだろうと考
えます。この法案が衆議院で公聴会に
かけられた際には、各界代表の公述人
十八名のうち反対は十六名、賛成は僅
かに一名、賛否表明お預けというかな
が一名というふうに聞いております。

まさに世論の圧倒的な反対であつたにもかかわらず、遂に殆んど修正もなないような状態で衆議院を通過いたしておるわけであります。併しながら民主主義は世論の政治でございまして、この義を無視しては国会の権威に対して国民は危惧を抱くようにならうかと考えられます。国民はなぜこのような強い反対のあるものを強引に作り上げなければならぬかということについて、甚だ不可解に考へていると思ひます。

政府や国会はこの世論を押し切つてまでそれほど必要な法案なら、そんなに急いで成立させるようなことをせざるに、十分に国民一般に納得させる必要があるのではないかと考えられます。政府はその理由として先般のメーデーノ事件或いは最近の一連の暴力主義事件を指摘しておるようでございます。又

も友の事件に形をわけてゐる。暴行罪は強い反撥を感じておる一人でござます。併しこれらを見て治安が悪い言われておりますが、一体それではうしてこのように治安が悪くなつたか、その根本原因こそ先ず政府は考なければならぬと考えられます。日税金の問題といい、或いは失業の

題といひ、住居の問題といひまして国民の大多数は何か重苦しい不安が迫つて来るようで、権力と財力を持たない一般勤労大衆は、少しぐらひは騒ぐのは今日の社会情勢では当然あり得るものではなからうかと考えます。ところが騒げばすぐに彈圧が参ります。併しそんなことは愚劣な方法で、問題を解決することは到底考えられないところでございます。人間の健康で申しますれば、鳥目になつたからと言つて目の手術をするようなものでございませう。

す。皇目は榮養不良から起るものでございまして、手術をして治るわけではございません。その原因である榮養不良を考へなければならぬものでございませう。治安の悪いのは政治そのものを強く顧みなければならぬものでございまして、直ちに特別立法を作るといふのでは國民はなか／＼納得できないものであらうと考えるわけでございします。先ほどの御意見の中にもございしたように、日本の憲法の九十七條

おきましては厳かに、國民に保障する基本的人權は、將來に対しても侵すのできない永久の權利だとして、信託をされております。更に第十二條おきましては、「この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不助努力によつて、これを保持しなければならない」というふうに言われておられます。私どもは憲法に

わけてございまして、私どもは御覧の
のようなことが書いてあるからとい
固苦しいようなことを申上げる考え
毛頭ございません。併しながらこの
法の前文にもございますように、こ
は人類普遍の原理だというふうに言
れておるわけでございます。この憲
を護ることが私どもの幸福を導くこ

であり、将来を明るくものにする
ことであることを考えて、これを護つて来
たわけでございます。これが四、五年
の間に、人類普遍の原理であるもの
が、そう簡単に変わるような情勢だと
はどうしても考えられないわけでござ
います。どうか本参議院におかれまし
ては、この性格から見ましても、この
点について特に慎重な御審議と御解明
を要望するものでございます。

次にこの際私は私ども総計はこの法案に反対をいたしまして、先般来られぞれ一日の仕事を休み、或いは数時間職場を離れてこの法案に反対の意思表明を一行に行なつて来たことは御承知のところでございます。これは非常識にいろいろの意味において世論をまき起しております。私どもはこの際なぜこのように反対するのかということ、を、本公聴会を通じて具体的に明らかにしておきたいと考えます。

第一に、第二條におきまして、この法律が労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入することの濫用を戒しめております。併しや、からこれはいわゆる單なる訓示規定でありまして、濫用したときには一体うするか、その裏付けは何もないのでございます。従つてこれによりましては實際には何らの保障も與えられはおりません。正當か否かの判断も、政当局によつて行われることを考えするならば、決して安んずることはきないわけでございます。

第三点といしましては、第三條
ついででございますが、これが本
案の要でもありますように、又労
組合にとりまして最も危惧される
ころのものでございます。現在の組

活動は、労働者階級の置かれておる地位からいたしたとしても、どうしても政治的の性格を若干でも帯びざるを得ないものが実情でございますが、その際において、政治上云々ということがなげを加えられる理由となるか、全くわらないところでございます。更にその口におきましては組合の機関紙に革命歌や外国革命の記事などを書くことは、直ちにこれに問われるのではないかと、いろいろな條項がございます。労働歌を歌うことも私どもは今後は差支えなければならぬことにならうか、

思われるわけでございます。この條のうち大規模なストライキや、或いは惡法撤回等のデモや労働者大会や大りなピケライン等は、イの騷擾に、いは運輸鐵道等のストライキは二の並びに、車電車往來危險に、又卜の強盜は三の並びに、生産管理は最高裁で違法とされておますので、この項に。なお現在でも合の各種会合には、労働爭議や或いは組合のそれらの催しに対して、特

局員や警察官等が附えず介入したし
おりますが、今後これらについて
否したり、或いは争つたりいたした
らば、直ちにリ of の公務執行妨害に問
れる可能性が大きいと考えられます
なおこれに對しまして、教唆、扇動
附随しておりますので、いづどんな
とで問われるかもわからないわけで
ございます。騒擾の虞れがあるとして

総評がいつ第二十六條の必要な調査を受けるようなことになるかも知れません。2におきましては、団体の支部会が処分の対象とされておりますので、必要によりましては上部団体の委任者も当然調査の対象になつて来るかと考えられます。

次に、第四條についてでございます。次は、こゝでは破壊活動を行なつたも、将来更に行う明らかな虞れがあるも、すべて当局の一方的認定に任せられております。非常に濫用の幅のある規定だといふふうに考えられます。若しこれに対して第二十四條による行政訴訟の道があるではないかと言われるかも知れませんが、行政事件訴訟特例法の第十條におきましては、たゞ勝訴したとしても、内閣総理大臣による異議申立てがあり、これもまさに空文に等しい結果になつております。更に団体の定義が非常に不明確でございまして、団体の行動とはどのようなものをいうのかよくわかりませんが、組合員の中には種々な傾向思想を持つておる者が集まつておるわけでありまして、その中の幹部が行なつたこと或いは構成員が起したことを、団体の活動としてどのような関係に置かれるのか非常に危惧されるところでございまして、又こゝでは機関紙等につきましまして、組合の発行の一切の出版物が検閲を受けることになるのではないかと考えられます。殊に組合機関紙は政治的問題に觸れるのは必然でありまして、必ず圧迫が加わつて来ることを考へられます。役職員の追放規定は、平常でも絶えずその人たちの考へ方、或いは思想機関がどうしても必要となるのでありましよう。従つて幹部の尾行や聞き込み等は覚悟せねばならぬといふところであらうと考えられます。

東大構内への警察官の立入は、公安條例違反の虞れがあるといふことで行われております。公安條例はそんなつもりで作つたものではなからうと考えられますが、この一例がよく示すところ

でございます。

第七條におきましては、処分の効力が生じた後の団体構成員の団体活動を禁止しておりますが、これではその団体の組合員の質上闘争すらできないことにならうかと思われまゝ。

第二十六條の公安調査官の調査権は、組合員に対する圧迫を更に強化するものと考えられます。前述いたしましたように、現在でも警察官が立入つておるような状況なのでありますから、更に個人の、個々の組合員及び職場にまで及ぼすことは必然かと考えられます。組合員に対する精神的圧迫は非常に恐ろしいことだといふふうに思われるわけでございます。個々の労働者は権力には弱いものでございまして、この圧迫に会つて、あなたは見逃してあげますといふような誘ひに会いまして、逐次組合は当局への御用化を招来するのではなからうかと憂へられます。

最後に本法案は公安調査長官が白紙委任を受けた状態になつており、この決定は公安審査委員会で行うわけでありまゝが、この委員は内閣総理大臣と一言うもの政府の任命でございまして、たとえ一名の労働者代表が加わります。たゞ多数制で定められるものでは決して安んずることはできないものであらうと考えます。労働者は団結を通じまして労働組合を組織いたしましたし、みづからの生活を守つております。それに対して、その労働組合の存立に重大な圧迫の虞れのあるような、立に重大な圧迫の虞れのあるような、このような法案には、どうしても納得することができないのでございまして、以上指摘をいたしましたように、私どもの與えられた基本権利を、これほ

ど拘束し、私どもの持てる良心の自由までも譲歩せねばならぬような本法の成立には反対でございまして、でき得るならば是非とも全面的に撤回されんことを要望いたしまして私の公述を終らせて頂きます。

○理事(伊藤修君) 別に御発言もなければ、午前はこれを以て休憩いたします。

○吉田法晴君 ちよつと簡単に一つ、公述の中で、今警察或は特務局の人たちが、組合の会合その他組合等に入入りするといふことでしたが、その点具體的に、原稿でお読みでしたが、もう少し具體的にお願いしたいと思ひます。それからもう一つ、これは御心配のように行政措置によつてやることでありますから、破壊活動そのものよりも、その前段階、言い換へると、大衆行動の面まで調査その他規制が来るという心配がありますが、それと別に考へられております。いさゝか法律との関連において、実際に組合活動といふものがこういふ工合になつて行くのではないかと、いさゝかお見通しについて一つお願いいたします。

○公述人(長谷部健助君) 先ず最初の問題でございまして、現在でも労働組合の大会、或いは場合によつては中央委員会といふような、或る程度大きな会合になりますと、その地方の警察官或いはその地方の特務局の諸氏が、誰がどのやうな発言をしておるかといふやうなことを丹念にメモに取つておるやうな状況でございまして、これは現在でも拒否をすることが出来るわけでございます。拒否をしておる組合もございまして、併しながら若しこれらの人た

ちの出入りを峻烈に拒否をするといふやうなことになるかと、この組合の傾向そのものはどういふ形を取つてゐるのだといふやうな推察を受けまして、更にいさゝか意味においての監視、圧迫等が加わつておるのが実情でございまして、こういうやうな状態におきまして、本法案ができて更にこの公安調査官が調査権を持つといふやうな形になりますと、これが公けの形でなされて来るのではないかと、いさゝかと非常に憂慮いたしておるわけでございます。第二点は具體的にどういふことでございましてか。

○吉田法晴君 これは治安立法といふことですが、外にも治安立法といふものが考へられる、或いは労働法なんかについても治安立法から云々といふ観点、疑われる点もあるわけですが、そういうものから組合が……これといふと調査官の活動によつて云々といふことになりまして、今後の組合の様相を、今後の在り方についての危険性といふことになるかと思ひますけれども、お見通しを一つ。

○公述人(長谷部健助君) この破壊法については私どもの危惧しておる点は、先ほど御説明申し上げた通りでございまして、併しながら更に本国会に對しましては、デモ取締法案や、或いは労働法の改正と称しまして緊急調整の問題、或いは政府においてはその上に更にセネスト禁止法的な性格を持つものまでも立法制定したいといふ、こゝういふ一連の考へ方を出して来ておる次第であります。こゝういふやうな形が若し現実化されるといふいたしましたならば、将来の労働組合は、漸く罷業権をもちまして労働対等の立場に置かれて

おる状態が、まさに非常にバランスが破れまして、どうしても御用的な組合、組合の存立を企図するならば、好むと好まざるにかかわらず、御用的な行き方を取らざるを得ない、或いは小さい組合においては、その存立さえも非常に危険な状態に置かれて来る。このようにして、本日の民主主義といふものは労働組合の健全な発展において効果を挙げておる状態を考えますと、将来の日本の民主化といふものに対して我々は非常に暗い影を考へるわけでございます。

○理事(伊藤修君) ではこの程度にいたしましたし午前は休憩に入ります。午後は正二時から開会いたしますが、必ず二時に御出席を願ひます。

午後二時五十九分休憩

午後二時十六分開会

○理事(伊藤修君) それでは午前中に引き続きまして公聴会を再開いたします。本日は公聴人のかたへには公私御多忙のところ御出席下さいまして有難う存じます。先ず鈴木多夫君の公述をお伺いすることにいたします。

○公述人(鈴木多夫君) 私は單なる弁護士としてでなく日本弁護士協会の代表としてまして発言したいと思つております。

六十一年の人権擁護に類く伝統を持つ我が協会が数十回の調査研究の結果、ここに組合員の総意を体して大乗的見地から結論を見出して、四月の二十二日に賛成することを決議、これを公表いたしました。私は三十年の弁護士生活の体験と知識から、殊に弁護士使命が基本的人権の擁護、社会正義の実現のために、先ず以て社会治安の維持

と法律制度の改善に貢献すべく、衷情
以て本問題を討議したいと思つてあ
ります。

先ず本法は自由民主国家としての独
立した日本が置かれておる現下の内外
客観的情勢下、国家の健全な興隆を企
図して、社会秩序を維持し、国民全体
の公共の安全と福祉を維持し且つ保障
するため緊急止むを得ない最小限度の
立法だと思つております。コミンフ
オルムの指導によるところの日共の中
央委員会、軍事委員会等、最高司令部
から幾段階かに分れた統率ある組織に
よつて中核自衛隊とか、或いは抵抗闘
争バルチザンなど戦略戦術があたかも
軍隊組織体制を整備されて、すでに破
壊活動に着手し、暴力革命の推進に導
日なく、昨年二月の第四回全協、十月
の五全協、これらによつて軍事方針が
確立され、公共機関、公務員を対象とし
て各所に武器の奪取、或いは権力反抗
等々が行われております。これら破壊
活動はその行動態様において共通する
ものがあることは見逃し得ません。

この行動を憂慮し、人心の不安動搖を
このままでは静観し得まいようか。去る
五月一日、メーデーの好機をつかまえて
皇居前に無辜の国民さえ道連れにし
て、白晝公然と各国民の環視の前に
市街戦にひとしいあの破壊活動は、一
体このままで手を拱いていていいであ
りましようか。第二、第三の不祥事が
近きうちに起きないと何人が保証し得
ましようや。この現実の炳たる事実
さえ彼らは反省の色がなく、ますます
増長して反動政府、反動官憲がみずか
ら計画実行したものと宣伝しておるの
であります。これこそ無辜の而も純
真な勤労大衆を扇動或いは教唆し、あ

の現場を見ました者の多くが一体これ
でいいのか、このままで日本の将来は
どうなるのかと悲憤慷慨しないものが
あります。ここに於いてか被暴暴源
の処置を講じねば社会不安の除去は困
難であります。あの問題についても一
部の者或いは同調者或いはためにせん
とする者はいろいろな批評をしており
ます。この種の極左破壊活動の防止の
ためからいたしまして、被害の予防
のためからいたしまして、本法の成
立は誠に焦眉の急であります。

次に、私は極左のこの種の破壊活動
のみを本法の対象として考えたくない
のであります。即ち極左に對抗して必
ずや生ずることあるべきファッショの
抬頭であります。前第一次大戦後に、
イタリア及びドイツにおけるところの
あの共産党の展開、頻々たる破壊活動
の横行に、当時の警察力や政府が無力
に手を拱いていた結果、容易に反動勢
力の勃興となつたのであります。爆原
の火のごとくに現われたあのムッソ
リーニ、ヒトラー、このファッショの
国民の自由を奪つて計画した行為が、
結局両国をして滅亡の憂目を見せた
のであります。この極右運動が勃興した
ゆえんのものは、取りも直さず極左の
破壊活動を放任した結果であります。
この極左に対する恐怖と熱烈真摯な租
国愛の自衛心を悪用したために、か
ようなファッショが功を奏したのであ
ります。日本の現状でも過去の例に倣
して容易にうなずけるのであります。
仮に現在その危険の切迫なしとしまし
ても、極左の破壊的脅威から社会を防
衛し、民主主義の体制を確立するため
には、これに相応する政府の施策に万

全の措置を講じなければならんことは
もはや議論の余地はありません。由来
日本民族の多くは熱血性に富むの余り
輕率冒進の弊なしとしません。指導層
に人を得なければやもすれば無批判
となり、或いは諦めに陥り、中庸をと
つて冷静に事を決することが困難であ
ります。曾つては軍閥の誤れる指導の
下に三千年の歴史が一挙にして葬られ
たというあの苦い経験は決して忘れて
はいけません。民主主義社会の訓練現
在なお日が浅き今日、真に我々はこ
のままでいいのか、何とかしなければなら
ないという気持は恐らく何人も持つて
いるのであります。一部の立場や感
情からの者の別をいたしまして国民
の多くが、本法による最小限の治安確
保と民族互いに血で血を洗つて国家再
建の妨げとなるような不祥事防止のた
め、衷心本法成立を望んでやみません。

何といたしまして、日本及び日本民
族が、敗戦後過去六十年に亘り連合
軍の占領政策のために自主性を失いま
して、依頼心が強く何事も占領軍の指
導と援助に易々として盲従しながら
も、他面戦勝国或いは占領軍ひいては
政府権力者に対する鬱勃たる不満と反
撥心により、司令部当局の指令、覚書
とか或いは新憲法で與えられた幾多の
権利と目まぐるしいまでに無血革命に
ひとしい改革が行われておりますけれ
ども、これは未だ真に消化し切つてお
らないのであります。ここに思想の統
一なく幾多対立が各所にあつて、それ
が飽くまで並行的に分れることも又止
むを得ないことであります。殊に平和
條約受人態勢の整備未だ全からざる現
在、思想において、労資協調におい
て、その他法令の解釈において幾多の

ここに対立がありますことは、過渡的
現象とはいひながら安定性を見出しが
たく自主、独立、責任をみずから担つ
て国家の健全なる発達と治安の確保に
種々なる意見の相違を来たしたのであ
ります。要は日本国家及び社会の現在
の客観情勢、これを如何に評価して考
ふべきか、客観情勢の評価の輕重の問題
であります。対外的関係におきまして
この朝鮮事變の成行を見まするとき
に、まさに対外的関係において、本法
の必要の時期、必要性、相当性はあ
らずから明かになつて参るのでありま
す。民主主義自由国家の発展と平穩
な社会秩序を否定して独裁、專制、一
部特權階級の国家社会の樹立を企図す
る極左並びにその同調者の暴力主義的
破壊活動によつて、当然なればなら
ぬ合法的議會活動によらぬ行為が、憲
法の保障する基本的人權その他の自由
權利の範圍を逸脱したもので、これに
対する何らかの規制をしなければなら
ないといふことは極めて明白なこと
であるのであります。今後明かに予想さ
れ得る社会への現実にして明白な危害
に對処して、警察力の武裝強化とか或
いは集会、言論、出版その他の他人權に
對して或る種の制限規制も結局は民主
政治体制の中においても或る程度の取
上げをしなければならんことは当然中
の当然であります。これは民主的政
府及び国会の最も重要な分野でありま
す。憲法の保障する國民の基本的人權
の自由を真に確保するためには、どう
しても社会防衛の任務を忘れてはなら
ないのであります。これを非民主的政治
勢力に引渡すようなことがあつては、
ここに極右勢力が勃興したりする余地

を残すし、公共の安全の確保は期し得
ません。これらの關係から本法を私は
支持するゆゑんであります。
この種の法律は日本のみにとどまら
ずして、立法例として米合衆国におけ
る一九五〇年の国内安全保護法も破壊
活動取締法と称し、共産主義団体に対
して届出、或いは或る種の非米破壊活
動から同国を保護するための幾多の規
制をし、取締の対象となる団体並びに
その団員に対する届出や報告義務を
課して嚴重に罰を規定しております。
或いは同年のオーストラリアが或る種
の役職につく資格を共産主義者から奪
つてゐることでもあります。これにもさ
つき申上げた米合衆国の破壊活動取締
法と類似の規制、罰則を規定しており
ます。或いは又南アフリカ連邦議會が
共産主義弾圧法を制定して或る種の刊
行物、集会を禁止し、共産主義の目的
達成助長の意図に對し十年以下それぞ
れの処罰規定を設けました。殊にそれ
らの目的に關して土地や家屋その他の
財産を使用することにさへ罰則を設け
てゐるのであります。その他ポルトガ
ル、スイス連邦等々幾多立法例があり
ます。反對説中の多くが憲法による基
本的人權の保障を概念的に或いは包括
的に強調して、公共の福祉、この限界
をややもすれば輕視する傾きがありま
すことは遺憾であります。或いは治安
維持法、國家保安法、治安警察法な
ど、極右のあの遺物である特高、憲兵
の政治警察によるところの非違と結び
つけて、本法を直ちに政治警察の復活
による人権輕視の彈圧政治を行うため
だとの偏見論或いは感情論が少くはな
いのであります。殊に学界、言論界等
有力者間に強硬に、先の団体等規正令

から団体等規正との法律關係を以て、本法を同巧異曲の構想を持つてゐるとして反對することは甚だ遺憾の次第であります。思想の自由は内的の心理段階であつて勿論法的に無制限でありませぬ。外面的に人に對し社会的になつて行き、初めてこれらの自由になる程度の規制があることは當然であります。これが自由人權の思想の長い歴史から見ても容易にうなづけるのであります。一七七六年六月の米合衆國ヴァージニア州の權利章典によるところの平等、自由、獨立、幸福、安全、追求、享有のこれらの權利、或いは新聞報道、宗教の自由を宣言し、次いで有名な一七八九年フランス大革命によるところの人權及び公民權の宣言による思想と言論の自由は、西歐文化の中心國であるだけに極めて重大であります。併しこの宣言ですら公共の秩序を害せざる範圍において、或いは自由の濫用を對して責を負うとか、幾多の規制があります。その他挙げ来たれば幾多先例はありますがこれは省略いたしまして自由人權の宣言から五百年、フランス大革命から百五十年の洗練による今日、何人もその人權が自由且つ安全な発達があつてのみ可能であることを社會に對して義務を負うといふのが大原則であります。それらの權利及び自由の行使に當りましては、他人の權利及び自由の妥當な承認及び尊重を保持すること、並びに民主的社會における道徳及び公けの秩序、及び一般の福祉の正当な要求を充足すること等を專ら目的として法律が規定している制限のみに従わねばならぬということも明示されてゐるのであります。これは現在世界において最も大きな反響を

呼んだのは一九四八年十二月の國際連合總會の世界人權宣言であります。これにつきましては、これらの權利及び自由は、如何なる場合にも國際連合の目的と原則とに反して行使してはならないという規制がありまして、これが民主主義の基本原則であるのであります。世界人權宣言後に發布した一連の憲法の思想、言論の自由は、一つは自然法學的に絕對的なものとしながらも同時に義務の伴うことを宣言してあります。これらの人權宣言をソ連邦、或いは中共の憲法や同國の法令上、思想、言論の自由或いは勤勞者の自由と、プロレタリアの獨裁獲得の強化による幾多の強硬な規制は、自由民主主義國家群の想像以上のものがあることを考へねばならぬのであります。欧米その他の國において民主主義的破壊活動取締法が共通にする理念は、全体主義的獨裁制を樹立する行為、外國人又は外國の勢力による指導統制による國內政治の變革を企てること、暴力に訴へて事を決せんとする行為の、この三つを憲法としてゐるのであります。民主主義下において暴力を強く否定し、自由な思想、言論による討論を通じてのみ目的の事を決することは當然中の基本的原理であります。反對説の中に金城鐵壁のごとく口を開けば擧げることとは、近代米國の生んだ偉大な合衆國最高裁判事O. W. ホーモズ氏が同裁判所判例に掲げる、その行為は明白且つ現在の危險が存在すること、このこととあります。言論、結社の自由のごとき政治的基本權に對する例外的制限の場合であつて、それ以外は許されないとしていることとあります。これは當然中の當然。ここで注目しなけれ

ばなりませんことは、一九三九年一月現在のニューヨーク刑法典に、無政府主義とは、組織されている政府を暴力により、又は政府の行政長官若しくは行政官の暗殺により、又は不法手段によつて転覆すべきであるとする主義、このようなことを口頭又は文書で唱道することは重罪とし、集會、主義者に對する集合場所の土地家屋使用許可、出版等、広範圍の禁止重罰規定を課していることとあります。合衆國最高裁判所の、アメリカ共產黨書記長はか十名に對するいわゆるスミス法違反事件に對して一九五一年第一審の一万ドルと五年の禁錮を維持しまして、アメリカにおける共產主義運動、ひいてはこれに關する言論、集會、結社の自由に關連して注目すべきシニク事件對合衆國事件の、先ほど言うホーモズ判事の意見書中には「いづれの事件でも國會に防止する權利がある、実害がもたらされる明白且つ現在の危險を生ずるような事情の下でそのような性質の言葉が用いられてゐるかどうかが問題である。」「暴力及び暴力によるところの政府の顛覆を企てることは、政府にとつては確かに言論を制限するに足りる重大関心で、一つの叛亂が企てられて決行の合図がなされるまで待つていなければならぬ」といふことはない。結局言論の自由を絕對的とせず相對的に見て制限の必要と行われた行為、なさんとする行為、これを天びんにかけてどつちが重い、國家並びに公共の福祉が重いかどうかは裁判所で決すべき問題であると、この判例からいたしまして、本法によるところの國家社會の利益からする一部少數者の破壊活動の言論の制限も極めて止むを得ない、當然

であることは何人もおわかりと存するのであります。我が憲法十二條は十一條と共に、自由の權利は國民不斷の努力によつて保持しなければならぬ、國民は濫用してはならない、常に公共の福祉のために必要な責任を負ふとありまして、三條以下四十條決して無制限のものでないことはこれ又異論の余地がありません。そこで本法三條の一項一、ロで、いづゆる扇動罪を獨立罪としたこととするための實現の正当性、必要性を主張した文書若しくは圖画を印刷し、頒布し云々、これを獨立させましたことについて種々議論があります。特に特殊の極左暴力主義團體が不利な扱ひをされることに對する強い反對は申すまでもないこととあります。或いは又濫用の危險なしといたしません、この扇動行為、これこそ本法の目的として極めて必要であります。先般メーデー事件後に私の家へ、並びに近所へ配つて歩いたこういうビラがあります。「この日、人民広場を國民のものへ、と押しかけた労働者、学生、市民五万のスクラムに對し、血に狂つたアメリカ戦争屋共の手先、警視庁虎の子「予備隊」はアメリカ製ピストルの亂射と催涙彈によつて、女子供の見境もなく即死六名重傷傷千二百名の犠牲者を出した。國辱の日四月二十八日」とこのメーデーの暴行にアメリカ戦争屋共と売國奴吉田の正体を見た愛國労働者は民族の解放へと実力を行使し、アメリカ高級軍の破壊を敢行した。最早や彼らに對抗する途は実力による粉碎以外にはない。これは全世界の植民地解放斗争に對する日本民族の応えであることは何人もおわかりと存するのであります。

ある。この偉大なる日に労働者を抑へた裏切者「社會民主主義者を叩き出せ」たたかに傷ついた愛國者は、國民の温かな愛情に守られてゐる。」かように非常な強硬にして扇動的なこゝう出版物を各所に配つて歩くのであります。これが本法の扇動罪を外にして眞の治安の維持は困難であるといふゆゑであります。或いは扇動といふ範圍が非常に廣く、こゝ意義概念につきましては、すでに我が大審院は昭和五年十一月に判例で明示してあります。「他人に對し中正ノ判斷ヲ失シテ実行ノ決意ヲ創造セシメ又ハ既存ノ決意ヲ助長セシムヘキ勢力有スル刺戟ヲ與ヘルコト、扇動罪ハ扇動行為カアルコトニ依ツテ成立シ必スモ相手方ニ於テ其ノ結果ヲ惹起スルコトヲ要シナイ」これでの觀念はすでにはつきりしてゐるのであります。又すでにあります法的根拠からいたしまして、食糧緊急措置令の十一條に、政府に對する食糧の不売を扇動する罪として三年以下の懲役一萬元以下の罰金に処してゐるのであります。或いは又國稅犯則取締法の二十二條一項に「國稅ノ納稅義務者ノ為スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告ヲ為ササルコト若クハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ國稅ノ徵收若クハ納付ヲ為ササルコトヲ扇動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十萬元以下ノ罰金」或いは刑法七十九條、いづゆる内亂予備陰謀の補助、公職選挙法、引揚者の秩序保持に關する政令、公共企業体労働關係法、爆発物取締罰則、國家公務員法、地方公務員法、これらにいずれも扇動行為自体を犯罪として処罰することとはつきりしてゐるのであります。

この扇動行為について憲法二十一條言論、出版の自由保障の趣意にやないかどうかということにつきましては、我が最高裁判所は昭和二十四年五月に大法廷を開きまして、憲法違反でない、有罪としております。これは食糧管理法につきましての判決であります。その理由の中に「前に述べた言論の自由は公共の福祉を害し、自由の限界を逸脱し、社会生活において道徳的に責むべきものがある」から、食糧緊急措置令第十一條によつて処断するのだ、この公共の福祉と扇動行為の言論の限界を定めてゐるのであります。注目いたしますとこれは電波法であります。昭和二十五年の法律、第七百七條であります。「無線設置又は第百條第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役」云々とあります。これらはまさに本法のこの扇動罰と殆んど似ておるのであります。次に国家公務員法の三十八條の五條に公務員の資格を欠くものとして「憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」地方公務員法十六條、人権擁護委員法、保護司法その他の特別公務員に関する数種の法律にも同様の規定があります。本法が団体等規正法案と一連の構想下にありと宣傳反對するものの中には特に注目すべきものがあります。先の団体等規正法案に対する日本新聞協会の発表にかかると雑誌世界三月号の新聞法制研究会委員の署名なる学者連中の発表したものであります。これは又六月号にも出て

おりまして、公述人の中にもよく知りのかたがありまして、そのかたが述べられることは思ひますからあまり詳しくは申し上げませんが、この中に私の属する東京弁護士会名を利用して發表されておる団体等規正法案、ゼネスト禁止法案、集団示威取締法案に対する反對意見であります。この關係からいたしまして、いわゆる本法を性格、目的、範圍が違つてもかわらず同巧異曲のものといふ、いわゆる坊主憎けりやけさまでの例で、面目論或いは感情論の上から本法に対する強い反對論を推進すべく、我が弁護士会の一部会士会の名において發表しようとしたことを私は知りませんでした。それでその手続なりその不当を交渉いたしました結果、それは我が会の名義で發表してありませんがその後個人名義で發表したようであります。これらの経緯からいたしまして、なか／＼反對者は理路整然真つ向から憲法論を掲げて誠にその言やよし、はな／＼しい感はあるが、その手段方法その内容幾多矛盾と撞着あるをいふまいとせん。殊に我が会の名前で發表しようとしたその経緯から見ても、会長その他の者に對して理論闘争の結果、あまり当局者は研究しておらないものだから、成るのだからとして輕々に賛成したような關係などからいたしまして、本法反對論は極めて立派に構想せられておりますが、反對の直の理由が先ほど述べましたように矛盾と撞着あるを否定し得ません。

次に結論といたしまして、本法がかかる強硬反對と立案の經過、殊に平和條約発効後の急遽を要する過渡期の混亂期に処せばならん内外客觀情勢の支配を受けまして、且つ恒久法でなく非常臨時法たる性格からやもすると本来企図する目的達成にこの程度で十分かどうかさへ疑ふ節もあるものであります。或いは又本法が団体の規制という行政機關の公安調査庁と公安審査委員會の行政処分と、一つは罰則のいわゆる補正、これが形式的にはあたかも刑法の改正にもなるごとく見えますし、前者が行政処分であり、あとのほうは司法裁判に属しまして、行政処分は急遽果敢を要し、他面罰則適用に關連し、政治上に或いは憲法の自由權の抵觸、なか／＼く勤労者の團結權、団体行動の規制等に幾多影響がありますだけに、本法運用に當りましては予期しない障害と、若しも濫用或いは運営を誤ることがありますならば、反對説の言うごとくそれこそ民主主義國家の禍根、日本民族悲劇の虞れなしといたしません。特に第三條一項の強き反對のあるあの正当性、必然性の具体的問題に対する処置であります。或いは四條及び六條の団体の活動たるや否やの範圍の確定、これが一部尖鋭分子が団体名を利用して、或いは役職員を威迫、恫嚇、脅かしたり騙したり、団体本来の目的やまじめな団員や役員職員の真の意思に反して破壊活動をしたときの連座性、文書、印刷物の所持、その所持がたゞ／＼本法の抵觸せざる目的のために所持したことに対して具体的にどう扱われるか、その濫用の弊なしとしないか、この点が運用上心配されるのであります。いやしくも本法一條の目的、二條の基準を断じて逸脱したり、今後みだりにこの性格、目的、

基準を輕々に改惡するやうなことのなりよう希望するのであります。併しなから反對者の言うごとく、さうな点について濫用の虞れがあるんだと、濫用されりや困るのだというところはこれは反對の理由にはなるのであります。如何なる法律といへども濫用の伴はない、濫用の絶対ないという法律はありません。その濫用される余地があるからというて本法に反對するということは、あたかも角をためて牛を殺すの例でありまして眞の反對理由にはなりません。

〔理事伊藤修君退席、委員長齋席〕次に審査委員會の点につきましてその性格、これはまさに準裁判手続であります。この運用こそ本法の最後の決断をするところであります。この委員長、委員、委員補佐の使命は誠に重大であります。この点につきましては特に万全を期するためにそれらの人選にはやはり多年経験ある民間の弁護士を任命することが最も適切と考えるのであります。

いろ／＼修正意見も出ておりますが、その点について触れてみたいと思ふのであります。職權濫用の虞れがいろいろなかた／＼によつて述べられまするが故に、刑法百九十四條の特別公務員のはらの規定を本法に織込むかどうかという問題であります。これはさうしないほうが本法をして健全に運用せしむるゆゑと信ずるのであります。何となれば審査官に、檢察官、司法警察官と同種同様の權限を與えないのが本法の極めて苦心したところと考えられるのであります。檢察官、司法警察官はその捜査行為自体幾多強制権がありますが、この審査官

には強制権はありません。よつてこれらの職員は精神的に熟する意味からいつても檢察官、司法警察官の職務とは違ふのだ、捜査権がないのだ、みだりに自由權の干渉はいけないのだという自覺を促すためからしても、特別公務員の罰則規定は却つて害あつて益ないと思ふのであります。要は本法の違反行為或いは濫用行為を一般公務員の職權濫用行為によつて嚴重処罰し、その檢挙を躊躇しないよう、又国民なり弁護士会は断固本法の濫用に対しては民主的に對抗すれば事足りると信ずるのであります。

次に問題の扇動の削除が修正意見として問題になつておりますが、これは先ほど述べましたようにこれを抜いては本法の眞の目的運用は骨抜きになります。扇動行為の取締こそ最も治安維持のために必要なのであります。次に正当性といふ必要の必要性、この問題もやはり扇動行為と關連して同様であります。或いは本法第四條の公開の集會を禁止するならば非公開の集會をも禁止するといふ議論であります。これは公開の集會に對して、而も更に反覆継続して行ふことの明かな虞れがある場合に適用する、この停止解散の場合、而も停止の場合のみでありますから非公開の場所での相談や何かはこれは禁止する必要はないのであります。停止処分に応ぜずにお戻りしてやる場合においては解散処分ができるのであります。これは問題ないと思ふのであります。ただ三條一項一五と三十七條二項のいわゆる表現の正当性又は必要性を主張する言論や映画、或いは先ほど申し上げた電波法にあ

るラジオ、次に起るテレビ、これらによつて扇動行為が行われた場合に一体これを放任していいのかどうか、かような場合をも当委員会としては相当御研究せられて本法運営に万全を期せられんことを願ひたいのであります。

破壊活動団体の行政処分に対する違憲性の有無が議論になつておりますが、これは法務総裁が述べられておりますごとくに、飽くまで本法の団体に對する規制は行政処分で、三権分立の趣旨からいいたしても、一方行政処分に対する訴訟行為の途が開かれておりますから、この点は行政処分としてせられることが適切であるのであります。

次に破壊活動が裁判所で無罪になつても停止処分が直ちに取消されるかどうかといふことが問題になるのであります。これは具体的の場合で一概に抽象的には言ひ得ないでありまして、が、当該団体の停止処分を受けた既存の破壊活動行為、これが団体の全部の意思を体してやつた行為によつて受けた場合その全員が無罪になつた、而もその無罪が立派に罪のなかつたことが証立されておれば、停止処分は解除しなければならぬのであります。要は団体の構成員が団体の意思としてやつたかどうか、この点が問題になるのであります。又一方本法がこの点によつて相当成果を収めようと思ふのであります。先ほど我が会において問題になつたように、一部急進分子が団体名を利用して或る行動をしようという場合には、互いにそれを討議し合うなり或いは監視してさうなことをないようにしてこそ、民主主義の団体の団員たるの義務であり、かくしてこそ健全なる団体の発展、ひいては国民の民主主義の健全なる隆盛を来すゆゑんであります。ただこの運用については十二分に慎重を期せられたいのであります。さうなことを考えてみましたときに審査委員会が誤つて決定した場合は、その変更取消を裁判所にのみ委ねていいか。はつきりした場合には、訴訟的方法なり或いはみずからこれを取消、停止する方法を考えてみてはどうかという問題であります。

最後に行政事件訴訟特例法によつて本法の処分をされて裁判所に訴えても、総理大臣が停止処分に異議を主張した場合に停止の効力はない、活動をとめられた団体は復活の方法がないのだといふ、この場合であります。尤もの心配であります。この点につきましては或る程度の修正をせられるか、この点についての濫用の弊のないよう特に関係当局に希望いたしました。以上私の賛成意見として述べた次第であります。

○伊藤修君 私は質問をするわけではありませんが、只今の公述人のかたが日本弁護士連合会を代表してという御意見でありましたので、当委員会は代表といたしまして島田武夫氏を御推薦申し上げて明日公述を願ふことになつております。

○公述人(鈴木多八君) 私は日本弁護士連合会と申上げません。日本弁護士協会の会員の意を体してと申上げました、会が違ふのであります。

○伊藤修君 あなたは日本弁護士連合会ではなくて、日本弁護士協会の会員の意を体してと、こういうふうに向つてよろしいのですか。

○公述人(鈴木多八君) はあ。もう少し

し具体的に申上げますれば、この決議案を作成した過程や何か申上げてよろしいのですが、会が違ひます。

○伊藤修君 それならいいのですが、連合会を代表してというは大変重大なことになりますから……本委員会にはあなたの個人の意見として在野法曹としてお願いしたつもりですから、その誤解があるといけませんから明らかにしておきたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 公述人に対する質問はあとで総合的に皆様にお願ひ申上げますから……

それでは次に雑誌、世界の編集人吉野源三郎君をお願い申上げます。ちよつと公述人のかたにお願い申上げます。が、大分まだあとに人が残つておりますことと、それから最後に皆様の立会いの上で全員に對して御質疑を申上げたという希望がございますので、甚だ時間を制約して申訳ありませんが、大体二十分乃至二十五分ぐらいの程度において一応の公述をお願いしたいと思います。

○公述人(吉野源三郎君) 私は雑誌、世界の編集をやつております吉野源三郎君です。その立場から今回の破壊活動防止法案についての意見を述べるといふお求めなのでお答え申上げたいと思ひます。

只今私どもの雑誌に對しましては、毎日十数通に上る読者からの手紙が届いております。このような傾向というもの、七、八年間雑誌を編集して来ましたが、最近になつて著しく現われて来た現象であります。なお念のために申上げますと、私は世界の編集のほかに今私の関係しております出版社の編集全般に關係いたしております。

で、大体圖書の冊数にいたしますと、毎月七十万冊の本を日本全国に送り込んでゐるわけでございます。又一方読者ではなく、そういう言論機関を通じて意見なり、学問的業績なりを發表しておられるかたで、私も御関係申上げてゐる学者、評論家の数はちよつと調べますと千三百名に上るわけでありまして、大体千三百名ぐらいの今日活動しておいでになる評論家のかた、と出版の契約を取結びまして、毎月新刊三十点、雑誌は只今御指名になりました世界以外に八つの雑誌を發行してゐるわけでありまして、これらの膨大な読者の数と相当多数の識者との数から、大体私どもはこういう立場においで、今日の日本の一般の主張というものがどう動いてゐるかといふことを絶えず知つておるわけでありまして、その傾向を概して申上げますと、今の時局の動きに對する憂慮といふものが深く垂れこめてゐるということでございます。これは先ほどの公述人のかたからお話のございましたような治安上のいろいろ不安といふもの、例えば警察に火災びんが投げ込まれるとか、或いは先ほどのような、というのは五月一日のような騒擾があつたとかいふようなことから、この不安が出てゐるのではないように思われます。何となればさういふことに對する不安ではなくして、やつと敗戦といふあれだけのつらい思いを通して民主主義の新しい時代を迎へたに、果してそれがすこやかか伸びて行くであらうかどうかといふ意味からの不安だからであります。まあ私がこの破壊活動防止法案について何かの意見を申上げるのといふことは、今国民の中に深く根ざ

してゐるその憂慮が果して取除かれる方向においてこの法律が成立つてであらうか、或いはそれを濃くする方向において成立つてであらうか、この一点でございます。で、大体特に若い青年たちの立場から申しますと戦争による犠牲は身にしみて感じているわけでありまして、そして敗戦といふあの悲劇を通じて、在来自分たちが教へられていたところの考え方、社会なり道徳なりについて持つておりました考えが根本的にゆり動かされたという状態にありうことがさういふかた、にとつては中心の問題であつたのであります。こういう若い人たちの思想といふものが未熟であるとか何とか申しますが、実はこの若い人々こそ今後の日本の担当者でありまして、その人たちがどう伸びて行くかといふことにかかつて日本の将来はあると私は信ずるのであります。その点は実は私は誠に今日若い人々によつて追求されてゐると信じます。それは例えば十八、九歳で以て軍隊にとられまして六、七年軍隊の教育を受け、戦地に行つて歸つて来た。軍隊において教へられて来たところが自分にとつて絶対の真理であると思つたのが敗戦によつて美事に崩されてしまつた。今後自分はどこに希望を持ち、どう生きて行つたらいいのかといふ悩みを深刻に悩まされて、さうして新しい憲法に表明された民主主義、人間の自由という価値に對する目ざめによつて立上ろうとしてゐる。これが私は日本の将来について一番大きな希望じやないかと思ひます。こういうものがすこやかか育つて今日私たちの持つております憲法が本當に日本において

根を下し、日本においてこれを伸ばして行くのだ、私はそう信ずるのであります。これは私は何も東京の大学などに來ておいでになる青年諸君を指して申しているのではないのであります。今私の申しましたような青年たちは、地方の農村にあつて日々農業に従事しながらそういうことを書き送つて來ましたり、或いは公務員として地方に勤めながらそういう感想を持つ。それぞれまじめに生業を営みながら、思想的にはその文面から察しましたが、いわゆる新らしい社会科学的な思想の洗礼などは受けておらない極めて実直な人々であります。こういう人々がまじめに自分がどう生きて行こうかということの又今の社会問題、今の政治の問題というものを一つにまとめてまじめに考えている。こういう手紙を私は受取るときにいろいろな意味で今日の世に絶望的なものも感じますけれども、まだ／＼日本というのはこの人々によつて生きかえると考えているわけであります。

で、この人々の希望として見出しておりますところの民主主義の原理というものが、今日の問題になつておりますような法案によつて果して伸びて行く方向に行くだろうか、抑えられて行く方向にあるだろうか、これが大変問題なんじゃないかと私は考えるのであります。で、大体かような治安立法が憲法で保障しておりますような基本的な人権に制限を加えるものであるということ、これは立案者の立場からもとくに御承知になつておることでありまして、それ故に第二條においてもこれの濫用を嚴に戒めておるわけでありまして、勿論言論思想その他の自由という

ものが無制限のものでない、場合によりましてこれに制限が加えられるということは、法律論として私どもが専門家からよく伺うところでありますが、結局個々の場合におきまして、かかる制限によつて得るところと失うところといずれが多いかということが現実において判断されまして、かかる制限が或いは認められ、或いは否定されるのではないかと思ひます。そういう点から申しますと、私は現在の状況においては失うところのほうがはるかに多いと信じておるものでございます。勿論これにつきまして、第二條において法案自身が警戒しているばかりでなく、特に調査機関と決定機関を分離しますとか、或いは対象とするところの行爲を刑法によつて明確にするとか、或いは行政事件訴訟特例法によつて裁判所に訴えてこの決定について抗告するよいうな途も開けているとかそういう配慮があるのですが、かような配慮をしなければならぬような法案をなさないで今我々は問題としなければならぬか。その点が一番問題じゃないかと思ひます。この点につきましては最近の新聞等の報道しまするいろ／＼な破壊的な行動というものが例にとられてゐるようであります。私はもう一つ今申しました国民のなかの多數の識者、並びに最もまじめに日本のことを憂えておると思われる青年層というものの間に垂れこめておる恐怖というものを見逃してはならないだらうと思ひます。民主主義における一つの大事な要件は、恐怖からの自由だと思います。私はこの法案が恐怖からの自由という一歩から考えると、その恐怖を濃くするものであるというふうに考えるもので

あります。

特にもうすでに専門の法律学者等からも指摘されておりますし、衆議院における公聴会においてもいろいろな面から指摘されていることと思ひますが、第三條第一項第一号の口にありますような内乱の予備、陰謀、幫助を扇動するということまでも独立に罪になつております点、同じように第三條第一項第二号の又において言われておりますような扇動の罪、こういうたものの解釈は現実に私どもが考えて言論の問題として考えてみますと、非常に広汎な解釈を入れる虞れがあると存じます。過去の経験で申しまして、これが曾つての治安維持法等に比べて、そういう点の配慮が行われておるといふことは私は認めるのでございますが、そも／＼こういう治安立法に基いて行政権が言論に干渉する虞れというもの、は、日本の場合非常にまだ／＼濃いのではないかと思はれるのであります。そういう点で先ほど申し上げましたような、第三條の教唆、扇動に関する罪といふものは、先ほど申しました一般の言論界に及ぼしておるところの恐怖或いは一般の民衆の抱いておるところの恐怖といふものを濃くする方向に働かざるを得ないというように考えるのであります。で、過去の経験と申しましたが必ずしも治安維持法のすぐの適用というのではないのでありまして、行政官の立場から治安を維持するため、いろいろ／＼な言論に対する干渉が行われます度合といふものは実に複雑な形をなすわけでありまして、大體扇動といふようなものは扇動だけがあつて扇動される、または例えば扇動を禁じようとするような当の大きな事態が生ま

れるのではないのでありまして、いつの時代でも少数の人は不満を持ち、政治的な目的を過激な方法によつて実現しようとする扇動を行うかも知れません。併しそれがこの法律によつて保護しようと思つておりますような国家の基本的な秩序、制度というものに危険を及ぼすようになるには扇動以外にその扇動を受入れる条件というものがなければならぬと思います。その意味で私は破壊活動防止法案に関する説明において、本條第一項に掲げることく、危険極まりない実害の犯罪を起す明白な現在の危険を生ずる場合には、その企図する結果の実現するまで何らの措置も講ずることなくこれを放置することとは、公共の安全の保持の許し得ないところでありまして、という文句を認めますが、何らの措置も講ずることなくこれを放置するのは実にけしからんのであります。その講ずべき措置が、單にこういう扇動を抑えるような何らかの意味でそういう形をとつて、彈圧して行く、言論やなんかの自由を制限する方面だけに求められることは非常な危険がある。そういう政策が我々の憲法によつて保障された自由の擁護よりも強く押出されるということは、それこそ日本に民主主義の精神を根ざさせる上に大きな害があるのではないかと思います。で、扇動と申しまうと、先ほど申しましたように、それについての受入れる側がありまして、そこに大きな不満が鬱積されていない限りどんなに扇動したつて扇動は有効に出て来ないと思うのであります。これはいろいろ／＼な相互の条件によつて結果が大きくなつたり、小さくなつたり、全然効果がなかつたり、僅かばかりの

もの大きな結果を生んたりするの、やないかと思ひます。そうしますと、状況の如何によりまして扇動とみなされるものが順次推移して行くだろうと思ふのであります。これは曾つて日本が戦争に突入して参りました場合に、言論に對する取締というものが年と共に範圍を拡めて参りました。それは状況次第で適用される傾向を非常に強く持つておつたのであります。でありますから、先月はこの程度の言論は許されて翌月にはやそれが許されないというふうに推移して参りました。

それからなお政策的に考えられますと、或る言論の機關においてはこの程度のことは許されるが、或る言論機關においてはこれが許されないというやうなことも起るのであります。何となれば影響力のあるものと影響力がないものとがやはりその際に考慮の中に入れられるからであります。そういう点で曾つての各出版社は、一体こういう出版が法規に違反するかどうか、或いはそういう行政的な措置によつて禁止されるかどうかというものの判断をするために特別の係を置きましたたり、或いはそういう検閲官等に内閣してもらうというやうな非常に煩瑣な手續をとつてやつておつたわけであります。

いま今後におけることを考えましてもやはり言論が闊達に自由に發表されますことは一旦かような法規ができませんと不可能になると思ひます。で、やはりその点についてのいろ／＼な配慮を行わなければならぬのであります。そうしますといわゆるさわらぬ神にたたりなしというやうな態度が自然とものを書く人又は出版する者の間に出て参りまして、言論は萎縮する方向

をどうしても通るだろうと思ひます。
こういう言論の萎縮というものが日本の
今日の政治においてどれだけの大きな
意義を持つたかという事は、敗戦後
の日本がまだ民主主義の建設の途上
にあるという事を考えなければ十分
に御理解頂けるのではないと思ひ
ます。そういう点はすでに長く民主主
義を確立してからの歴史を辿つてお
りました先進諸国における場合とはよ
ほど違ふものと思はれるのでありま
す。それらの場合におきまして或る程
度のこれらの規制が法律上ありまして
も、その場合にそれによつて基本的な
権利を侵さないようにという配慮は、
もつと強く真の自由というものが
社会の常識となり、又行政官におい
ても得られてからでなければならぬの
じやないかしらと思ひます。この点
においては日本が新しい憲法を採用
してからまだ餘りなく、今後そういう
ものを確立して行かなければならぬ
という状況から考えると、大きな不安
があると思ひます。

○委員長(小野義夫君) 次に京都大学
法学部教授瀧川幸辰先生にお願いいた
します。

○公述人(瀧川幸辰君) このたび参議
院にかつております破壊活動防止法
案については、私の結論を申し上げます
と、この法律案はいけな思ふので
あります。と申しますのは、これは第
一條に目的が書いてあります。これは
「団体の活動として暴力主義的破壊活
動を行つた団体に対する必要な規制措
置を定める」と、こういうふうになつ
ておりますが、実はこの法律ができた
時に罰せられるのは団体ではなくして
個人であります。で、「団体に対する必
要な規制措置」となつておりますが、
結局これは或る団体を解散するとか何
とかいうことを目標においておること
は、これは間違ひのないのであります
が、それよりも前に、団体の解散など
よりも先に個人が罰せられます。で、
これは今もお話がありました通り、個
人の言論であるとか、思想とかいうも
のは、この法律によつて到底自由に行
うことができないのだらうと思ひま
す。

す。或いは内乱、いま日本の刑法でい
う内乱罪であるとか、或いは騒擾罪で
あるとかいうものは団体犯罪でありま
すが、これは例外でありまして、原則
として個人犯罪であります。団体犯罪
を今の刑法は扱つておらないのであり
ます。ところで十九世紀の中頃から機
械が発達しまして、生産面はすべて分
業になり大きな集団の作業となり、個
人の手工業を圧迫してしまつて大工業
になつております。同じく犯罪も個人
の犯罪から団体の犯罪に移つておりま
す。又現に移りつつあります。ところが
個人の犯罪を目標としておる刑法で団
体の犯罪を扱うという事はできない
のであります。即ち暗い切れないので
あります。で、どうしても刑法のほかに
団体の行動を對象とする刑法が必要
であることは疑ひのないのであります。
で、今破壊活動防止法案の反対意見と
しまして、これは刑法で賄える、こ
ういふ法律は要らないという議論があ
りますが、この議論はむしろ私は反動的
であると思ふのであります。刑法で賄
えないものを刑法で賄えないのは無
理であります。刑法で賄えない部分、
団体の犯罪をはかりの法律で賄うとい
うことはこれは当然であります。ですが
ら団体の犯罪を賄う法律が必要という
ことは、これは認めなければならませ
ん。たださうだからといつて、この破
壊活動防止法でよろしいかといふ、こ
ういふ結論になるのであります。

正犯であります。ところが共謀共同正
犯というのは、実行はしないでお互い
に数人の者が相談をして或る人間だけ
実行するのです。或る人間だけ実行し
た場合にも相談にあつた者は正犯だ
といふことになりまして、これは法律
が見ておるのは犯罪の実行、即ち電車
をひつくり返した犯罪の実行に關係し
た数人が共同正犯であります。ところが
が相談するときには数人が相談をした
が、電車をひつくり返したのは一人で
あります。その一人が正犯であるけれ
ども、相談にあつた数人も共同正
犯だといふのが旧大審院の判例であ
り、最高裁判所の今受審いである判例
であります。これは何かといふと、刑
法で賄えない共同犯罪を賄おうとし
たために刑法を拡張しておること
になる。共謀共同正犯といふ旧大審院
の立場に対しては學説は殆んどこぞつ
て反対しております。併し大審院はこ
れを改めないのみならず、最高裁判所
も大審院の判例を受継いでおります。
それはどういふことを示しておるか
と申しますと、それは法律が十分なと
きには、裁判所或いは檢察官、警察は
どしどし法律を拡張して解釈します。
或いは法律を類推します……と申しま
すか、類推します。日本ではそのくせ
が相当あります。日本の官憲は刑罰法
規の類推解釈といふことが好きであり
ます。そこで今団体を規律する法律が
ないのに無理に今の刑法で団体を規律
さすといふことになれば、まあいわば
裁判所に刑法の拡張解釈或いは類推の
特許状を與えるやうな形になるので
す。無論反対する側も刑法だけで賄え
るのであつて、刑法拡張解釈をせよと
は言わないと思ひますが、刑法だけで

をどうしても通るだろうと思ひます。
こういう言論の萎縮というものが日本の
今日の政治においてどれだけの大きな
意義を持つたかという事は、敗戦後
の日本がまだ民主主義の建設の途上
にあるという事を考えなければ十分
に御理解頂けるのではないと思ひ
ます。そういう点はすでに長く民主主
義を確立してからの歴史を辿つてお
りました先進諸国における場合とはよ
ほど違ふものと思はれるのでありま
す。それらの場合におきまして或る程
度のこれらの規制が法律上ありまして
も、その場合にそれによつて基本的な
権利を侵さないようにという配慮は、
もつと強く真の自由というものが
社会の常識となり、又行政官におい
ても得られてからでなければならぬの
じやないかしらと思ひます。この点
においては日本が新しい憲法を採用
してからまだ餘りなく、今後そういう
ものを確立して行かなければならぬ
という状況から考えると、大きな不安
があると思ひます。

○委員長(小野義夫君) 次に京都大学
法学部教授瀧川幸辰先生にお願いいた
します。

○公述人(瀧川幸辰君) このたび参議
院にかつております破壊活動防止法
案については、私の結論を申し上げます
と、この法律案はいけな思ふので
あります。と申しますのは、これは第
一條に目的が書いてあります。これは
「団体の活動として暴力主義的破壊活
動を行つた団体に対する必要な規制措
置を定める」と、こういうふうになつ
ておりますが、実はこの法律ができた
時に罰せられるのは団体ではなくして
個人であります。で、「団体に対する必
要な規制措置」となつておりますが、
結局これは或る団体を解散するとか何
とかいうことを目標においておること
は、これは間違ひのないのであります
が、それよりも前に、団体の解散など
よりも先に個人が罰せられます。で、
これは今もお話がありました通り、個
人の言論であるとか、思想とかいうも
のは、この法律によつて到底自由に行
うことができないのだらうと思ひま
す。

す。或いは内乱、いま日本の刑法でい
う内乱罪であるとか、或いは騒擾罪で
あるとかいうものは団体犯罪でありま
すが、これは例外でありまして、原則
として個人犯罪であります。団体犯罪
を今の刑法は扱つておらないのであり
ます。ところで十九世紀の中頃から機
械が発達しまして、生産面はすべて分
業になり大きな集団の作業となり、個
人の手工業を圧迫してしまつて大工業
になつております。同じく犯罪も個人
の犯罪から団体の犯罪に移つておりま
す。又現に移りつつあります。ところが
個人の犯罪を目標としておる刑法で団
体の犯罪を扱うという事はできない
のであります。即ち暗い切れないので
あります。で、どうしても刑法のほかに
団体の行動を對象とする刑法が必要
であることは疑ひのないのであります。
で、今破壊活動防止法案の反対意見と
しまして、これは刑法で賄える、こ
ういふ法律は要らないという議論があ
りますが、この議論はむしろ私は反動的
であると思ふのであります。刑法で賄
えないものを刑法で賄えないのは無
理であります。刑法で賄えない部分、
団体の犯罪をはかりの法律で賄うとい
うことはこれは当然であります。ですが
ら団体の犯罪を賄う法律が必要という
ことは、これは認めなければならませ
ん。たださうだからといつて、この破
壊活動防止法でよろしいかといふ、こ
ういふ結論になるのであります。

正犯であります。ところが共謀共同正
犯というのは、実行はしないでお互い
に数人の者が相談をして或る人間だけ
実行するのです。或る人間だけ実行し
た場合にも相談にあつた者は正犯だ
といふことになりまして、これは法律
が見ておるのは犯罪の実行、即ち電車
をひつくり返した犯罪の実行に關係し
た数人が共同正犯であります。ところが
が相談するときには数人が相談をした
が、電車をひつくり返したのは一人で
あります。その一人が正犯であるけれ
ども、相談にあつた数人も共同正
犯だといふのが旧大審院の判例であ
り、最高裁判所の今受審いである判例
であります。これは何かといふと、刑
法で賄えない共同犯罪を賄おうとし
たために刑法を拡張しておること
になる。共謀共同正犯といふ旧大審院
の立場に対しては學説は殆んどこぞつ
て反対しております。併し大審院はこ
れを改めないのみならず、最高裁判所
も大審院の判例を受継いでおります。
それはどういふことを示しておるか
と申しますと、それは法律が十分なと
きには、裁判所或いは檢察官、警察は
どしどし法律を拡張して解釈します。
或いは法律を類推します……と申しま
すか、類推します。日本ではそのくせ
が相当あります。日本の官憲は刑罰法
規の類推解釈といふことが好きであり
ます。そこで今団体を規律する法律が
ないのに無理に今の刑法で団体を規律
さすといふことになれば、まあいわば
裁判所に刑法の拡張解釈或いは類推の
特許状を與えるやうな形になるので
す。無論反対する側も刑法だけで賄え
るのであつて、刑法拡張解釈をせよと
は言わないと思ひますが、刑法だけで

をどうしても通るだろうと思ひます。
こういう言論の萎縮というものが日本の
今日の政治においてどれだけの大きな
意義を持つたかという事は、敗戦後
の日本がまだ民主主義の建設の途上
にあるという事を考えなければ十分
に御理解頂けるのではないと思ひ
ます。そういう点はすでに長く民主主
義を確立してからの歴史を辿つてお
りました先進諸国における場合とはよ
ほど違ふものと思はれるのでありま
す。それらの場合におきまして或る程
度のこれらの規制が法律上ありまして
も、その場合にそれによつて基本的な
権利を侵さないようにという配慮は、
もつと強く真の自由というものが
社会の常識となり、又行政官におい
ても得られてからでなければならぬの
じやないかしらと思ひます。この点
においては日本が新しい憲法を採用
してからまだ餘りなく、今後そういう
ものを確立して行かなければならぬ
という状況から考えると、大きな不安
があると思ひます。

○委員長(小野義夫君) 次に京都大学
法学部教授瀧川幸辰先生にお願いいた
します。

○公述人(瀧川幸辰君) このたび参議
院にかつております破壊活動防止法
案については、私の結論を申し上げます
と、この法律案はいけな思ふので
あります。と申しますのは、これは第
一條に目的が書いてあります。これは
「団体の活動として暴力主義的破壊活
動を行つた団体に対する必要な規制措
置を定める」と、こういうふうになつ
ておりますが、実はこの法律ができた
時に罰せられるのは団体ではなくして
個人であります。で、「団体に対する必
要な規制措置」となつておりますが、
結局これは或る団体を解散するとか何
とかいうことを目標においておること
は、これは間違ひのないのであります
が、それよりも前に、団体の解散など
よりも先に個人が罰せられます。で、
これは今もお話がありました通り、個
人の言論であるとか、思想とかいうも
のは、この法律によつて到底自由に行
うことができないのだらうと思ひま
す。

す。或いは内乱、いま日本の刑法でい
う内乱罪であるとか、或いは騒擾罪で
あるとかいうものは団体犯罪でありま
すが、これは例外でありまして、原則
として個人犯罪であります。団体犯罪
を今の刑法は扱つておらないのであり
ます。ところで十九世紀の中頃から機
械が発達しまして、生産面はすべて分
業になり大きな集団の作業となり、個
人の手工業を圧迫してしまつて大工業
になつております。同じく犯罪も個人
の犯罪から団体の犯罪に移つておりま
す。又現に移りつつあります。ところが
個人の犯罪を目標としておる刑法で団
体の犯罪を扱うという事はできない
のであります。即ち暗い切れないので
あります。で、どうしても刑法のほかに
団体の行動を對象とする刑法が必要
であることは疑ひのないのであります。
で、今破壊活動防止法案の反対意見と
しまして、これは刑法で賄える、こ
ういふ法律は要らないという議論があ
りますが、この議論はむしろ私は反動的
であると思ふのであります。刑法で賄
えないものを刑法で賄えないのは無
理であります。刑法で賄えない部分、
団体の犯罪をはかりの法律で賄うとい
うことはこれは当然であります。ですが
ら団体の犯罪を賄う法律が必要という
ことは、これは認めなければならませ
ん。たださうだからといつて、この破
壊活動防止法でよろしいかといふ、こ
ういふ結論になるのであります。

正犯であります。ところが共謀共同正
犯というのは、実行はしないでお互い
に数人の者が相談をして或る人間だけ
実行するのです。或る人間だけ実行し
た場合にも相談にあつた者は正犯だ
といふことになりまして、これは法律
が見ておるのは犯罪の実行、即ち電車
をひつくり返した犯罪の実行に關係し
た数人が共同正犯であります。ところが
が相談するときには数人が相談をした
が、電車をひつくり返したのは一人で
あります。その一人が正犯であるけれ
ども、相談にあつた数人も共同正
犯だといふのが旧大審院の判例であ
り、最高裁判所の今受審いである判例
であります。これは何かといふと、刑
法で賄えない共同犯罪を賄おうとし
たために刑法を拡張しておること
になる。共謀共同正犯といふ旧大審院
の立場に対しては學説は殆んどこぞつ
て反対しております。併し大審院はこ
れを改めないのみならず、最高裁判所
も大審院の判例を受継いでおります。
それはどういふことを示しておるか
と申しますと、それは法律が十分なと
きには、裁判所或いは檢察官、警察は
どしどし法律を拡張して解釈します。
或いは法律を類推します……と申しま
すか、類推します。日本ではそのくせ
が相当あります。日本の官憲は刑罰法
規の類推解釈といふことが好きであり
ます。そこで今団体を規律する法律が
ないのに無理に今の刑法で団体を規律
さすといふことになれば、まあいわば
裁判所に刑法の拡張解釈或いは類推の
特許状を與えるやうな形になるので
す。無論反対する側も刑法だけで賄え
るのであつて、刑法拡張解釈をせよと
は言わないと思ひますが、刑法だけで

賄えろ」という議論は、刑法の拡張解釈を裁判所に認めるという危険がありはしないかと思ひます。そこでやはり団体を規律する刑罰法規が必要だということになります。

そうすると、この法律はいかといふと、この法律は相当人権擁護の面から見て危険な法律だと断言してよろしいのです。そのことはすでにこの法律自体が示しているのではありません。第二條に（規制の基準）と書いてあります。（規制の基準）と書いて、この法律は「思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するやうなことがあつてはならない。」と書いてあります。

これは当り前のことであります。不当に制限していいという法律はないのであります。なぜかういうわかりきつたことを書いてあるかという、わかりきつたことを書かないとあぶない法律だといふのであります。これはまあ問うに落ちず語るに落ちるというところでありまふ。非常に危険な法律だといふことを法律自体が言つております。それから第二條の二項に行きまして、この法律による調査については、「い

ことになりまふと、これは第三條に書いてあります。第三條に第一号と第二号とありまして、第一号はイ、ロ、第二号がイからロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌと、又まであります。この第三條第一條のイですね、これは刑法の七十七條の内乱罪、七十八條の内乱の予備、陰謀、七十九條の内乱等の幫助に關する行為をなすこと、これは暴力行為だ、暴力主義的破壊活動だといふことになつております。これは勿論その通りであります。ところがロに行きまして、イはこれは要らないと思ひます、イはロを引出すため書いたのです、イはどうでもいい、ロを書きたいためにイを入れたのであります。「この号イに規定する行為の教唆若しくはせん動をなし」ということになつて

おります。これは少し變つたようでありまふが、「教唆若しくはせん動をなし」が「なすこと」と、かういふふうになつております。あとは消してしまつてハができたわけでありまふ。ハは「この号イに規定する行為の實現を容易ならしめるため、その實現の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、又は頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」かういふことになつております。そのロの「教唆若しくはせん動」であります。内乱罪の教唆といふことは、これは言わなくても刑法に書いてあります。問題は内乱の予備、陰謀を教唆するといふことでありまふ。内乱の予備、陰謀を教唆する。元來教唆と申しますのは、これは刑法の六十一條にあるのでありまして、六十一條の一項に「人ヲ教唆シテ犯罪ヲ実行セシメタル者ハ正犯ニ準

ス」と書いてあります。教唆といふのは犯罪を實行させるということが教唆であります。犯罪の意思がない者に犯罪の意思を固めさせて、そうして犯罪を實行させるのがこれが教唆であります。ところが予備、陰謀といふものと實行以前の行為であります。實行の前段階であります。予備といふと準備行為であります。陰謀といふとその相談であります。相談をし準備をしてそれから實行になるのであります。法律が見ておるのは、實行の教唆を法律は教唆としておるのであります。ところがこのたびの破壊活動防止法案は内乱罪の予備、陰謀の教唆といふことになる、同じ教唆といふ言葉を使つてゐるが、現在の刑法が使つてゐる教唆とは違ふ教唆であります。でありますからして、教唆の考えを相当拵げたといふことになるのであります。無論刑法にも實行の教唆のほかに教唆を教唆するといふのがあります。教唆を教唆する、これは刑法の六十一條の二項に「教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ」となつております。「亦同シ」といふのは、これは正犯に準ずるといふ意味で、これは準用規定だ、つまりそれは本當の教唆じやないが、併し教唆を教唆した場合には正犯と同じにする、同じに見るといふ規定であります。それから少し細かくなりますが、刑法の六十二條の二項の從犯ですね、「從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス」と書いてあります。これはやはり教唆といふ文字を使つておりますが、これは「從犯ニ準ス」として從犯の教唆といふものは、教唆と認めておるのじやないが、教唆じやないが教唆と同じように見るといふ考え方であります。そこで教唆といふ言

葉は刑法ではどこまでも犯罪の實行を教唆するといふところに教唆といふ言葉は使うのであります。ところがこの新しい法律案ではその教唆といふ言葉が犯罪の予備、陰謀の教唆といふことに使われておつて、教唆といふものの觀念を刑法よりも拵けてあります。これはどうもかういふ使い方は刑罰法規の使い方としては面白くないのであります。刑罰法規は人を罰するといふ点から見まして、罰する範圍がはつきりしておることが必要であります。即ち何が犯罪であるか、その犯罪に對してどういふ刑罰が科せられるかといふことは、法律で確定しておくことが必要であります。刑法は犯罪人のマグナカルタであるといふ有名な言葉の意味はそこにあります。ところが教唆といふ文字を使つて、予備、陰謀の教唆を獨立の犯罪とするといふことは犯罪の成立の範圍を非常に拵けた、かういふことになるのであります。

ところがもう一つ困つたことは、その次に扇動といふのがあります。「教唆又はせん動となつております。扇動」といふ言葉はこれは刑罰法規に二、三使われております。この際止になつた治安維持法の三條、四條に扇動といふ言葉を使つております。治安維持法の三條は實行に關し協賛宣傳、四條は暴行行為或いは生命身體に對する罪を扇動したものといふふうな扇動といふ文字を使つております。それより前に明治三十三年治安警察法、これも際止になつておりますが、この治安警察法の第十七條に有名な規定がありました。これはストライキの遂行を誘惑扇動したといふ規定であります。つまりストライキをやらなくてもストライキをけ

しかける、ストライキをやれえといふことを誘惑扇動をする者を罪する、これは大正十五年の法律第五十八號で創除になつておりますが、この治安警察法の有名な規定であります。ストライキをこれで排しておつた、これでストライキをするなど言つております。ストライキは労働者の権利である、併しストライキを誘惑扇動することは罪する、ストライキをやらうと言ふことはストライキの誘惑扇動であります。ものが言えない、ただお互いに自発的に偶然一致してストライキをやればいいが、併しストライキと言つてはいけないといふ規定であります。ストライキをするなどいふ規定であります。それは際止になつておりますが、かういふふうな扇動といふ言葉を使つていないことはないのであります。それから現在の爆発物取締罰則の四條にも脅迫する、或いは扇動するといふ文字を使つております。

ところがかういふ規定の脅迫、扇動、扇動といふ言葉はまだ範圍がはつきりしておるのではありません。破壊活動防止法のこの扇動よりもはつきりしております。なぜ破壊活動防止法の扇動がはつきりしていないかと言ひますと、これは内乱罪の予備及び陰謀を扇動するといふこと、それからそのほかに三條第二號のロですね、第二號のロから三條第二號のロと、第三條の第二號の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため、左に掲げる行為の一をなすこと。」としてイロハニと書いてあります。最後にヌのところに行つて「この号イからリまでに規定する行為の一の予備、陰謀、教唆又はせん動」と書いてあります。こ

と、この法律は相當人権擁護の面から見て危険な法律だと断言してよろしいのです。そのことはすでにこの法律自体が示しているのではありません。第二條に（規制の基準）と書いてあります。（規制の基準）と書いて、この法律は「思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するやうなことがあつてはならない。」と書いてあります。

これは当り前のことであります。不当に制限していいという法律はないのであります。なぜかういうわかりきつたことを書いてあるかという、わかりきつたことを書かないとあぶない法律だといふのであります。これはまあ問うに落ちず語るに落ちるというところでありまふ。非常に危険な法律だといふことを法律自体が言つております。それから第二條の二項に行きまして、この法律による調査については、「い

ことになりまふと、これは第三條に書いてあります。第三條に第一号と第二号とありまして、第一号はイ、ロ、第二号がイからロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌと、又まであります。この第三條第一條のイですね、これは刑法の七十七條の内乱罪、七十八條の内乱の予備、陰謀、七十九條の内乱等の幫助に關する行為をなすこと、これは暴力行為だ、暴力主義的破壊活動だといふことになつております。これは勿論その通りであります。ところがロに行きまして、イはこれは要らないと思ひます、イはロを引出すため書いたのです、イはどうでもいい、ロを書きたいためにイを入れたのであります。「この号イに規定する行為の教唆若しくはせん動をなし」ということになつて

おります。これは少し變つたようでありまふが、「教唆若しくはせん動をなし」が「なすこと」と、かういふふうになつております。あとは消してしまつてハができたわけでありまふ。ハは「この号イに規定する行為の實現を容易ならしめるため、その實現の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、又は頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」かういふことになつております。そのロの「教唆若しくはせん動」であります。内乱罪の教唆といふことは、これは言わなくても刑法に書いてあります。問題は内乱の予備、陰謀を教唆するといふことでありまふ。内乱の予備、陰謀を教唆する。元來教唆と申しますのは、これは刑法の六十一條にあるのでありまして、六十一條の一項に「人ヲ教唆シテ犯罪ヲ実行セシメタル者ハ正犯ニ準

ス」と書いてあります。教唆といふのは犯罪を實行させるということが教唆であります。犯罪の意思がない者に犯罪の意思を固めさせて、そうして犯罪を實行させるのがこれが教唆であります。ところが予備、陰謀といふものと實行以前の行為であります。實行の前段階であります。予備といふと準備行為であります。陰謀といふとその相談であります。相談をし準備をしてそれから實行になるのであります。法律が見ておるのは、實行の教唆を法律は教唆としておるのであります。ところがこのたびの破壊活動防止法案は内乱罪の予備、陰謀の教唆といふことになる、同じ教唆といふ言葉を使つてゐるが、現在の刑法が使つてゐる教唆とは違ふ教唆であります。でありますからして、教唆の考えを相当拵げたといふことになるのであります。無論刑法にも實行の教唆のほかに教唆を教唆するといふのがあります。教唆を教唆する、これは刑法の六十一條の二項に「教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ」となつております。「亦同シ」といふのは、これは正犯に準ずるといふ意味で、これは準用規定だ、つまりそれは本當の教唆じやないが、併し教唆を教唆した場合には正犯と同じにする、同じに見るといふ規定であります。それから少し細かくなりますが、刑法の六十二條の二項の從犯ですね、「從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス」と書いてあります。これはやはり教唆といふ文字を使つておりますが、これは「從犯ニ準ス」として從犯の教唆といふものは、教唆と認めておるのじやないが、教唆じやないが教唆と同じように見るといふ考え方であります。そこで教唆といふ言

うなりますという、この予備、陰謀の扇動ということになりますと、準備行為を扇動したということになるのです。例えば革命をやるのには鉄砲が必要だということを言った人間がおるとします。これは何かというと、鉄砲が必要だということとは鉄砲を準備することであり、その準備行為を扇動したということになります。或いは或る学者が仮に革命の必然性という題を掲げて講演をしたとします。これは必ず革命の宣伝をした、つまり内乱罪の予備又は陰謀を扇動したということにとれないとも限らないのであります。そうなりますという予備、陰謀を扇動したということになると、この犯罪成立の範囲が底なしの沼のごとくどこまで行くのかわからなくなり、どこまで行くのかわからなければ講演もできません。応援演説をやる、或いは理論的な教室演説をする、或いは講演をする、これに監獄行きを覚悟しなければできないということになるのであります。そういう法律が果してよい法律かどうかと聞かれたならば、誰だつてこれは困つた法律だというに違ひないのであります。恐怖から自由であることが必要だと前の公述人が言われたのであります、全くそうであり、この法律がなければ人々はすべて恐怖の淵に投げ込まれる、こういうことになるのであります。そういうわけ、この法律に刑罰法規の生命であるところの犯罪成立の範囲を明確にするという点に非常にいいまいなところがあります。むしろ明確にするというこの精神がないんだと見てもよからうと思ひます。

律案が若しも法律となつた場合には、我々にも自由とか人権、或いは思想とか学問の自由というものは殆んどなくなる、こういうふうに見てよからうと思ひます。今扇動という観念を持つて来ることは悪いというのは、これは各方面から言われております。これは扇動だけじゃない、教唆も予備、陰謀の教唆もやはり悪いのであります。むしろこれは法律をやり変える必要があると思ひます。こういうふうな団体を罰する法律が必要であり、団体を罰する法律は、団体そのものを罰すること、つまりプリシブルな法律にすることが必要なのであります。これは無論団体そのものを罰する、つまり団体を解散する、団体に對して行政措置をとるというところになつておりますが、併しながらこれはその前段階で、個人が罰せられるのであります。この団体に属してない個人は内乱罪の予備、陰謀を扇動した、教唆をしたということで罰せられるのであります。その個人がたゞ、或る団体に属している場合その団体の解散ということが問題になるだらうと思ひます。ところがその個人が団体に属しているかどうかというところは、これは行政庁が認定するのであります。この認定が極めて危険に認定になりはしないかと考えられるのであります。そういうわけでこういう法律は必要であり、このプリシブルではいけないのであります。別のプリシブルで出て来なければいけない。つまり例を挙げますと、團行為、会社が團をしたという場合に今誰を罰しているかという、法律は多くは團行為をやつたところの取引の係長であるとか、係員というものを罰してあります。

す。團をやつて儲けたところの社長であるとか、重役であるとかいう者はこれは多くは罰せられていないのであります。その人間が命令したとか何とかいうことを立証された場合には、これは罰せられております。併し多くはそういう立証にされないものであります。それはやはり個人が罰せられております。社長を罰しませんで会社の係長を罰する、係長の犯罪によつて係長を罰する、個人を罰しているのであります。その団体、その会社を罰するという規定にしなければ、あつてはならないの、この團行為を取締ることとはできないのであります。それと同じく今度団体を取締るというのは、個人よりもむしろ団体を処置するということに重きを置かなければいけないと思ひます。置すが、今度の法律の建前で、この法律案はやはり個人を通じての団体であります。団体は第二段になつております。団体である場合には処置を受けない。併し個人は必ず処置を受ける、内乱罪及び陰謀を教唆した、扇動したという個人は必ず罰せられることになつております。これはプリシブルが悪いのであります。これはこの法律の修正だとか何とかという問題にやなくて、この法律に一遍引つ込めて出直してかかるといふことが必要だと思ひます。

併し出直すには、どうも時間がない、どうしてもこれでもやりたいという考えなら、これはどうしても大きな修正をしなければいけないだろと思ひます。それにこの案の規定では今申す通り予備、陰謀の教唆とか、扇動という考えは皆捨ててしまふというところ、それから手続規定に行きまして公安調査庁ですか、公安調査庁の調査というところは、これはよろしいとして、公安調査庁で調査したものを公安審査委員会が決定するというところが、これが行政庁で調査をして行政庁で決定するといふことが問題になるのじゃないかと思ひます。行政庁で調査したものは、審判は裁判所に委する方が正しいのではないかと考えております。無論さすれば時間をとる、暇がかかるという議論があるだらうと思ひます。そうすると行政庁で調査をして行政庁で審判するといふことになればどうしたらいいか、その場合にはこれはどうしても一度裁判所は、つまり行政庁を一審として裁判所を二審とするところの審査機構を設けることが必要じゃないかと思ひます。つまり行政庁に審査し決定の効力を認めないで、裁判所で判決があるまでその効力をとめておくという手続をとる必要があるのじゃないかと思ひます。今のうちに迅速を尊ぶ關係から行政庁で調査して行政庁で審判する、ただあとで抗告ができるだけだといふのは、これは非常に危険だらうと思ひます。それは細かい点でありますから、どうでもよろしいのであります。本體としてはやはり行政庁の処置に對して裁判所の再審査を認めるということがどうしても必要じゃないかと思ひます。その理から言ひまして、この政策から離れて考えても、この法律は個人の自由を尊重する一面を持つておるという刑法の任務に反しておるということが言えるのであります。でそういうわけで、これは一番私の希望としては、この法律を一遍考え直して頂くということが一番よいのであります。でそれなければ大幅の修正をやつて頂かなければ、これは到底言論の自由、或いは学問研究の自由、或いは出版の自由というやうなことは成り立たないのじゃないかと、まあこういうふうな思ひがあるのであります。ではこれで終ります。

○委員長(小野義夫君) ちよつと皆様にお諮りしますが、瀧川先生は今晚京都にお歸りになるというので、最後のところまで残ることが困難であるとお申出でありますので、瀧川先生に限つて、あとまだ三かたが残つておると、同時に皆様の四かたに對する質問が保留されております。それで瀧川先生に對して特に十五分程度の御質問を各位からなされるのが適當ではないかと思ひますが、如何でございましょう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めまして、さう取計います。

○公述人(瀧川幸辰君) どうも勝手なことを言ひまして……

○委員長(小野義夫君) どうぞ、どなたでも……

○伊藤修君 只今の御説明によりまして、先生の考え方に対しては、非常に全面的に同意するものであります。現在のいわゆる団体犯罪に對するところの刑法の理論を以て、団体そのものを処罰するといふ、この理念を一つお伺ひしたいと思ひます。

○公述人(瀧川幸辰君) 現在の法律は、今さつき申上げました通り、個人が中心になつております。でそこでこの或る団体に個人が属しておる場合に、その個人がその団体に属しておるという理由でその団体を罰するといふ

ことは、つまり団体を第三者と見まして、個人の責任を団体に帰するということ、言い換えてみれば、甲の行つた行為についての責任を乙にかぶせるということになつて、第三者に責任を負わせるということになつておるのですね。そこで今個人の犯罪を個人の属する団体に負わせるということは、これはどうもいけない。第三者責任になるからいけないというのが、個人の責任から出て来ておる理論です。そこでそれを打破つてしまつて、団体そのものが責任の主体だと、こういう個人責任に対する新しい認識を立てて行かなければいけない、こう思うのです。プリンシプルが二つになるのです。今のは個人を罰するものとして団体に責任を負わせるのですから第三者に責任を負わす、こういうことになるのであつて、そうではないに、団体責任というものと個人の責任と、別にプリンシプルを立てて二本立てにしなければならぬ、こういうことです。

○伊藤修君 大体わかりました。然らば団体が個人の行為によつて責任を負うところの、いわゆる本質的な連坐の理念ですね、これは刑法理論上どういうように解釈するのですか。又どういう理念の根據を立てたのですか。

○公達人(瀧川幸辰君) それは連坐と申しますと、何か罪がないのに一緒に引き入れられるように言われておるのではありません、そうではないに、個人が或る団体に属しておる場合には、その個人というものはその団体の無論メンバーでありまして、そうしますと、個人が何といひますか、個人が犯罪を犯した場合にはその団体が責任を負うべき面から見ますというと、団

体の責任者ですね、或いは理事であるとか、或いは何といひますか、代表者であるとか、会社では取締役であると言つてもよろしいのですが、それが何といひますか、連帯で責任を負う、こういう制度にすればいいと思うのです。で連帯で責任を負うというのは、監獄へ入るといふ場合には連帯で監獄へ入るといふことは、これは法律を作る技術上よほど考えなければならぬと思ひますが、この財産刑を科する場合、これはもう連帯で財産刑を科するといふことは、まあ割合簡単に認められると思ふのです。でどういふふうに連帯責任を、第三者の連帯責任を認めるかといふことは、これは立法技術に待つて考えなければいけないと思ひます。併しいろ／＼見解は分れております。

○伊藤修君 そうすると、団体のいわゆる不法行為能力が民法上においては勿論認められておりますが、刑法上において刑法理念において、いわゆる不法行為をする団体というものを認めるとか、若しくは団体の不法行為能力というものを刑法理念において認めるかどうかですね。

○公達人(瀧川幸辰君) 現在はその団体は犯罪能力なしと、何か、ソシエタス・デリンクエレ・ノン・ポテストといふのがその原則ですが、その原則を打破つて団体の不法行為能力を認めるといふことにならなければ、二本立ての考え方は出ないと思ひます。

○伊藤修君 その新しい刑法理念は、今日において世界各國の刑法学者の範圍において、容認されておるところの新しい理念であるのですか、どうですか。

○公達人(瀧川幸辰君) 現在在団体犯罪、つまり団体の責任、犯罪能力ですね、犯罪能力を認むべしというのが、今の通説であります。併し現在そういう立法ができておるところは少ないのでございまして。それから理論的にはまあ団体の犯罪能力は認めなければならぬ、こういうふうになつております。

○伊藤修君 そういたしますと、その行為の結果に対する責任は、先ほど今お言葉がありました、いわゆる自由刑を以てすることは到底不可能でありますから、結局は解散という死刑の宣告、若しくは財産刑を以てする以外には方法はないと思ひますが、その他に何か方法は考えられますか、どうですか。

○公達人(瀧川幸辰君) 今の団体そのものは、団体の解散、団体の死刑ですね、団体の解散であるとか、或いは団体の解散であるとか、或いは団体の解散であるとか、同時にこの団体の代表者に対する自由刑というものを考える自由刑といふことはできるだろうと思ひます。

○伊藤修君 そういたしますと、結局この代表者がそのことに直接間接にもあつたり知らざる場合においても、その構成員の団体の不法行為の結果を自したといふ場合におきましては、自己の知らざる行為に對して結果責任を負わなくちやならぬといふ本質的に連坐といふことに至るようにならねば、如何ですか。

○公達人(瀧川幸辰君) 結論的にそうなります。つまり団体の代表者ですね、代表者にその団体を代表しておる

という意味において、現在在団体を代表しておつても、その不法行為についてみずから知らないとか、或いはみずからしてない場合においては、責任なしといふ理論構成をとつております。団体の責任を、犯罪行為を認めるということになれば、団体の責任者は団体の犯罪があつた場合に、知ろうと知まいとその如何にかかわらず、すべて責任を負う、こういうふうになつております。

○伊藤修君 もう一点伺いたいのですが、その場合において、結局は私の申し上げますように連坐的な結果に陥ると思ひますが、それが刑法理念においては認められることとあります。又今後の新しい理念において認まれる理念になるでしょうか。

○公達人(瀧川幸辰君) 現在の個人責任から言へば、その連坐と申しまじよ、第三者の責任を負うといふことは、これは認められておりません。併し今の団体犯罪を認める、つまり団体の犯罪能力を認めるといふことになれば、それが連坐と今おつしやいました、一緒にその代表者が罰せられるといふことが普通の現象になると思ひます。

○一松定吉君 ちよつと、今のその団体の構成員の或る者がこういふような破壊活動をやつた時分に、その団体の責任者が知らないとにかくかわらず、体刑を以て報いるといふようなことは、法理論上からは正しいでしょうが、そういうことが一体立派な法律だといふことが言えるでしょうか。自分には責任もない。ただ団体の理事長だ、代表者だといふことだけで、その構成員の一人がやつたその時分に、団

体を罰する。それで団体の理事長であるお前がその罰を受けなければならぬ。こういうことをおつしやつたようですが、それはその通りでよろしい、どうですか。

○公達人(瀧川幸辰君) まあ例を社長といふふうにとりますれば、社長でも学校の校長でもよろしいのですが、社長とか校長といふものは責任をとる地位にあるものだろうと思ひます。そうでありまして、今お話のように団体の人間が何か悪いことをやつた場合に、自分が知らなくても責任を負うかといふお話ですが、今の刑法の個人責任の理論から言へばそれはないのです。が、団体の責任を負ふといふ別のプリンシプルをとる場合においては、当然責任を負うべきものだと思ひます。自分の知らない行為をやつて、自分はそこの理事長、理事者、首脳者であるといふ場合に、その団体に属しておる人間がやつた場合、自分は知らない。併し自分が責任を負うといふことはこれは当然だろうと思ひます。

○一松定吉君 自分の知らない行為に對して自分が刑事上の責任を負うといふことは、これは法律でさういふ立法をすればそれはよろしいですが、併しさういふ立法なんといふのは悪法です。だからさういふような時には、これは罰せられるべきものでないといふのが正しい考え方ではないかとおもう。それを罰するといふことが悪法であるならば、さういふ悪法は制定すべきものではないといふ理論に到達しなければならぬと思ひますが、これはどうですか。

○公達人(瀧川幸辰君) 今悪法といふお話ですが、私の申し上げたのは、その

団体を罰する場合に、今の個人の、個人刑法では、団体の首脳者を罰することはできないのです。多くはできないのです。ただ何と言いますか、小物が罰せられて、大物が罰せられないのです。ところが団体責任を認めるという事は、大物を罰する、こういうこととです。だからそれは悪法でなく、却つて善法だろと思ひます。(笑聲)

○松定吉君 それは法律で定めるから罰するというものであつて、自分の知らない行為に対して自分が責任を負うという事は、刑法原則から言つてそういう一法律ではないはずで、それならば団体を罰するということがいけなないのだという結論にしなければならぬ。団体を罰するということになれば、その団体の首脳者を罰するということとでなければ理論が一貫せん。それが正しいと考へております。然るにその理論を正しくしようとする場合に、そこに甚だしい不都合な結果を招来するのだ。自己の知らざることにいつて、自分が責任を負うものではないというのが刑法の原則です。その原則に反して罰しなければならぬという事は、即ち団体を罰するということとは悪いのだということとです。だからそういうところをやかましく論ずれば、そういうような法律はよくないのだ。やはり団体が罰せられないで、それをやつた個人々々を罰しなければいけないというところに帰つて来なければならぬと私は思ふのですが、いま一度……

○委員長(小野義夫君) ちよつと議事進行上私もそれに附帶して御質問を申し上げますが、団体の意思を決定するといふのは、会社においては社長以下重役会において決定すべきものと思ふの

です。そこで団体の意思の決定に參與しない、即日辞表を出して、かかる不都合な決定をする場合において我輩はいやだと言つて辞表を提出すればその人は何にも責任はないのですか。団体の意思を決定して、そうして自分が責任を負わんというふうなことはいかなのか。その点について意思の決定に參與しなかつた者も当然責任を負うと先生はおつしやるのですが、それをばつきりして頂きたい。

○公述人(瀧川幸辰君) もう一度……

○委員長(小野義夫君) つまり、団体の罪を各団体の責任者がとるといふことは、団体の意思を決定するときに參與した重役のみがとるべきで、その時に自分は反対であるからと言つて、即時そのことに反対の意思を表明して辞表提出その他の処置をとつたという人は、そのときにおつても責任はないではないか。その点を私は瀧川先生のお説を聞いておきたい。

○公述人(瀧川幸辰君) 今のお話は、意思決定の際に自分は反対だといふのでやめてしまふのですか、団体から出てしまふのですか。出せば責任はないのです。

○委員長(小野義夫君) 社長が出張中である。ところであと取締役が全体の決定をした。そこでそれが大変なことをやつたといふので、社長が懲役に執行しようなこともあり得るとしてのお説でありますか。

○公述人(瀧川幸辰君) それはいや団体の責任を認めるということにならば、そういうことはあり得るといふことになりまふ。

○委員長(小野義夫君) わかりまし

た。

○松定吉君 それだから団体の責任を負ふといふことを前提にすれば、今瀧川先生の言うように、それならばそれは責任をとつて罰しなければいけないのじやないかと結論に到達する。それは団体を罰するということとを前提とするからです。併しながらそういうことは悪法なんです。(笑聲)自分に責任のないことに自分が責任を負うといふことは刑法の原則から言つてそういうことはそれはいいかん。それであるが故に団体を罰しようとするにいつては自由刑はいかんのだ。財産刑、解散刑といふことはよろしいけれども、そういうことに、先ほど伊藤君の言つたようなことになる。それならよろしい。併しながらその代表者が自分は何にも知らない、自分が京都に旅行しておつたその留守に、今のうちに団体の一人がやつたから、お前一年の懲役に執行。それで行かなければならぬといふようなことは悪法です。それが悪いといふならば、団体を罰するといふことにおいてはそういう法規を設けるといふことはよくないのじやないか。これを私は何つたのです。

○伊藤修君 いやこの問題は現在の刑法理念から申しますれば、個人責任といふようなものを認めたところのその観点から立つて構成されておる日本刑法といふものと、新らしい今瀧川さんに御質問申上げたのは、新らしい理念です。いわゆる団体に不法行為能力ありや否やという最新の学説が今後の社会運営の上において行い得るかどうか。本法においてそれを取入れるかどうか。進んで日本がそういう理念をここに確立するかどうか。實際立法の上

に打立てるかどうか、こういう問題について御意見を伺つたわけでありまふ。今杞憂されるごとく現在の刑法で許さないといふことは勿論なんです。現在の刑法ではなくて、我々はもう一歩進んで新しい理念をこの法律の上に附し得るかどうかという参考のために伺ひしたわけでありまふから、だから一松さんの御心配は今の理念とは違ふ。

○吉田法晴君 その問題は意見を含んであれですから、私は別の御質問を申上げたのであります。第一点は、審査委員会の判断した審査を第一審として、第二審として地方裁判所に今度は判断すべきじやないかという御議論について多少わかりにくい点がございませうので、お尋ねするのであります。立案者はこの行政機関の判断によつて行政処分をやるのだ、それに司法権が介入するといふことはむしろ行政と立法との分離を混淆するものであらうと思ふから、それで行政上の措置については介入を一応させない。そうして地方裁判所に出訴することができるといふ、こういう点は残すのだという説明です。それで以上の意見のように第一審の効力を認めないで云々といふことになる、これは明かになりまふ。そこでございませんと、言葉でも前審という言葉を使つております。地方裁判所である前審的なものであるとして、それは行政上の処分と同法処分とそれは別々にやらせるのだ、こういう説明から言へば、一審、二審の關係をもう少しはつきりして頂かないとちよつとはつきりいたしかねまふが……

○公述人(瀧川幸辰君) これは私の考

えを申し上げますと、こうしたらよいと思ふのです。今の公安調査庁で調べまして、それを今の公安審査委員会にかけて行政的な措置で決定するといふことのほうが妥當じやないか、そこまでは……。ところがなぜそれが妥當かと申しますと、すぐ裁判所に持つて行くといふと、公安調査庁で調査をして、そしてすぐ司法裁判所へ持つて行つて裁判所の判断を仰ぐといふことは、權利擁護の上から言へば望ましいのであります。それはうまい行かないだらうと思ふ。それでうまい行かないといふことは却つて他の裁判の信用を落し、裁判所の信用を落す危険があるだらうと思ひます。そこでむしろ公安調査庁で調査して、それに対して一応は公安審査委員会の判断を得て、その判断を第一審として、それに対してその不服を司法裁判所で再審理するといふことにすればいいのじやないかと私は思つております。そうしますと、行政庁だけでやるということはどうも危険があると思ふのです。そうかといつて調査をして、審査を直ちに司法裁判所に渡すといふことは、これは司法裁判所はわかりにくいのです。そこで、事柄自体はよろしいが、まずく行つてもまあ仕方ないとして、そのほかの裁判の信用に影響しやしないかと思はれるのです。そこで、公安調査庁で調べたのは、今度公安審査委員会が一応の判断を與える。併しそれに対しては司法裁判所のこの審査を求める途を開くといふことが必要じやないかと思ふのです。

○吉田法晴君 そうすると、お考えによりまふと、公安審査委員会が判断をしても、その効力を認めないで、そ

して司法裁判所でやらせる。この点が入っているわけですね。

○公述人(瀧川幸康君) 効力を認めないというのは、異議の申立てがないときには、つまり一審、二審の關係と同じに見まして、それで審査委員会の審査で満足していれば効力は起きますが、満足しない場合は、不服を申立てた場合にその司法裁判所で審査したらどうかと思うのです。

○委員長(小野義夫君) この程度で瀧川先生に対する御質問は……。

○伊藤修君 もう一点だけ……。瀧川先生のお説によりますと、この委員会を一番にして、裁判所はまあ二審若しくは三審の形にして行く。それはよろしいが、その間の異議の申立てのない場合は勿論第一審たる委員会の決定に服する。異議のある場合においてはその決定の効力を発効せしめない、当然停止するという方にしていただければいいか、その点如何でしょうか。

○公述人(瀧川幸康君) そうでござい

ます。
○吉田法晴君 それじやもう一つの点は、三條の一号のイとロとの關係であります。内乱の予備、陰謀の教唆、扇動、或いは正当性や必要性を主張した文書、図書の印刷その他ということ、非常に範圍が限定されなくないで、非常に広い範囲に及ぶという疑問を持つたのですが、立案者の説明は、例えば内乱の場合に朝憲案といふことでなくて、暴動といふものも含む、こういうまあ説明だ。そこでただ朝憲案だけの正当性云々だけではいかんと、これではこの要件にまあ合致しないのだとこういふのですが、例え

ば先ほどの御引例になつたような革命の正当性その他についてはその革命の中に朝憲案のみならず、やはり行動も入ると、こう考えるのですけれども、その立案者の説明に關連してもちよつとその辺の細かい説明をして頂きたいと思ひます。

○公述人(瀧川幸康君) ちよつと今の御質問の趣旨がわかりませんが、内乱罪は朝憲案の目的を以て暴動をすること書いてあるのですが、朝憲案といふのは目的なんですね。つまり同じ暴動をやつても、ただ暴動したのではなく、内乱罪にならない。朝憲案といふのは内乱罪にならない。朝憲案といふ目的を持つていふ暴動だけが内乱罪になると、こういうことなんですか、これは學説では主觀的違法要素と言つておりました、つまり同じ暴動でもその主觀的な朝憲案といふ目的を持つていふ場合の暴動が内乱罪になると、こういうふうに説明しているのです。が、今の朝憲案といふものと暴動といふものをお分けになりますと、朝憲案といふものは、これが犯罪人の頭

のなかにあることなんです。その点からゆる行動は暴動として現われるわけなんです。こういうことです。それが七十七條の趣旨ではどういふふうになつていふと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 有難うござい

ました。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始め

て。弁護士堀崎直義先生の御意見を承

ります。

○公述人(堀崎直義君) 私は只今委員

長より御紹介頂きました弁護士堀崎

でござい

ます。

今日

の

國

際

情

勢

と

我

が

國

の

緊

迫

いた

り

お

り

ま

す

る

現

状

と

を

結

び

つ

け

て

見

ま

す

と

い

う

と

、

誠

に

遺

憾

な

こ

と

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

私

の

考

え

と

い

た

し

ま

し

て

い

ま

す

が

、

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

罰

法

規

を

設

け

る

と

い

ふ

と

は

本

案

の

ご

と

き

刑

ではなからうか、かように感ずる一人であります。それは私がただ漫然これを主張するのでないものでありまして、現に治安維持法についてこれを見て、わかりますように、治安維持法の適用を見て、直ちにこれは判然するのでありまして、初め治安維持法を適用した場合とその後において、末期において適用した場合とは非常に違ふのでありまして、初めの時代は滑らかに行つておつた。ところが漸次思想が悪くなつた。思想が悪くなるにつれて神経を尖らして参つて、いわゆる全然良民でもなければ、こういう考えを持つてゐるのではないか、こういうような人間ではないかといふうちにこれを曲解いたしました結果、往々にして非常なる禍いを受けてゐる人が多いのであります。一この例を私はここに申上げることとも時間の關係でこれを申しませんが、随分ひどい場合があるのであります。これはそういうふうになりやすいのである。みんなそういうふうになつて来る。最後に至つてはなか／＼以てこれがために汚名をこうむつて、汚名を拭うことのできなかつたような人が私知つてゐる限りにおいて、これは多数とは申しません、三、四を数えるのであります。これが即ち危険なのである。かような場合は皆さんこれは迷惑ですとどこであります。誰、何人が、いつ、どういふような汚名を受けるか。これはわからないということになる。枕を高くして寢てもおられんという次第であります。それを除くにはどうし文の中からこれを削除しなければいかん、修正しなければいかんといふうちに私は痛感するのでございます。ちよ

つとこれは余事に亘るようでござい
ますが、事裁判に属するので、裁判所の
方面においては神格を失はしたり、む
やみやたらに拡張の解釈をすることは
ない、そういうふうには思ひますけ
れども、裁判官といえどもやはり人間
でありますから、やはり社会情勢に
は多少の動搖を来すこともこれは免
れんところでありまして、多少余事に
亘るようでありまして、本問題と全
然同一ではございせんが、現に御承
知の公職追放令の適用について私はそ
れを見ておるものであります。公職追
放令という第十五條にござい。公職に
出でたり。公職の候補者の推薦届出
又は選挙運動その他の政治上の活動
をしてはならん、その他の政治上の活
動」という文字に非常に含ませまし
て、これを拡張して、随分これは検事
局のほうでもこれとしようなもの
を起訴して、裁判所に運ばれ、裁判所も
これを持て余して先般の大赦によつて
初めてその人を解放したという事例が
あるのである。これは或る学者が演説
会その他に招かれまして、そうして自
由主義経済のことを述べた。これは経
済学者であるから自由主義経済とい
うものを平常から考えておつたので演説
をした。昭和二十二年、三年頃は、御案内
の通り非常に物価が高騰した時代であ
りまして、財産家は財産家として、貧
乏人はなお更として、財産家は何かと
して自分の財産を保護して行きたいと
いうところから大学者を招いて、そう
していろいろの意見を聞く。意見を聞
くのは一人で聞くよりも多数の人を集
めて聞くというので、その講演を開
いてもらつた。その席上において自由

経済のことを一席話して、かく／＼が
ように経済状態が変化するということ
を話したというので、これは即ち今
議上あげました公職追放令の第十五條の
その他政治上の活動をなしたるものと
いうことに拡張解釈をせられる。而
して検事局がこれを起訴して参つた
という事実があるからあります。か
なわけでありまして、この破
壊活動防止法案といふとき、この破
壊活動防止法案といふとき、而も
深刻な刑罰を以て臨まれておるこの法
規においては、よほどこれは注意して、
各條文の上においても扇動のごときは
勿論、教唆の点についても瀧川教授が
先ほど申されましたように、よほどこ
れは考慮の余地があると私は考へるの
であります。かような意味において、
この扇動という字句は絶対にこの破壊
活動防止法案からこれを削除すること
が必要であるといふことを私は主張す
るのであります。

次に私が先ほど第二点として論述を
進めたいと申しましたそれは、公安調
査庁、公安委員会、これはこの法案に
ありますように、そのまゝにこれを
存続すべきものや否やという点であり
ますが、私はこれは廃止して然るべき
である。むしろ廃止することが安当で
あるといふふうに考へるものでありま
す。先刻も申し上げましたように、この
法律には憲法において保障されてお
ります言論、出版、集会等の、この国
民の自由の権利を制限せんとするも
のでありまして、この影響というも
のは実に大きいのであります。この
自由といふことは、我々国民にとつ
ては殆んど生命に次ぐほど大事なも
のである。極端に言うならば生命と

同様のである。生命と同じであると言
つてもよろしいくらいに、大切なこ
れは権利であります。現に米国の最
高裁判所のブラック判事は、こうい
うことを言つておる。ブラック判事は、
自由といふ、この人民に與えられて
おる自由の権利といふものは、
これは我々にとつてはまさに心臓で
ある。体の心臓である。心臓が弱め
られれば即ち体が弱む。体が弱つて
参れば心臓が衰弱する。心臓がとまれ
ば体はいわゆる死んでしまふというこ
とを言つておるのである。この自由
といふものが如何に尊いものである、こ
の米国の最高の大官の言葉を借りてみ
ましても誠に明瞭である。私が又さ
うなことを申さずといへども、皆さん
においては十分御了承の通りでありま
す。それは大切なところのこの自
由の権利を制限することとございま
す。政的の方面においては処分を委ねま
して、やはりこれは公明正大に裁判所に
これを担ぎ込んで、そうして裁判を願
うといふことが一番安心ではございま
すまいか、かういふふうには私はこれ
を思ふのであります。而もこれが全然司
法的処分でないといふことであればと
にかくでありまして、これは司法的
の処分であることは二十一條のこの決
定をなすといふ箇條を御覽願いまし
ても直ちに領かれるのでありまして、
これ／＼について却下する、これ／＼
については棄却する、これ／＼である
場合においてはさうにこれを決定す
る、行ふように決定するといふことが
出でるものであります。如何にも裁
判所のやるやうなことにちやんと出
ておる。條文自体がさうなつておる。

わゆる準司法的のこれは処分であると
言わなければならぬのであります。而
うしてこれが一たび解散されるときか
一たびこれが問題になるといふこと
なりましてならば、これは試うべから
ざるどころの損失でありまして、その
損害といふものは実に大きいのであ
ります。丁度人が或る疑いを受けまし
て起訴されるということ、取調べを受け
るということ、これは何でもないこと
でないものであつて、その人の身になつ
たならば到底堪えられないことになる
のである。それと同じように、ここに
問題になります取調べを受けるので
あるから、或いは言論の問題について
はどうだこうだといふ／＼調べられた
末に解散をされるとか、或いは言論の自
由の制限をされるといふことになつた
ならば、これは試うべからざるどころ
の打撃を受けるのであつて、勿論これ
については国家賠償法等がございま
すけれども、これを以てのみでは償
得ないものであると私は思ふのであり
ます。而もこの調査官や審査委員会
といふものを司法省の外局とこれは
しておられます、司法省の外局とし
ておられる。ここに又一つ思ひをめぐら
なければならぬのであります。司法
省の外局とされておる。これは何であ
るまいか、これは司法省の外局と
筋であることだけは、これは間違ひ
ありません。指揮監督はされぬといふこと
は、これは免かれぬ事実であります。
○委員長(小野義夫君) 塚崎先生、太
分時間が少なくなつたので、氣をつけ
て願ひます。

○公選人(塚崎義典君) 簡単に申上げ
ておるものであります。じや簡単にと
どめませう。……さうなわけでありま
すのみならず、簡単に申し上げます
が、旧時代においては、御案内の通り検
事局と裁判所といふものが同じ棟の
下に事務を執つておつたことがござい
ます。これでもいかに。検事局と裁判所
といふものは何か一緒のものではない
かという疑いを受ける。これではいけ
ない。国民の信を置くわけにはいか
ないといふところから、わざ／＼加藤司法
大臣でありましたかの時代に、これ
はいかに、全然別になければいかん
といふので別にして、新憲法において
は御案内の通り全然これは司法省
——今は法務府であります——法務府
といふものを裁判所と離して独立して
参つたのであります。昔から独立して
おるといふことが、人事についてはや
はり司法省がこれを監督しておつた
といふ關係から、疑いを差込まれてお
つたのであります。それすらも疑い
があるといふのでやめておるのに、今日
この形において、新憲法の時代にお
いて、又元の木阿彌で司法省の外局に
只今の委員会或いは調査会等を持つ
て参つて設置することは如何でござい
ます。私はこの意味においても賛成
ができませんのであります。殊に非常
に事が細かしくなりましたけれども、
経費の点からいまして見ましても、
これは一つ考へなければならぬこと
であります。丁度これは公安保護委員
会といふものがございまして、この経
常費は幾らぐらいかといふと二億八千
三百万円といふ大額、いわゆる三億
からの金を費すといふ……經常費はさ

ようになつております。これがよく今度の公安調査庁と組織が似ておるのであります。経費の点においても大体において同じであります。殊に新らしく庁舎を新設するというようなことになつたならば、どうしてもこれは十億近くの金を費すことにならなければならぬ。国民は税金に泣いておる、苛政の請求とは申しませんが、殆んどこれに近いような状態であつて、国民ごとくが困つておる矢先に、十億近辺の金をこれに払つて、それも必要があるというならばですが、それほどの必要は感じない。私はこれを裁判所においていわれる今の検事局、警察を或いは増加して、強力にこれを持つて行つてやつて行けば、この十億の金が或いは三億、二億の金で賄ひがでるのではないか。国家経済の上から以て見ましても非常な利益があるというのを私は考へるのであります。そこでこれは長くならぬから……。

○委員長(小野義夫君) 成るべく簡単にお願ひします。

○公述人(塚崎直義君) さようなわけでありますからして、裁判所について初めからというわけではございませんが、差当り今の警察官の人員を殖やして、そして検事局で取扱つて、それから直ちに裁判所に運ぶということが非常に私はスムーズに行くのではないか。而して国民の疑いを受けることが少ない。これだけは私は請合ふことができるのであります。その意味において私はこの新設を賛成せないのであります。これはいろいろの都合によりまして……ちよつとここでどうしても申上げておきたいことでありまして、これを以てお答えいたしておきたいと

たいと思つたのであります。……だここにおきまして、裁判所において解散というようなことはでき得ないのじやないか。どうも団体の解散というようなことは、裁判所自体が直ちにやるといふわけにはいかんのじやないか、こゝういふ説があるやに聞いておるのであります。これはできんわけはない。商法の五十八條によつて見ると、株式会社の創立ができて一年以内のその事務に従事するやうな配が見えず、いわゆる解散の配が見える場合においては、株主若しくは利害関係人より請求があれば直ちに解散を命ずることができるといふように、現に商法の五十八條に明記されておるのであります。これができる以上においては、当然の場合においてもできんといふわけはないと私は信ずるものであります。

それからもう一つ、裁判所であるといふことになつたならば、この処分が非常に遅れるのじやないか。これは遅れることは禁物でありまして、私もさうに思ひますが、遅れる場合においては仮処分をすればよろしいのである。仮処分というものはちゃんとある。仮処分でありまして、而して特別の判事を任命して部を設けてやる。この事件でも、他の事件は放つておいても、先ずこの事件についての審理を始めるというところがちゃんと明記されておるのであります。……この中に……特別の部を設けて……やれば決して遅れない。むしろ早いかも知れん。こゝういふふうにも考えられるのであります。これだけは附加えて、或いは反対の御議論のあるかたに私はこれを以てお答えいたしておきたいと

思ふのであります。

それから最後に簡単に申し上げますが、若し法案通り調査官並びに調査委員会というものを設けるといふことは、だならばどうであるか。この場合においては是非とも利害関係者を審査委員に出頭せしめてその弁解も聞き、その主張するところも聞き、証提を提出させただけのどうして運びにならなければいかんと思ふのであります。現に調査局においてはどうかであるか。調査局の場合においては弁解士をつけるとか、証提を出すとかできる。弁解も聞かうといふことができる。これは尤もな話で、当然なことである。ところが肝心要めの場合においてはどうかであるか。書面だけで審査する……書面だけ見てこれでよろしい、お前はどうかとこれに反するらしいから前問題と解散せよ、お前はこれだから刑事問題として送る。或いは言論において甚だ怪しうなので一々抑えられろといふのは、これは私は主客顛倒であると思ひます。要するにこの場合においても、大抵本人を喚び出して……勿論証提はその前に出しておられますけれども、出しているのちにおいて、いわゆる検察官側……検察官側と私は申しますが、いわゆる審査員、調査官ですね、調査官のほうから新しい証提を出す、或いはこつちから出してという証提に対して、反対の証提を出すという場合において、これに對する防禦の方法、攻撃の方法等は一つも規定されておらぬのであります。これは無茶でありまして、全く肝心要めのところに至つて調査官の

ほうでは証提をちゃんと自由自在に出されるが、こつちのほうでは出し得ないというやうな状況に置かれるといふことになつたならば、これはよほどお考えにならなければならぬ問題であるから、従つて私が主張するのは、どうしてこの設置というものを存続するといふ……設置をするといふことが是認されるならば、どうしても置かなければならぬといふことであるならば、審査委員会において、審査委員の席上において、調査官と対決させて、証提のあるものは証提を出し、主張すべきものは主張し、弁解すべきものは弁解させる、然る上においてこれを決定するといふことが、いわゆる民主国のとるべき方法ではございませんまいか。

これでなければ全く斬捨御免、旧幕時代の、極端に言うところ斬捨御免といふことに非難を受けても万止むを得ないのじやないかといふふうに私は考へるのであります。従つて若し調査局並びに審査委員会、それから調査局並びに審査委員会というものを法案通りに設置するといふことになりましたならば、どうぞ只今申しましたやうな処置に一つ運んでもらいたいといふことを私は懇望する一人であります。

或いは徹底しないところがあつたかも知れませんが、これで終ります。

○委員長(小野義夫君) 有難うございました。

次は弁護士、自由人権協合理事長海野吉君にお願い申し上げます。

○公述人(海野吉君) 只今御紹介に與りました海野でございますが、肩書が自由人権協合理事長という肩書がついておられますが、成るほど私は自由人権協会の理事長はいたしておりますけれども、自由人権協会は政治活動をしておりません。従つて今日は自由人権協会の代表としてというやうな趣旨で伺つたわけではございませんから、これを一応御了承願つておきたいと存じます。私どもが自由人権協会で活動しております面は、文化面と申しましようか或いは文藝が野蠻かといふことについて私どもは活動してゐるので、一つの政党とか或いは政府とかいふやうなことは考へておりません。その点は一つ御了承願つておきたい。但し今日は私個人として申し上げますから、その範圍は逸脱するかも知れませんが、これも御了承願つておきたいと思ひます。

結論から申し上げますが、この破壊活動防止法案については、私は賛成いたしません。反対をいたします。もういふ所のものに書いたり、ほうほうで申上げておられますから、私自身もうござりしております。従つて時間もありませんし、たくさん公述人のかたからもお話があつて、殊に本委員会では非常に審理を盡しているやに新聞等で拜見いたしておりますから、極く簡単に申しておきます。

元來こゝういふ暴力主義的破壊活動をする団体が現在日本に本當に組織されているかどうかという客観情勢について、一応私は申上げて見たいと思ふ。共產主義の方法論としてはいろいろの方法論がありましようけれども、これを現実的に、即ち我々の公共の福祉が現に破壊されているか、若しくは破壊されるかという程度に破壊活動といふことが現実性を持つてゐるかどうかということがについては、非常に疑いがあると

れども、若し団体としての問題についての取扱いが、現在では団体等規正令が講和條約の発効によつて効力を失う結果になるから、どうも隋い切れない点があるのじやないかというお考えがあるかも知れません。これは団体の行動の制約若くはこれの解散という極度の問題については、先ほど来ここで盛んに論議されておりますけれども、それはそれとして單行法を以てお出しになつたらどうだろ、と。処罰までこれを引いて行くということをなさらないで、而もその方法論としては、先ほど来塚崎さんより纏々言われましたけれども、私の考え方ではやはり司法裁判所に対して解散の要求をする訴えを起す、それで間に合わないということになれば、塚崎さんのおしやつたように仮処分で或る程度の団体の能力をとめておく、そうして争いは真剣に争つて行く、立証責任は要求する政府側に十分に挙げてもらうということであれば、私どもの持った結社の自由ということを破壊する結果になるものですから、破壊するのだというこの主張をなさるほうに立証責任をとつて頂くのが順当ではないでしょうか。それが他の権利ではない、私どもが他人から侵されることのないということを一応保障されている、そういう権利がこの状態でそれが行使されたのでは、公共の福祉が現に破壊され若くは破壊されると同様な明白な現実の状態に入ることからということの御主張をなさるほうに立証責任を負つて頂く、決して間に合わないという問題は起らない。仮処分で十分間に合つて行くということをお考えになるならば、これはまだ私どもも一考してみる価値がある、こうい

うふうに私は考えるのです。先ほど申し上げましたように、外国の政府又はその他の団体と意思を通じて内部破壊、国内の破壊をする、基本的組織を破壊するということであるならば、これは特殊犯罪として或いは考えられるかも知れませんが、こういうことが犯罪構成要件にしてしまつたら非常に立証責任が困難だという御議論がすぐ出て来ると思ひます。併し立証の困難なるものを罰するということがそれ自体がやはり危険なのです。こういうふうにお考えをもう少し変えて頂いて、この法案を一遍御破算にして頂いて、お考え直しを頂きたいというふうに考える次第であります。

誠に簡単でありましたけれども、時間もございせんので、これで失礼をいたします。

○委員長(小野義夫君) 次は国家公安委員花井忠君の意見を承ります。

○公述人(花井忠君) 国家公安委員ということを仰せられましたけれども、私が国家公安委員であることは事実であります。併し私は国家公安委員会の意見を申上げるものではありません。私もほかに資格を申し上げますれば、一面において弁護士でもあり大学の教授でもあるのであります。そのうちのどれを取出して仰せられてもそれは差支へございせんけれども、ここに国家公安委員ということをお示しになつたのでありますから、委員会の意見を代表するのではございせん。

結論から申しますれば、大体において私はこの破壊活動防止法案に対しては賛成であります。如何なる国家といえども暴力主義的な破壊活動を否定し

なくてはならないと思ひます。あらゆる国家がこれは否定しておると思うのであります。この点で日本だけが例外になるはずはないと思うのであります。鈴木弁護士から、この法案は最小限度の立法であるというお説を承つたのであります。最小限度であるかどうかは別問題といたしまして、現に我が国の治安状態におきましては必要な法案であることは、これは明白であります。その最小限度の立法であるかどうか、それはできるだけ程度を限つたものであらうと思ひますが、この法案を拜見いたしますと、憲法の保障する人民の権利というものに相當に尊重したあとが見えるのであります。最も明白なのが第二條でございます。

第二條の規定は、先ほど龍川教授は、この法律が危険なものであるからしてそのことをこの第二條に謳つておるのだ、こういうふうに仰せられております。この法案自体が決して危険でないとは申しません。危険性はあるのであります。併しその危険はこの二條によつて初めて防止されるのではないかと、勿論これは憲法上当然のことではあります。この当然の事理を明文化したというところからこの法案の意味があるのではあるまいか。つまり第二條におきまして思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由、勤労者の団結、こういう団体行動をする権利、その他日本國憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するやうなことがあつてはならないということわざ、不必要であるかも知れない事理というものを約束しているのであります。これがなかつたならば安心ができませんけれども、これがあるからして安心がで

るのではあるまいか。法案のこの第二條を抜きにして部分的に見て行きますれば、危険と思はれる法律文のあることも見出だされないではありませんが、この第二條によつて制約せしむるが、そうして取締の当局にはしつかりと約束を守らるまいかというふうなことであります。そうして先ほど憲法の保障する人民の権利を尊重したあとが見えるというところを申し上げましたけれども、例えて申しますれば第三條の第二項の規定であります。ここには刑法百十九條であります。その辺の盗水罪は省いてございませう。それから水道、飲料水に対する罪、例へば百四十六條のごときであります。恐らくこれは破壊活動としては非常に重要な犯罪だと思ひますけれども、これを抜いたというゆゑんのものは、恐らくは從來こういう罪というもののが統計に現れてない、まあ安心はできませんけれども、統計から見れば必要であるやうなことから省いたのじやあるまいか、これは立法者の意思を付度する私の勝手な解釈であります。そういふふうにも考えられる、遠慮をいたしております。それから先ほど来法人の犯罪能力、団体の犯罪能力、これは経済法ができて以来、法人の犯罪能力を認めるものが出て参りました。これは龍川教授もおつしやうごとくに、今の刑法の理念においてはソシエタス・デリングエレ・ノン・ボテスト、このラテン語の原語の通りに、法人団体というものの対する処罰はいたしておりません。議論は出ておりますけれども、これを処罰するということは今の刑法の理念の上からは出て参りませ

ん。然るに経済法においてはこれを罰しておる。そうして犯罪能力ありという説も出て来ておるのであります。が、これはやはり団体の刑罰ということにまでは行つておりません。そのほか第十五條でございます。第十五條は、「但し、審理官は、当該団体の公正且つ十分な審理を受ける権利を不当に制限するやうなことがあつてはならない。」、こういう規定を置いておりません。これも又当然の立法である。当然の事理であります。やはりこれを明文化してはつきりと国民に約束しておる。審理官はこれによつて制約を受けることなくはなりません。それから第二十七條、これは公安調査官、これの証拠物の閲覧であります。これも実際は強制権を持ちたかつたのであります。ようが、そこまではしないので、検査官又は司法警察員に対して関係ある事件に対する書類及び証拠物の閲覧を求めたのであります。みずからの権力は持たせない。それから第二十九條であります。これも公安調査官は「司法警察員が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行う押収、搜索及び検証に立ち會う」だけであります。立ち會ひ得ることだけ、若しくは閲覧することができただけの限界にとどめておるのであります。こういうことを見ますと、よほど憲法の保障する人民の権利というものに對して尊重をしておるやうである。こういうふうに考えられるのであります。

現下においてこういう法律が必要であるかどうかという問題であります。が、これはいろいろ見方もございませう、こういう法律のないことは我々の希望するところでありませう。併し終戦後の状況、殊に最近の治安状態に鑑みますれば、どうしてもこういう法案は必要である、この点は鈴木弁護士が最初におつしやつたやうであります。すべて破壊活動というやうなもの、これを未然に防がなくてはならない。事件が発生してから処置では遅いのであります。ですからこの法案のごとき行政処分も必要になつて参ります。刑罰でないではないか、刑法だけではないではないかというやうな御意見もこれら刑罰というものはこの未だ行為に出ないものに対して適用されるものではないやうな一般警戒とか、一般予防とかいふやうなことは、これは確かにそういう効果はございませうけれども、併しながら刑罰の威嚇というやうなもの、これはいづゆる確信犯的な犯罪に對してはこれは全く無力であります。のみならずすべて国家の治安を保つには、犯罪の発生以前に未然にこれを防いで行かなくてはならない。これは私の申し上げるまでもないことであると思ひます。問題になりました扇動であります。扇動はやはりこれも余り感心した規定ではありませんが、必要であるというところは我々認めなくてはならない。扇動でも数重なりますと、これは治安上重大な結果になつて参る、こう思ふのであります。本法におきましては教唆犯は独立罪としておるやうであります。これはこの學説はすでに大体独立罪説に固まつておるやうであります。これは學説を追うただけのものであらう、こういうふうな考えられるのであります。ただ私が多少疑問に思ひますのは第四條の規

る明治憲法の人権主義も相當に制限するような建前になつておつたのであります。私たちの仲間はそのために追放せられたわけでありました。そのために當時の民間の学界、言論界をいたく刺激いたしました、そして却つて反政府的な運動が強化され、いわゆる議会の政党は野党連合がますます強化されて、政府に肉迫するということになりました。結局は結果においては、この法案を制定したのが唯一の原因ではないかと思つて、数回の議會に亘つてあれだけの激しい解散に次ぐに解散を以てしても依然として野党連合に屈せざるを得ないというような結果となつたことは御承知の通りであります。それから第二の治安維持法のほうでござりますが、これは申すまでもなく當時いわゆる護憲三派内閣が普通選挙制を実施いたしますに當り、その予備的な措置といたしまして、国体の変革その他危険な行動を阻止する意味でできたものであります。が、この制度は最初は無論いわれる極左のほうに向けられて参つたのであります。その過程において普通選挙が実施されて、その後一回、二回と選挙するごとに、無論極左の直接行動は或る程度まで阻止されたと思つたものではありますけれども、併しいわゆる労働運動や社会主義諸政党が相當激しい勢力で著しく進出して参つたのであります。そして参つておりました昭和の初めのことでございますが、間もなく滿洲事変が始りまして、そして滿洲事変を終えて以後というのは、いわゆるこのうい言葉は、右とか左とかいふ言葉は余り妥當でないと思ひますが、

いわゆる軍国主義乃至極端な国家主義団体が横行する時代となつて参りました。で、無論當時の立法の趣旨としては、必ずしも極左に向けるのでなく、右に對しては直接行動をするというようなものに對して向け、又大きな政治変革を目標とするものに對しても目標があつたと思ふのでありますけれども、併しそういう満洲事変以後の軍国主義乃至極端な国家主義団体の横行は何らこれを取締ることができなくなつてしまつた。いわゆるそれに対しては全く無力であつたように思われるのであります。かような過去の事実でございまして、この点今日の法案が、無論過去の情勢とその法案の性質と必ずしも一致するものではないと思ひますけれども、過去の事例といひまして、一応参考にして頂いていいのではないかと思ふのであります。

それから第二に問題となりますのは、先ほどなたかからも御説がありましたように、今日のいわゆる破壊活動計画しておるところの団体なるものは、これはどうせそういう団体は秘密団体でありますから、正確に把握することは困難でしょうけれども、果してどれだけの実勢力を国民の間に持つてゐるかということに對する正しい判断が極めて必要かと思ふのであります。最近の事実を見ましても、それに対するその種の行動をとるように見えるのは、国民全体から見ますと極めて限られた一小部分であつたのではないかと、極めて極小部分であると思ふのであります。もう少しいたしますと、そういう極めて少部分の行動や計画に對しまして、これを制限するためにかような大規模な

法案で、先ほどお話をいたしましたように公安審査委員会、それから公安調査庁という大きなシステムを持つた組織の権力を以て臨まなければならぬ必要があるかどうかということが相當問題でないかと思ふのであります。言ひ換れば殊にこの民主主義の時代におきましては、かような国民の少数を對象とするのではなくして、いわゆる国民大衆、国民大多數の良識を對象としなければならぬと思ふのであります。我が国の大多數の国民は健全な進歩主義を支持するものであつて、かような過激な行動にはくみしないと思ひます。このことは學生の行動などについても厳密に觀察しております。余りに一部分の者の動きを過大に評價することは、却つて社会的な不安をそのために助長するといふようなことになる虞れがあると思ふのであります。勿論ここで一応考慮してみなければならぬことは、今日問題となつておりますこの法案は、性質上政治犯を對象としておるようになつてしまつた。それは申すまでもなく第三條の二に「政治上の主義若しくは施策を推進し、」云々ということがございまして、そしてそれからイからリ、又に至るまでつと列挙してあるのをごさいますから、「政治上の主義若しくは施策を推進し、」云々という点から、これは主として政治犯を對象としておると見る事ができるのであります。そうでありまして、このことと、なおその法案の對象とする社会的な現実の背後に、いわゆる世界的な大きな思想、潮流の対立があるといふことを一応想定しておるのではないかと

思ふのであります。それと同時に又他方におきましては国内に又深い矛盾がありまして、それからいふ／＼な問題が起つて来るといふことも考えられるのではないかと思ふのであります。言ひ換ればかようなことは今日では日本ばかりでなく、いわゆる世界的な一つの現実となつて参つておるようであります。そこで私はこれは全く自分の私見でございますが、かような時代的な一つの流れに對して問題を解決する場合には、無論私はこういう治安立法といふようなものが全然必要だと申すのではないのであります。併しそれだけを主として推し進めるということとは、これはいわゆる専制時代の政治方式であつて、つまり禁令禁制という点に傾きやすいと思ふのであります。それよりもむしろ積極的にさういふような根本的な原因をなくする、言ひ換れば今日の社会には確かにいふ／＼な欠陥があるのだから、そして又それに対していふ／＼な主義主張も出て来るわけでありまして、それに対してはより高い世界観に立つて、そしてそういう間違つた思想は理論的に克服する、そしてその高い世界観に立つた根本的な対策を、言ひ換れば社会をだんだんよくするといふさういふ意味での総合的な施策を伴わなければいけないのじやないか。そういう問題はこの法案に直接関係はございせんけれども、それとやはり併行して進めるといふ気がまが絶対必要なのじやないか。消極的にただこれを防禦するといふのではなくして、今申上げましたやうなできるだけ合理的な高い原理に立つて、そして國民生活の水準を高

め、経済、社会問題を解決して行くといふ点に総合的な対策が絶対的に必要なのじやないかと思ふのであります。その積極的な施策がなければ、こういう当面の問題もなか／＼解決が困難じやないかと思ふのであります。これが第二の点であります。

それから第三に、過去の事例によりますと、先ほどから皆さんからいろいろのお話がございましたように、この種の治安立法はしばしば／＼権力の濫用となつて現れたといふことであります。そしてその結果といひまして、まじめな研究や正しい言論までが相當に抑圧された場合があると思ふのであります。私は先ほど申しましたように、いづれも政治といふものが原則として暴力行為や破壊活動は認めるものでないといふ点においては、私は戦時中といへども民主主義を信じておつた一人でありまして、どんな大きな改革も、或る意味においては革命も、革命といふことは暴力によらなくても革命といふことはあり得るわけでありまして、いづれにいたしましても飽くまで民主的、平和的な方法で進められなければならぬ、その確信しておるのであります。そして又今日の治安立法も、私は提出者それ自体はかかる善意の、つまり正しい政治が必要とする限度における善意の治安立法として立案されたと思ふのでございすけれども、併し先ほどお話をいたしましたように、私は先日來い／＼な方面で、又この国会において、両院においてい／＼質問応答が繰返され、そしてそこにいるいろいろな具体的な問題が示されております。その中で非常に具体的に参考になり、又具體的解決方法とも見られるべき基準がたくさん示されておると思ふのであります。そういう点を見ますと、善意の立法といふことは十分わかるのでありますけれども、併しなから時の政府により解釈を異にするといふことはもう過去の事実が明瞭に示しておる。それからかような法律の執行に當るところの末端の機関が、ややもするとその法の精神を十分に理解しないために、いわゆる法の精神を逸脱した行動に出ることもあり得るのではないかと、かように思われるのであります。私はここでちよつと……結局はこの法案が正しい言論或いはまじめな研究を阻害してはならないといふ、その点を申上げる必要から、今日の世界の学界の現状をちよつと申上げたのであります。

私は少くとも自分の關係いたします政治学、政治、経済、社会等の問題につきまして、戦後に出版した欧米諸国の、自分の手の届く範囲内についてい／＼調べてみましたけれども、アメリカのハーバート大学のハンセン教授がこういうことを言つておる点を特に注意しなければならぬと思ふのであります。それは自然科学は今日非常に飛躍的に発達をしたけれども、社会工学のほうは極めて遅れてゐる。社会工学の面から見れば、現在まだ原始的野蛮の段階にあると、そう申しておるのであります。イン・ザ・ステテージ・オブ・プリミティブ・サーベージ、という言葉を使つておるのであります。この点は非常に注意すべき点であると思ふのであります。結局今日のい／＼な問題は、學問上におきましては自然科学の異常な発達、飛躍的な

発達に対して人文科学なり社会諸科学が非常に遅れておる。両科学の均衡が極めて不均衡な関係にあるというところに大きな原因があると思うのであります。その点を道破した言葉であると思ふのであります。そういう点から見まして、少くとも過去の治安維持法などのようにその解釈の拡張解釈などによりまして、まじめな研究者を起訴するといったようなそういう結果が来ますならば、先ほど龍川教授も言われましたように、本日に今日のいろいろな問題を解決するにはどうしたらいいか、学問上どういう根拠に立つてこれを克服すべきかといつてまじめに人文科学や社会諸科学と取組んでおるところの研究者が、又非常な恐怖と動搖を感ずるのではないかと思ふのであります。そういう点から私は人文科学や社会諸科学の領域におきまして第二、第三の湯川博士のような人の出ること

を衷心から望んでおるのであります。それによつてその面において合理的進歩的な普通法則や原理が発見され、そして社会工学即ちソーシャル・テクノロジーのほうもだんだん進みまして、そうして現在我々の前に横わつておるいろいろな問題を或る程度まで学問で解決できるという一つの目安でも立てて、そういうことに向わなければならぬのではないかと思ふのであります。私も学生などに対しまして、いろいろな主義や何かを研究するのはいいけれども、飽くまでもそれに對しては長短を明らかにしろ、どんな理論でも絶対真理というものはないのだから、飽くまで分析的方法で長短を明らかにしろ、いいところはとつてもいいが、一辺倒に小兒的な子供らしいこと

をやつてはいけないということを特に申しておるのであります。これは結局客観的な真理乃至法則というやうなものを提出するための努力であります。以上は極めて抽象的な問題を主として申上げたのであります。ともかく以上三つの点でかような治安立法ができるということはどうも弊害のほうが多くなつて、本日に効果が挙らんのではないかというように感ずるものであります。

そこでもう少し實際的なこの法案の内容に入りまして二、三自分の氣付いたところを申し上げたいと思ふのであります。それは殆んど皆さん申されておりますが、拡張解釈の余地を全くなくするといふことは、なか／＼實際問題として言葉そのものは不完全でありますから困難でありましようけれども、例えば扇動といふやうなあいまいな言葉はどうか法律上の言葉としてはどういうものかと思ふのであります。教唆と扇動との区別は無論概念的には区別できますけれども、その扇動の具体的内容が非常に問題になると思ふのであります。例えば實際問題といたしまして、これは以前にありましたように、例えば美濃部学説が日本の国体変革乃至国体を危くする学説である、そういうやうなことを言ひ出した人がありまして、そうして美濃部さんは相当受難時代を過されたのであります。併し今日の憲法は美濃部さんのような団体主権の憲法を遙かに乗り越えまして、国民主権の明確な規定をいたしておるのであります。これは無論時代の相違もありましようけれども、併しああいふ学説が当時の日本のみならず、世界のいづれの国の学説と比較しても危険な学説

であるといふことは到底考えられなかつたのでありますけれども、併し實際問題としてそういうことが起つたのであります。これはこの国会で随分いろいろな、参議院のほうも衆議院のほうも相当熱心に本会議及び委員会において御検討になりまして、具体的実例を挙げておられますから、私は一々それをここで申し上げる必要を感じませんけれども、實際問題としては外国の革命といふやうなことを引用した場合に差支えないといふようにたしか政府では言明しておられたように思ふのでありますけれども、相当やはり問題になり得るんじゃないか、扱い方が非常にむづかしくなつて来る。そういう点から考えまして扇動といふ言葉は是非削除して頂いたほうがいいんじゃないかと思ふのであります。それからなおこの法案の結果は先ほど龍川教授も指摘されましたように、検閲制度は今日では厳禁せられておりますから、實際においてははない、形式においてははないのでありますけれども、今後この法案によつて少くとも絶えず審査又は調査を受ける者が相当出て来るのではないかと、そうするとそういう人はちよつとした著作や言論を発表します場合でも全く自由が拘束されて、いふことも不安な状態に置かれておるに思ふ。

言い換えれば間接的に検閲制度の下に置かれておるというやうなそういう結果になるのではないかと思ふのであります。私は無論断じて先ほど申しましたように民主主義の信奉者でありますから、そういう暴力革命などということを絶対に否定するものでありますけれども、併しながら先ほど申しましたやうな、まじめな研究者が實際におい

て相当に過去においてはその研究や発表の自由が拘束されて来たという点におきまして、今日の人文科学、社会科学が遅れておる、この自然科学との不均衡な取返すためにもう少し伸ばしてもらつていいんじゃないかと考えるのであります。

それが一つであります。もう一つ具体的な問題といたしまして、公務員の権力濫用の場合に対する規定がもう少し明確にされなければいけないのではないかと。ただ一般刑法或いは公務員法等に譲られるだけでなく、権力濫用といふことはこれは今日の民主主義の國家社会におきましては極めて重大な問題だと思ふのであります。つまり民間人が自分らの権利を逸脱いたしました、公安乃至公共の福祉を害するといふことも無論憲法の禁じるところでありますけれども、併しそれよりもまだ権力の濫用といふことは、公共の福祉或いは人民の基本権利に及ぼす影響が大いのではないかと、従つてその点は普通の民間人の権利逸脱の行為以上に重きを以て罰するといふ、そういう規定が何らかの形で加えられなければいけないんじゃないかと思ふのであります。

それから第三の点といたしまして、公安審査委員会の構成についてであります。まあ公安調査庁を置くことも余り大袈裟過ぎるよに思ひますけれども、まあ實際問題としては結局今あるところの或る種の機関がそこへ統合されるのだらうと思ふのです。余りここに大きな予算と人員を使わない限り……實際問題としては事務局がなければ困るのだらうと思ふのであります。

けれども、公安審査委員会の構成であります。これは余り数を少くしないこと。余り多くては又機密が漏れるといふので、公安委員会でも相当問題になつておりますけれども、併しこれは余り数を少くいたしますと、或る時の権力を持つてゐる少数の人に偏しやす、だからこれは何人といふことは私ちよつと申しかねるのであります。比較的多いほうがよろしい。そうして政治家のかた／＼は申すまでもなく、学識経験者及び言論界の代表者なども、正しい意見を持つておられると思われの人を加えられるようにして頂きたいと思ふのであります。そうすれば権力濫用の問題も相當に是正されるんじゃないかと思ふのであります。

私はどうも政治学のはうでありますから、法理論はわかりませんけれども、非常に原則論になりまして恐縮であります。それだけを申しまして終ります。

○委員長(小野義夫君) どうも有難うございました。委員各位も非常に遅くまで御苦労様でございました。それでは本日は散会いたします。午後六時三十五分散会

昭和二十七年六月三日印刷

昭和二十七年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁